

第2日目（9月1日）

○副 議 長(鈴木 一君) おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○副 議 長 ただいまの出席議員数は21名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、小澤実君から家事都合のため遅刻、病院事業管理者から公務のため欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○副 議 長 日程第1、第85号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。

それでは、第85号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施が困難となりました事業などに係る経費を精査するとともに、新たに実施する新型コロナウイルス対策事業に係る費用の計上のほか、必要が生じた項目につきまして補正を行うものでございます。併せて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額が示されたことから、これまでの事業に係る財源を組み替え、整理するものでございます。

主な内容といたしましては、歳出では新型コロナウイルス感染症の影響による事業として、式典事業費において令和2年度の成人式を次年度以降に延期することとし、式典に係る経費を減額し、該当者に記念品を贈る経費を計上いたしました。雪資源活用事業費では、東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるPRプロジェクト経費を皆減とし、歳入においても、さいたま市、江戸川区などからの負担金を皆減といたしました。

新たに実施する新型コロナウイルス対策事業としては、路線バス運行事業費において、地域交通の確保を目的とし、感染症拡大により大変深刻な打撃を受けているバス・タクシー業へのさらなる支援策として、1,050万円を計上しました。

子育て支援総務費では、国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児に対して、市独自給付とする場合も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とすることが容認されることとなったことなどから、基準日の翌日から令和3年4月1日に生まれた新生児を対象に、1人10万円を支給する経費として3,200万円を計上いたしました。

病院対策費では、城内診療所において、感染症対策として実施する医療提供体制の整備に要する経費、1,180万円を繰出金に追加いたしました。

新型コロナウイルス対策以外の内容といたしまして、ふるさと納税推進事業費では、ふるさと納税の申込みが昨年の2倍に増加していることから、ふるさと納税返礼品等業務委託料等関連経費に14億1,571万円を追加いたしました。

当市出身の株式会社アルプス技研の創業者で、現在は同社の創業者最高顧問でおられる松井利夫様から起業・創業に係る人材育成等を目的とした3億円の指定寄附を頂きました。予算では1億円の計上としておりますが、8月末に寄附金を入金いただく少し前に、田園都市構想に係る分として2億円を加えられ、合計で3億円のご寄附を頂くことになったものがあります。残りの2億円につきましては、リゾートオフィス・田園都市構想に係る今後の利用計画、スキームを明確に定めた後に12月定例会において、改めて計上したいと考えております。大変急なことでありましたので、ご理解いただきたいと思っております。

松井様のご寄附の趣旨に沿う形で有効に活用していくため、基金を創設し、当該寄附金を積み立てるとともに、この基金を活用した本年度の事業として、商工業振興費にイノベーション人材育成事業費620万円を計上しました。次年度以降も寄附者の意向に沿って計画的に活用してまいりたいと考えております。

教育費では国の推進するGIGAスクール構想に関連して、6月定例会の補正予算で議決をいただきました校内無線LAN整備に続いて、ICT環境整備の設計、遠隔学習のための機能強化、1人1台の端末整備に必要な経費として、小学校、中学校、特別支援学校それぞれの設備等整備事業費に、合計2億3,025万円を追加いたしました。

また、石打小学校、上関小学校の統合協議において、新たな学校の開校を令和4年4月とする方針が示されたことから、本年度中に実施設計を完了する必要があるが生じておりまして、小学校大規模改造事業費に必要な経費を計上しております。

歳入では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、6億8,222万円を追加いたしました。第1次、第2次を合わせて国から示された限度額は11億1,557万円となりますが、これまでに充当済みの額及び今後の充当予定額を除いた額を計上しております。前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額との差額、6億1,151万円を追加しております。

これまでに実施しました新型コロナウイルス関連事業費に係る財源を臨時交付金に組み替えた結果、当初予算で財源調整として計上していた、財政調整基金繰入金の6億5,000万円を全額解消するとともに、市独自の経済支援策の財源としていた、ふるさと応援基金繰入金を3億8,534万円ほど減額することができております。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ19億7,213万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ397億2,739万1,000円とするものであります。詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、どうかよろしくご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○副 議 長 総務部長。

○総務部長 では、第85号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明申し上げます。

最初に歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

10ページ、11ページ、2の歳入からお願いいたします。

最初の表、14 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、説明欄の過年度児童手当国庫負担金 9 万円は、令和元年度実績による特例給付分不足額の追加交付の計上であります。

その下、2 番目の表、14 款 2 項国庫補助金、1 段目、1 目総務費国庫補助金です。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国から示されました 1 次、2 次合わせた限度額 11 億 1,557 万円のうち、これまでに充当済みが 1 億 8,335 万円ほどあります。それから今後の充当予定額等を除いた 6 億 8,222 万円を計上しております。

その下、2 段目、2 目民生費国庫補助金、1 節の説明欄 1 行目、地域生活支援事業等国庫補助金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問や受入れ等の体制強化——主に消耗品でありますけれども、対応する補助金、2 分の 1 補助で 1 万円の計上。2 行目、障がい者自立支援給付支払等システム事業国庫補助金は、令和 3 年度、報酬改定や制度改正等に伴い必要となります障がい者自立支援給付審査支払等システムの改修に対応する補助金、57 万円の計上。

2 節、説明欄 1 行目、子ども・子育て支援交付金は、学童保育事業に係る新型コロナウイルス感染症対策特別措置分、これは 10 分の 10 補助ですが、及び交付金要綱改訂に伴います補助金で 847 万円の増であります。2 行目、子育て世帯臨時特別給付金事業事業費補助金は、子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当受給者に子供 1 人に対して 1 万円給付をする補助金であります。10 分の 10 補助。市内に勤務する公務員 250 人分の計上であります。3 行目、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方を対象にした追加給付分であります。申請が多くて不足されることが予想されるということで、1,000 万円の増であります。

3 段目、3 目衛生費国庫補助金、1 節、説明欄の母子保健衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金で 6 万円の増。

4 段目、5 目教育費国庫補助金、説明欄の公立学校情報機器整備費補助金は、いずれも G I G A スクール構想に関わるもので、I C T 環境整備の設計、遠隔学習のための機能強化、それから 1 人 1 台の端末整備に対する補助金であります。1 節の小学校費国庫補助金 9,256 万円、2 節中学校費国庫補助金 4,422 万円、3 節特別支援学校費国庫補助金 194 万円、皆増であります。

2 節中学校費国庫補助金、説明欄の教育支援体制整備事業費補助金は、モデル校——これは塩沢中学校であります、これを指定して行います補習等のための指導員等派遣事業の補助金、2 分の 1 補助で 21 万円の皆増であります。

3 番目の表、15 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金であります。1 節の説明欄、過年度生活保護費県負担金精算交付金は、令和元年度の精算による交付金で 7 万円の計上。

一番下の表、15 款 2 項県補助金、1 段目、2 目民生費県補助金、2 節の説明欄、新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金は、学童保育事業に係る交付金要綱改正に伴います補助金、3 分の 1 補助で 383 万円の増。

2 段目、3 目衛生費県補助金、1 節の説明欄、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

県補助金は、今後の申請の増加を見込み3万円の増であります。

3段目、4目農林水産業費県補助金、1節、説明欄、基盤整備促進事業補助金は、原柄沢地区、小松沢地区における土地改良区事業の変更に伴いますもので、833万円の増。トンネル補助金であります。

めくっていただいて12、13ページ、2節林業費県補助金は、事業の名称変更に伴います組替えを行うものでありまして、説明欄の1行目、森林整備加速化・林業再生事業県補助金から155万円を皆減しまして、2行目、合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業補助金に152万円を、3行目の民有林生産拡大促進事業補助金に3万円を計上するという内容。

2番目の表、17款寄附金、1項1目一般寄附金、説明欄記載の皆様方から合計74万円のご寄附を頂いております。

2節ふるさと納税寄附金は、前年度比1.8倍とありますが、これは2倍になっておりますけれども、今、寄附金が非常に伸びております。この段階では寄附総額35億円という見込みで、返礼品等の委託費で不足が見込まれる金額、14億1,571万円を計上しております。まだまだ伸びるかも分かりません。

2目指定寄附金、2行目、松井利夫様からイノベーション人材の育成を目的として、1億円の寄附を頂いた分であります。市長が提案理由で申し上げた内容であります。8月25日に入金を頂いておりますけれども、2億円足して計3億円という金額を頂いております。今後、2億円につきましては、リゾートオフィス・田園都市構想の実現が目的となっております、12月までにスキームを決めて計上したいというふうに思っております。

3行目、一般社団法人日本善行会雪国魚沼支部様より、総合支援学校のためということで30万円のご寄附を頂いております。5行目、株式会社プリンスホテル様から、環境貢献に関する事業という目的のために、「南魚沼の美味しい湧き水」の売上げ1本につき1円を、令和元年度下半期分としてご寄附を頂いたものであります。累計が今1,100万円を超えております。

3番目の表、18款1項特別会計繰入金です。1段目、3目、説明欄、介護保険特別会計繰入金は、令和元年度低所得者保険料軽減、国・県負担金返還分で28万円の計上。

2段目、4目、説明欄、城内診療所特別会計繰入金は、前年度繰越金1,201万円の計上。

4番目の表、18款2項基金繰入金、1段目、1目、説明欄の財政調整基金繰入金は、財源充当分への繰戻しとして6億5,000万円の減額を行い、全額を繰戻しております。

2段目、5目、説明欄、ふるさと応援基金繰入金は、これまでに実施しました新型コロナウイルス関係事業費に係る財源を整理しまして、交付金などに組み替えた結果、3億8,534万円を減額することになりました。

14、15ページをお願いいたします。

6目、説明欄、森林環境譲与税基金繰入金であります。譲与税額が倍増になったということに伴いまして、譲与税の活用事業として実施しております森林整備促進事業のエリアを拡大するもので、850万円の増額。

8目、松井人材育成基金繰入金、1節、説明欄の松井人材育成基金繰入金は松井様からのご寄附によります基金を活用した本年度の事業としまして、イノベーション人材育成事業を実施するためのもの、620万円の皆増であります。次年度以降も寄附者の意向に沿って計画的に活用してまいりたいと考えております。

2番目の表、19款1項1目繰越金、1節、説明欄、前年度純繰越金であります。前年度純繰越金の確定によりまして、当初予算から補正予算（第6号）までの予算計上額を差し引いた額、6億1,151万円の計上。

3番目の表、20款5項2目雑入であります。1節、説明欄、雪資源活用事業他団体負担金は、東京2020オリンピック・パラリンピック延期に伴いまして中止しました、PRプロジェクト経費に係る、さいたま市、江戸川区などからの負担金分であります。1,550万円を皆減としております。

2節、説明欄、過年度国県補助金等返還金（介護保険分）は、財産処分——これは介護保険施設を廃止する際の財産処分でありますけれども、これに係ります補助金の返還額81万円の計上。

5節、説明欄、過年度国県補助金等返還金は、農地流動化に係る機構集積協力金の補助金の返還が発生したもので、26万円の計上。

8節、説明欄、防災ラジオ販売代金は、申請者の負担軽減のために、販売後の給付、償還払いではなくて、販売時にその単価を減額するという方法に変えましたので、442万円が皆減となっております。

一番下の表、21款市債、1項2目総務債、1節、説明欄の公共施設等適正管理推進事業債、これは下長崎保育園改修工事の増工分及び石打地区統合小学校大規模改造工事設計業務委託に係ります財源として、1,440万円の増であります。

以上が歳入の補正内容であります。

めくっていただきまして、16、17ページをお願いします。3の歳出になります。

最初の表、2款1項総務管理費、1段目、1目一般管理費、説明欄丸の式典事業費は、9月20日に予定しておりました成人式につきまして、既に公表しておりますけれども、来年の8月以降に延期することといたしております。既決予算を減じるとともに、成人式の記念品代186万円を新たに計上しまして、合計で84万円の増額ということにさせていただきたいものであります。本年度、新成人となられる方々につきましては、新型コロナウイルスの影響で再三の延期という、誠に気の毒なことになってしまいました。新成人へのエールと、南魚沼市は必ず成人式はやりますよと、市の決意も込めまして、新成人の方々に記念品をお贈りするということでもあります。1人当たり3,000円ほどで地元産のワインを今、考えております。620人分の計上。

2段目、3目電算対策事業費、説明欄丸、電算情報管理一般経費、ネットワーク構築業務委託料は、L GWANネットワーク電源とディスクの二重化構成による障害対策を行うもので、864万円の増であります。

それから3段目、4目車両集中管理費、説明欄丸、公用車更新整備事業費は、本庁舎の除雪用ドーザー及び老朽化しております公用車2台の購入で473万円の増。

4段目、7目企画費、説明欄最初の丸、ふるさと納税推進事業費は、年間寄附額を先ほど申しました35億円に見込んでおまして、クレジットカード決済手数料、ふるさと納税返礼等業務委託料、ふるさと納税ウェブシステム使用料等の不足見込額を補正するもののほか、年末に大量の書類を発送しなければならないことから、封入封緘機を購入するという事で、合わせて14億1,571万円の増であります。

2番目の丸、雪資源活用事業費は、東京2020オリンピック・パラリンピック延期に伴いまして中止しましたPRプロジェクトに係る経費、2,814万円を皆減としたもの。

5段目、8目地域開発センター及び公会堂費、説明欄最初の丸、地域開発センター及び公会堂改修費、調査委託料は、現在、耐震診断を実施しております大巻地域開発センターの改築等を検討するための調査経費として47万円の計上。

6段目、9目バス運行対策費、説明欄丸、路線バス運行事業費1,050万円は、地域交通の確保を目的としまして、市独自の支援策であります。新型コロナウイルスの影響によりまして深刻な打撃を受けておりますバス、タクシーの運営会社に対しまして、バス・タクシーの保有台数に応じた支援金を給付するものであります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としております。定員11人以上の乗り合い・貸切りバスにつきましては、1台当たり6万円。11人未満の車両、タクシーを含みますけれども、1台当たり3万円の交付金額を考えております。

一番下の表、2款2項2目賦課徴収費、説明欄丸、賦課徴収管理費は、産休を取得する税務課職員が予定よりも早期に休暇を取得したということで、会計年度任用職員の任用期間が延びまして、期末手当の支給が必要となることから2万円を計上したものです。

めくっていただきまして、18、19ページであります。最初の表、2款4項2目市長選挙費、説明欄丸、市長選挙費は、南魚沼市選挙事務感染防止基準、内規でありますけれども、これを策定しまして、新しい形での選挙の対策に必要な消耗品の経費として39万円を計上するものであります。マスクですとかアルコール、あるいは雑巾等の消耗品が主なものであります。

2番目の表、3款1項社会福祉費、1段目2目心身障がい福祉費、説明欄丸、心身障がい福祉一般経費、1行目、電算システム改修等業務委託料は、障がい者自立支援給付審査支払等システム事業の報酬改定に伴いますシステム改修費で116万円の増。2行目、過年度国県補助金等返還金は、9つの事業について令和元年度実績による返還金、1,645万円の皆増。

2段目、3目老人福祉費、説明欄丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）、介護給付費は、高額医療合算介護サービス費保険給付費の増額に伴いますもので、12万円の増。

その下、介護保険事業費は、社会福祉法人によります利用者負担軽減補助金の県負担金と低所得者保険料軽減の国・県負担金の返還金で説明欄のとおり、合わせて30万円の計上。

3番目の丸、介護基盤整備等事業費、過年度国県補助金等返還金は、歳入でも申し上げましたけれども、市内の事業者——これは萌気会でありますけれども、運営しておりました介

護施設を閉鎖するというに伴いまして、それまでに受けました補助金の事業、その返還金が生じまして、81万円を計上するもの。

一番下の丸、後期高齢者医療対策費、療養給付費負担金は、令和元年度療養給付費負担金の精算額で159万円の計上。

めくっていただきまして、20、21ページであります。最初の表、3款2項児童福祉費、1段目、子育て支援費（児童福祉総務費）の説明欄丸の子育て支援総務費であります。国の特別定額給付金の基準日、これは4月27日でありましたけれども、その翌日以降、来年の4月1日まで——同じ学年というくくりでありますけれども、4月1日までに出生しました新生児を対象としまして、一律10万円を給付するというものです。これは市独自の支援策。6月議会では実施する考えはないという表明をしておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となることが判明したこと、あるいは近隣の動向等も見ながら本市でも取り組むという決定をいたしました。3,200万円の計上であります。

その下の丸、学童保育対策事業費、学童保育事業委託料は、学童保育事業に係る新型コロナウイルス感染症対策に係る経費、これは特例措置10分の10でありますけれども、及び交付金要綱の改正に伴います基準額の増額分でNPO法人と私立、合わせて1,615万円の増であります。

その下の丸、ひとり親家庭医療費助成事業費及びその下、養育医療費助成事業費は、いずれも令和元年度実績によります返還金。

2段目、2目児童措置費、説明欄、児童扶養手当支給事業費及びその下、児童手当支給事業費、3番目、母子家庭等対策総合支援事業費は、いずれも令和元年度実績によります返還金。

4番目の丸、子育て世帯臨時特別給付金事業費は、国の新型コロナウイルス経済対策として、児童手当受給者に1万円の上乗せ給付を行う経費であります。歳入でも申しあげましたけれども、市内に勤務します公務員250人に対する経費の計上であります。

5番目の丸、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変しまして、収入が著しく減少しているという方を対象にした追加給付分であります。申請者が思いのほか多かったということで不足が予想されることから、1,000万円の増であります。5万円掛ける200人の計上。

3段目、3目児童福祉施設費、説明欄丸、保育園等施設整備事業費、土地造成工事費は、上原保育園の園庭の水たまり解消のための改修工事費、これは緊急でありますけれども、計上であります。それから牧之保育園で賃貸借しておりました駐車場を返却するに当たりまして、原型復旧してくださいという条件がついておりまして、これが398万円の計上であります。

2番目の丸、保育園大規模改修事業費、1行目、アスベスト分析調査委託料は、解体を予定しております上長崎保育園の調査費で50万円の計上。2行目、下長崎保育園大規模改修工事費は、仮設費、駐車場工事費の増工によりますもので、700万円の増。3行目、物件補償費は、東北電力、NTTの移転補償が不要となったことにより、200万円の皆減であります。

一番下の表、3款3項1目生活保護総務費、説明欄丸、生活保護一般経費、電算システム導入業務委託料及び電算システム・ソフト等使用料は、訪問活動時におきます個人情報のセキュリティ強化、あるいはケースワーカーの業務の軽減と滞在時間の短縮に向けました専用のタブレットを職員に持たせるという導入に係る経費でありまして、合わせて109万円の皆増であります。

めくっていただきまして、22、23ページ。最初の表、同じく1目生活保護総務費、説明欄の過年度国県補助金等返還金は、3つの事業について令和元年度実績によります返還金、2,772万円の皆増。

2番目の表、4款1項保健衛生費、1段目、1目保健衛生総務費、説明欄丸、職員費は、医療対策係が新設となりますので、職員が1人増員ということで、590万円の増であります。

なお、この後も出てまいりますけれども、職員費につきましては、本年度予算から各款、項に職員費を振り分けて計上しておりますので、人事異動等によります過不足を補正計上する必要がその都度発生してまいります。給料、職員手当及び共済費については同一款内での流用は可能としておりますけれども、款内での流用で対応できない、それ以上の変動があったものについては、このように補正を行うということになります。今回のこの第7号補正におきましては、職員費の総額については変更ありません。行って来いの変更でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして2段目、2目の保健衛生対策費、説明欄丸、母子保健事業費であります。1行目、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費は、今後の申請の増加が見込まれるため、7万円の増。2行目、過年度国県補助金等返還金は、2つの事業について令和元年度実績によります返還金。

3段目、3目健康診査事業費、説明欄丸、基礎健診事業費、4段目、4目予防費、説明欄丸、予防対策事業費は、いずれも令和元年度実績によります返還金。

5段目、5目医療対策費、説明欄丸、病院事業対策費（事業会計等繰出金）は、城内診療所特別会計繰出金で、城内診療所の新型コロナウイルス対策としまして、発熱外来等医療事務システムの導入。患者の動線変更に伴いますレイアウトの改修工事費。それから発熱外来等に使いますポータブルエックス線装置の購入に係ります経費であります。繰出金として1,180万円の皆増であります。

最後の表、4款2項環境衛生費、1目環境衛生費、説明欄丸、職員費は、人事異動による修正分で193万円の増。

めくっていただきまして、24、25ページです。2番目の表、4款3項清掃費、1段目、1目清掃総務費、説明欄丸の職員費は、人事異動によります補正で171万円の増。

2段目、3目し尿塵芥処理施設費、説明欄丸、廃棄物処理施設一般管理費、車両購入費は老朽化により廃車しました広報車、軽貨物自動車ですけれども、この購入費で159万円の増。

3番目の表、6款1項農業費、1段目、3目農業振興費、説明欄丸、農地中間管理事業費、過年度国県補助金等返還金は、農地流動化に係る機構集積協力金等の補助金の返還が発生し

たもので、26万円の計上。

2段目、5目農地費、説明欄丸、土地改良事業費、基盤整備促進事業補助金は、原柄沢地区、小松沢地区におきます土地改良区事業の変更に伴いますもので、833万円の増。

4番目の表、6款2項林業費、2目林業振興費、説明欄の丸、森林整備促進事業費、GIS整備業務委託料は、譲与税額が倍増したことに伴いまして、森林台帳——林地台帳ですけれども、この補正業務のエリアを拡大しまして、森林GISシステムデータを更新するもので、850万円の増。

めくっていただきまして、26、27ページであります。最初の表、7款1項商工費、1段目、2目商工業振興費、説明欄最初の丸、商工業振興一般経費、松井人材育成基金積立金は、松井利夫様からリゾートオフィス・田園都市構想の実現及びイノベーション人材の育成を目的としてご寄附いただきました基金を設置しまして、1億円を積み立てるもの、皆増であります。

2番目の丸、商工施設管理運営費、施設修繕工事費は、おくにじまん会館の3階研修室の冷暖房設備の故障に伴いますもので、240万円の増であります。

3番目の丸、イノベーション人材育成事業費は、松井様からのご寄附によります基金を活用した本年度の事業として、イノベーション人材育成事業を実施するためのもので、620万円の皆増であります。

2段目、3目観光振興費、説明欄丸、八海山麓観光施設整備事業費、施設修繕工事費は、サイクリングターミナルの空調設備の修繕とスキー場索道施設の整備に係る経費でありまして、390万円の増であります。

2番目の丸、道の駅南魚沼管理運営費は、今泉記念館の屋根消雪配管の修繕費。

2番目の表、8款土木費、2項4目道路橋りょう新設改良費、説明欄丸、道路新設改良事業費は、宮地内の市道中学校下線の舗装及び消雪パイプの全面改良で900万円の増。

一番下の表、8款5項2目住環境整備事業費、説明欄丸、市営住宅管理費は、市営住宅の給湯器、風呂釜、外壁、居室等の修繕、整備に係る修繕料などで、221万円の増。

2番目の丸、市営・市有住宅改修事業費、物件除却工事費は、老朽化しております北原住宅、それから日の出町住宅の取壊しに係る費用で、1,760万円の増であります。令和2年度に入りまして、入居者全員の移転が完了したことから今回、補正で計上させていただくものであります。

めくっていただきまして、28、29ページ。2番目の表、9款消防費、1項1日常備消防費、説明欄の丸、消防一般管理費、1行目、消耗品費は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な感染防止衣と感染症資材等を購入する費用で、280万円の増であります。2行目、修繕料は救急車ストレッチャーの修繕費用で、20万円の増。3行目、感染症検査手数料は、麻疹・風疹・水痘・耳下腺炎に対する抗体検査手数料で、82万円の増であります。これは消防庁からの通知によりまして、実施が必要となったものであります。

2段目、3目防災費、説明欄丸、防災一般経費。新型コロナウイルス感染症対策として、災

害時の避難所用に必要な備蓄用品を購入する費用であります。399 万円の増。マスク、体温計、アルコール、簡易トイレ、仕切り用のブルーシートなどの購入費用であります。

2 番目の丸、緊急時情報伝達事業費、1 行目、消耗品費 440 万円は、防災ラジオ購入費補助の申請者が想定よりも多かったということで、既に 1,000 台の既決予算を盛っておりますけれども、400 台を追加発注したいというものであります。2 行目、防災ラジオ給付費は、申請者の負担軽減のため、販売後にその補助金を給付するのではなくて、販売時に単価から差し引くという方法に変えましたので、455 万円の皆減となっております。

3 番目の表、10 款教育費、1 項 1 目教育委員会費、説明欄丸、教育改革推進事業費は、モデル校、塩沢中学校を指定して行います補習等のための指導員等派遣事業に係る経費、43 万円の皆増。

一番下の表、10 款 2 項 2 目小学校教育運営費、説明欄丸、小学校管理一般経費、修繕料は、今までの執行状況などから不足が生じると見込まれる修繕料、700 万円の増であります。

2 番目の丸、小学校設備等整備事業費は、国の推進する G I G A スクール構想に関するもので、1 行目のシステム導入業務委託料は、I C T 環境整備の設計のため、G I G A スクールサポーター配置支援に関する経費で、1,042 万円の皆増。2 行目、指導用備品購入費は、遠隔学習のための機能強化としてウェブカメラ等の整備——17 校に対して 3 万 5,000 円の整備費であります。に係る経費、59 万円の皆増。それから 3 行目、教育用情報端末購入費は、1 人 1 台の端末整備、タブレット 1 台 4 万 5,000 円、3,130 人分であります。1 億 4,085 万円の皆増となっております。

めくっていただきまして、30、31 ページ。最初の表、10 款 2 項小学校費、3 目小学校整備費、説明欄丸、小学校大規模改造事業費、実施設計業務委託料は、石打小学校、上関小学校を統合した新たな学校の開校を令和 4 年 4 月とする方針が示されたことから、本年度中に実施設計を完了する必要が生じたために、900 万円の皆増であります。

2 番目の表、10 款 3 項中学校費、2 目中学校教育運営費、説明欄最初の丸、中学校管理一般経費、修繕料は、今までの執行状況から不足が生じると見込まれる修繕料として、300 万円の増。

2 番目の丸、中学校設備等整備事業費、7,189 万円は、国の G I G A スクール構想に関するもので、小学校費で説明した内容と同じであります。3 行目、教育用情報端末購入費は、1,540 人分の計上となっております。

3 番目の表、10 款 4 項 2 目特別支援学校運営費、説明欄の丸、特別支援学校授業運営費、一般社団法人日本善行会雪国魚沼支部様よりご寄附を頂きました 30 万円であります。日々の授業運営で活用するため、消耗品費に全額を計上しております。

次の丸、特別支援学校設備等整備事業費、649 万円は、国の推進する G I G A スクール構想に関するもので、小学校費の説明と同じであります。3 行目、教育用情報端末購入費は、130 人分を計上しております。

最後の表、10 款 6 項 1 目社会教育総務費、説明欄丸、職員費は、機構改革による町史編さ

ん係の廃止に伴います1名減で954万円の減額であります。

めくっていただきまして、32、33 ページ。最初の表、2段目の2目公民館費、説明欄丸、公民館施設管理費、1行目、ネットワーク構築業務委託料は、新型コロナウイルス感染防止対策の一環としまして、リモート会議、オンライン講座に対応するため、中央公民館の6か所にWi-Fi接続用のアクセスポイントを設置する経費、110万円の計上。2行目、一般備品購入費は、大和公民館、塩沢公民館で使用しますハンディー型のサーマルカメラを設置する経費、44万円の計上。

3段目、5目文化施設費、説明欄最初の丸、文化施設維持費は、1行目、施設改修工事費、新型コロナウイルス感染防止対策として、現在、空調設備のない学校教育課事務室内の打合せ室に独立した冷暖房設備を設置するもので、83万円の計上。2行目、一般備品購入費は、新型コロナウイルス感染防止対策として、市民会館入り口に広範囲型のサーマルカメラを設置する経費、102万円の計上であります。

2番目の丸、文化資料展示館費、害虫等駆除委託料は、池田記念美術館において換気口等から侵入しますコウモリによる糞害等の被害の対策として、37万円の増。

3番目の丸、トミオカホワイト美術館大規模改修事業費、空調設備改修工事費は、現在設置しております機器の能力低下によりまして、収蔵庫の適切な室温管理が困難となっているということで、貴重な作品への影響を考え、環境を一定に保つためにエアコン1台を増設する経費、100万円の計上であります。

2番目の表、10款7項保健体育費。1段目、2目体育施設費、説明欄丸、体育施設整備事業費、施設備品購入費は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、市内の体育施設に広範囲型のサーマルカメラ3台を設置する経費であります。306万円の計上。ディスプレイ南魚沼は常設します。ほかは予備、あるいはイベント用としてですけれども、大原運動公園、それから南魚沼市トレーニングセンターの2つに置いておく形になります。

2段目、3目学校給食費、説明欄丸、学校給食一般経費、学校臨時休業対策費補助金は、4月25日から5月10日までの臨時休業におきます学校給食の損失補償の経費であります。33万円の計上。

最後の表、14款予備費。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額が示されたことから、これまでの事業に係る財源を組み替えて整理した結果、歳入歳出差額の整理を行うもので、501万円を減とするものであります。

ここで、市長が提案理由で申し上げましたとおり、今回の補正におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額が示されたことに伴いまして、これまでの事業に係ります財源を組み替えて整理いたしましたので、別にお配りした資料を基に若干の説明を申し上げたいと思います。

第85号議案関連資料、新型コロナウイルス感染症対応事業への財源の組替えに関する資料、このA3判横長の資料を昨日お配りしたかと思いますが、こちらをご覧くださいと思います。

この表の一番左側の列、編成数と書いてありますが、これは補正を編成した時期を表しております。2番目の列、歳出科目名が予算書上の事業名、3番目の列がその具体的な内容であります。真ん中の太い線で囲んでおります財源内訳（現状）となっておりますのが、今回の補正前の充当状況であります。それを今回の9月補正におきまして、組み替えて整理を行った結果が、その右側の太線で囲った、財源内訳（9月補正組替後）というものになります。

具体的には、財源内訳（現状）の部分で黄色で塗っている部分、これを緑色のほうに組み替えたという表現になっております。例えば1行目の3次内部情報システム事業費は、財源を純繰越金ほか一般財源の項で載せております、303万1,000円が載っておりますが、それを右側の臨時交付金に組み替えた。同じ金額がそこに載っておりますけれども、組み替えたという意味合いであります。

この表の中段より少し下、6月補正までの小計という段があります。その下の行、（うち財源を組み替えた額）という段がございます。6月補正、第4号までの間で新型コロナウイルス関連事業は、予算の計では11億4,037万円、財源として主にふるさと応援基金繰入金が4億9,270万円、純繰越金ほか一般財源が3億7,023万円という並びになっております。黄色の部分です。それを今回、臨時交付金に6億2,792万円組み替えます。その結果、ふるさと応援基金からの繰入金は1億2,000万円、純繰越金等からの充当は1億1,501万円に抑えることができた、という並びであります。

その下の段、7月専決、補正の第6号であります。この部分で、縦に青色に塗っておりますけれども、この部分は専決処分した段階でもう限度額が示されておりましたので、最初から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している部分であります。

その下の段、9月補正、ただいま説明を申し上げました補正の第7号でありますけれども、これに係る部分がピンクで示した部分になります。3つの市の独自支援策について合計で5,430万円を充当しております。この金額、5,430万円とその上の上の段、6月補正までに臨時交付金に組み替えた分として6億2,792万円があります。これを合わせた額、6億8,222万円が、議案書の11ページ、歳入、14款2項1目に計上した金額ということになるわけです。これらを合わせました9月補正までの計が、下から4段目の金額、8億6,557万円が今回までで充当済みとなった金額であります。

その下、薄い青色で塗った部分は、今後充当が予定されている事業であります。1段目は第2弾支援策で行いました上水道の基本料金2分1減免の負担分で8,100万円と、その下、これは今後、第4弾として市が考えております宿泊施設、あるいは観光業への支援策分として予定しております分が、1億6,900万円。この分を取り置きまして、一番下の段、ピンク色の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計（限度額）であります、11億1,557万円となるものであります。

このような形で財源の組替えを行いましたけれども、もちろん、これらは事業の完了とともにその実績額により確定していくものでありますので、ここにお示しした金額というのは、あくまで現段階での計画金額ということでご理解をいただきたいと思います。

なお、6月定例会以降の予備費充用額につきましては、8月下旬までで15件、1,661万5,000円であります。主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連で2学期の開始に伴います中学校の通学バスの増便対応、793万円。そのほか関連事業費、小学校の除菌の作業の費用ですとか、避難所用の間仕切り用の段ボールベッド、あるいはパーティションの購入費、マスクの購入費等、あるいは予期しない揚水ポンプや送水管の故障に対する緊急修繕費用、413万円等であります。あとは、修学旅行のキャンセル料、大和中学校分で105万円等の計上をしております。

議案書に戻っていただきまして、6ページであります。第2表、地方債補正、歳入の説明で申し上げましたように、起債の目的の欄で公共施設等適正管理推進事業債につきまして、限度額を1,440万円増額しまして、合計で23億780万円としたいものであります。

以上で第85号議案の詳細説明を終わります。

**○副 議 長** 質疑を行います。

1番・大平剛君。

**○大平 剛君** では、2点ほど聞かせていただきたいと思います。まず、17ページの式典事業費についてですが、ワインを、ということですがけれども、私も実はこの病気になって初めて気づいたのですが、世の中にはやはりいろいろな病気や、もしくはアレルギーを抱えている方もいらっしゃるわけで、例えばアルコールが駄目だとか、ブドウが駄目だとか、そういう方もいらっしゃると思います。

必ずしもワインに限らず、例えば10個、何か商品を選べるとか、そういう形にされたほうが、せっかくの記念品なのでよろしいのではないかと思うのです。その辺の考え方をもう一回、ワインだけだということ決めてかかるわけではない、ということだと解釈させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それともう1点、27ページのイノベーション人材育成事業費とあったのですがけれども、もうちょっと詳しい内容を教えていただけないでしょうか。

この2点をお聞かせ願いたいと思います。

**○副 議 長** 総務部長。

**○総務部長** まず、成人式の記念品であります。これはいろいろ我々も考えました。何かカタログを差し上げて、その中から選んでということもいろいろできるかなと考えたのですが、一つには、手間とかいろいろな経費がかかるという点もあるのですが、記念品として、南魚沼市で何がふさわしいかというのをいろいろ考えたのです。ワインというのは、ご本人が飲めないとか、嫌いだとかという方は確かにいらっしゃると思います。ただそれは、記念品として取っておけるのです、ワインというのは、何年か分は。日本酒はそうはいかないのですが、「祝成人」というラベルを貼りまして、南魚沼市の市章と名前を入れまして、それは一つの記念品として取っておけるものだ。

自分が飲めなくても、友達とかあるいはご両親にやることもできるのではないかと。一つ置いておける記念品として、しばらくの間はそこに置けるのではないかと。そういうメリッ

トもあって、同じ金額で一番価値があるものとして贈れるものは何だろうということ考えて結果——いろいろなご意見も、少数ですけれども新成人にも何人かにお聞きした中で、ワイン。白がいいか、赤がいいかくらいは選べるようにしたいと思うのですけれども、ワインでいこうではないかということ今、考えているところであります。

なかなかカタログというのは考えたのですけれども、いろいろ難しい点がありまして、そういう形で今、進めております。

以上です。

○副 議 長 市長。

○市 長 今ほど部長が答弁いたしました、それが本当の見解だったのです。今、お話をお聞きして、本当にとということがあれば、もうちょっと考慮はしてみたいというふうに思います。

ただ、原則はやはりあれも、これもということではできませんので、1つに絞った中で例外をやるのかどうか、それはちょっと検討させてください。今ここで、「こうやります」ということはちょっと言えなくて申し訳ありませんが、言われることも十分考えたいと思います。ただ、私としては自分が飲むだけではないと思っていて、私ならば、もし飲めないとすれば、親にやろうという気持ちを持つ子供になってほしいと考えています。

ただ、これをどういうふうにするか。そう簡単にカタログがこれからすぐできるかということにちょっとつながらないので、これはいろいろ勉強させてください。よろしくお願ひします。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 イノベーション人材育成事業のほうであります。まず、この中でいくと、謝礼 150 万円とありますが、ここは一番冒頭にキックオフ講演会を予定しております。そこで講演していただくものと、それから、その後起業する方、また事業を新しく展開する方、このイノベーション人材のほうに参加される方を公募してプレゼンテーションをいたします。そのときのためのプレゼンテーション大会用の審査員の謝礼等であります。

その下のほうは、旅行業務等がありますが、これは応募された方たちを先進地視察にということで計画しております。本来は新年度に海外研修を1人上限幾らという形で進める予定でありましたが、今、こういう状況で海外になかなか行ける形が取れないということで、当面、今年度は先進地であります十勝人チャレンジ支援事業、ここで非常に成功されている方がいらっしゃいますので、そこを視察するということ。

それから、あとほかに場所的には、宮城県の女川町というところが非常に人材育成という形で、やはり松井利夫様の関わっている事業の方たちがいらっしゃいますので、そこは職員も含めた中で視察に行くという形で予定しております。

以上です。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 式典事業費に関しては分かりました。ただ、中には親も飲めないというこ

ともあるので、その辺も考えてきちんと、せっかくの記念品ですので、いい形に収めていただきたいと思います。

イノベーション人材育成事業費ですけれども、公募という形ですが、どういう形で公募されるかというのは、これから考えていかれるのでしょうかけれども、何人くらいを集める予定——集める予定と言ってはおかしいのですが、どのくらいの人数を予定していらっしゃるか。

それと、それによって——旅行業務委託とここに書いてあるので、多分、何人かというのは想定していらっしゃると思います。想定人数が集まらなかったとしても、最大限何人というのが分かると思うので、その辺をもう一回ちょっと教えていただきたいと思います。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 予算を組むに当たっての予定人数は答えられますけれども、実際、公募してどこまでというのは、審査員の方たちの結果によります。公募数が多くて余計に来る可能性もありますし、現実、今、商工観光課と農林課でやっている売場を確保する講座というところに、6次産業化で起業を目指している方が非常に多くいらっしゃいます。当然、その方たちはここに手を挙げるものと思われま。そこでプレゼンテーションで選んでいただけるかどうかというのはまた別の話であります。予算を組むに当たっての人数は、一応6名を予定しております。

ただ、松井利夫様は人数にこだわりというのはあまり持っていないようでありますので、その人数によってはまた増える可能性があるということをご承知おきいただきたいと思。います。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。6人、それにこだわらないということですが、プレゼンテーションということは、例えばですけれども、プレゼンテーションが悪ければ、6人を下回っても駄目ということになるということで認識してよろしいでしょうか。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 非常に厳しいハードルが設定されております。当然、そこでプレゼンテーションで該当なしという可能性もあるわけであり。ます。そうすればまた再公募という形も取ると思いますが、今考えている、実際に起業を目指して動いている方たちというのは、非常に一生懸命やっている方たちですので、そこで落ちるとい。うような方は少ないのかなと。

ただ、必ず起業を目指すというその強い信念というのは、松井利夫様もおっしゃって。いましたので、そこら辺の部分で判断いただくものと思われ。ますし、今、十勝人チャレンジ等を行。っている中、非常に継続されている方がいるということも聞いて。おります。その中で成功している方の事例等もあ。ります。そこら辺を総合的に考えた中で判断していただけるものでありますので、熱意のある方たちは受かるものでは。思。っております。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2点伺います。17ページ、式典事業費、今ほどの記念品の件です。これは市長がFMゆきぐにのほうでこの件をお話。されて、それをもう聞いた市民の方からの疑

問の声をいろいろ頂いています。ラジオを聞いた方から疑問の声が上がっております。成人式は中止ではなくて延期ですので、また来年も当初予算 107 万円ですけれども、これがかかるようになります。来年度になりますと、その分が 2 回かかるわけです。そこまでのことをして、成人の方々が喜ぶだろうかということも聞いています。

決算額ですと 95 万円とか 92 万円くらいしか、今までこの式典全体でかかっていないのです。その中で、この記念品は 186 万円かかると。ここまでの費用をかけるべきなのかどうなのか。やはりこの金額があったら、これからまだ新型コロナウイルス感染症が長くかかって、まだまだ支援はしなければならない、本当に困っているところに向けるべきではないのかという声であります。

ワインにした経緯につきましては、今、聞きましたけれども、この割れ物であるワインをどこに送るのか。成人者の現住所に送るのか、実家のほうに送ろうということなのか。具体的にはその送り先を伺います。

2 点目、27 ページです。八海山麓観光施設整備事業費の修繕ですけれども、今ほど説明でサイクリングターミナルとスキー場ということで伺ったのですけれども、スキー場のところは労働基準監督署から指摘された修繕の部分なのか、そうではないところを修繕するということなのか。もう少し、この修繕内容について伺いたいと思います。

以上、2 点です。

○副 議 長 市長。

○市 長 ご質問ありがとうございます。ラジオ放送をご自分も聞かれてお話をされているのかどうかはちょっと分かりませんが、私はあの中で決定されたということは全く言っていません。極めて気をつけてあのラジオ放送はしゃべったのです。議会はまだこれからですから。ただ、そういう気持ちを持っているという話をした。それについて市民の方がいい、悪いということもあるかもしれません。田中さん自体はどう思っているのですか。

本当にこれだけ再三ですね——2 回ですけれども、子供たちには本当に迷惑をかけているのです。私は本当にかわいそうだと思います。しかし、今回は、必ず次もやります。ほかの自治体では中止しているところもあります。では、それで正しいですか。私はそう思わない。しかし、これはほかの自治体のことですから、言うことはできません。必ずやってさしあげたいという思いを、今回、届けたいという思いを、やはり——どなたかは分かりません。その方と会って話してみたいくらいですけれども、本当にそういうふうに思うのでしょうか。私はせめてもの、という思いです。

そして、議会の中の——またこれはどなたかが違うと言うかもしれませんが、議会の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中で、本来はプレミアム付き飲食・宿泊券を差し上げようではないか。だからそれを取り置きしておこうと言ったところ、あのときに反対は 1 人もいませんでした。1 人もいなかったと私は確信しています。しかし、子供たちは今ここに帰って来られないではないかと。プレミアム付き飲食・宿泊券がいろいろなことでも

めたということを言っているのではなくて、12月31日までの中で、それからお盆も過ぎて  
いるのです。

そして、その中で、子供たちに、今、帰って来いと言いつらいという状況がある。しかし、  
その中でやれるなら何なのか。説明があったとおり、お酒だったら、これは日持ちという問  
題があります。しかし、ここの本当のブドウ——県内産かもしれませんが、ここでや  
っているワインを送ってさしあげるとのこと。これは南魚沼市として、反対の声というよ  
りも、よかったという声のほうが聞こえてくるのではないかと私は自分では確信していま  
すけれども、そういうことも勘案して、そういう発言をされるのか。私はちょっと疑問で  
す。まずその点。

それと、送り先とかについては担当のほうに答えさせます。そんなことは私は枝葉の問題  
であると思います。

しかし、もう一つ、先ほどの八海山麓の問題があります。田中議員はこの間、一般質問で、  
あれほど地域の代表の皆さんが傍聴も来る中で、朗々と私に向かって八海山麓の問題を訴え  
られました、ですよね。非常に分かっております。

そして、あの労働基準監督署から言われている問題は、本当に過酷なほど我々としては受  
入れ難い、そういう指導だったのです。それを本当に行政の担当者たちは、労働基準監督署  
に直談判のような形で行って、これを何とか、今、これだけの苦境にある中で、果たしてこ  
ういう指導どおりやれると思いますか、ということ、私も行く覚悟もしましたし、そうい  
う中でようやくこういう減額をさせてもらって、必要最小限の整備に向けてやれたのです。  
そういうことは言葉の中では出てこないかもしれない。

しかし、その辺もやはりああいう一般質問をやったのであれば、どういうふうになってい  
ますか、ということ、私にもただしてもらえれば、もっと説明ができました、という思いで  
す。そういう努力もした中でこういう金額が出ております。ほかのものも付随しているかも  
しれませんので、それについては担当のほうに答えてもらうことにします。よろしくお願  
いします。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 記念品の送り先のことですけれども、ぜひ、また来年度以降になりますけれ  
ども成人式をやり、とそういったお手紙と、どちらに送りましょうか、というような形  
ではがきをお送りしまして、送り先等も選んでいただくというように考えております。

以上です。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 八海山麓スキー場のほう、これは索道に係る部分は、労働基準監督署の  
是正指導による索道施設の転落防止柵の修繕工事であります。この金額が約30万円弱、残り  
は全て八海山麓のサイクリングターミナルの空調設備のほうの修繕であります。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 そのラジオ放送を聞いた方は、議会の賛同を得なければ決められないけ

れどもということ、きちんと言っていた。だけれども、まず通ると思う、というふうにもはっきり言っていたということです。

それで、今年の成人に当たる新成人の方々は、本当にかわいそうです。本当にその気持ちは分かります。市長のお気持ちもよく分かります。そういうふうにしてあげたいという気持ちはよく分かります。市民もそのことは分かっています。

けれども、かわいそうなのは新成人の方々だけではありません。ここから出て、春休みも、ゴールデンウィークも、夏休みも帰って来られない人たちがたくさんいるのです。そして、その人たちに荷物を、みんな家族は送っています。毎週、毎週荷造りをして、宅急便のところに行くと、知り合いの人たちに会います。それくらい、こういう物を送るということは、家族の人たちもみんながやっているのです。行政がこれをやる必要があるかどうかということなのです。私が申し上げているのはそういうことです。

かわいそうなのは十分、分かります。ただ、この年度に成人式がちょうど当たってしまった方々。成人ですから、大人ですから、ここだけではありません。日本中、世界中がこのことで予定していたことができないというのは、もうみんなそういう状態にあるのです。つらい思いをみんなしています。親の葬式にも来られないのです……

**○副 議 長** 　少し簡潔にお願いします。

**○田中せつ子君** 　それは成人者であったら、十分考えることではないでしょうか。理解できることではないでしょうか。ですので、そういった事情とか、みんなのことを待っているよ、ということは、物を送るのではなく、そういう心を伝えるべきものでありますので、はがきとかそういった、もう一度延期しなければならなくなった、申し訳なかったけれども、みんなのことを待っている、というようなことは十分それだけで済むことだと思えます。これだけの通常の予算の倍をかけるほどの金額ですべきではないというふうに思えます。

2点目の八海山麓のほうですが、リフトの安全対策の30万円分。私はその金額が高いとか少ないとか、そういうことを言うつもりはないのです。ただ、指摘されたことについては、民間でも必ずやっていることですので、行政が持っているこの市のスキー場で、労災というようなことが起きては絶対にいけないわけです。そこについてはきちんと対策しなければならないのは、当然のことだと思えます。

この30万円で、その対策の最低限のところができるのかどうか。その点だけ再度お願いします。

**○副 議 長** 　産業振興部長。

**○産業振興部長** 　簡易的な修繕でありますけれども、できるからやったわけでありまして。そこで通らなければ労働基準監督署のほうから許可が下りませんので。労働基準監督署の是正勧告というのは非常に厳しいものであります。その中で永久的な修繕ということになれば、やはりかなり高額がかかりますけれども、当面、1シーズン越えられる程度の修繕であれば可能という――これは当然、労働基準監督署とも相談した中で進めております。市の持ち物の中で法を無視してまでやるようなことはしませんので、そこら辺はご了承ください。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 度々になりますが、17 ページの式典事業費ですけれども、いろいろな皆さんから意見が出まして、1 番議員の質問に対して市長も、内容についてその辺は少し検討したいというようなお話も今、いただきました。総務部長のほうからはワインは保存が利くというお話もありました。保存が利くのでしょうかけれども、ワインセラーでもあればいいのでしょうか、市内には蒸留酒なども造っているところもありますから、一般的な家庭の保存であれば、そちらのほうが保存活用はできるのかなというような気はします。ただ、新成人にいきなりアルコールというのがいいのかどうなのか。その辺、私は大変疑問だなというふうに思っています。

それで、このコロナ禍で、例えばこの地域でも帰って来られない方や学生さんに、いろいろな生活用品を送ったりというようなこともございましたが、これはその辺も含めて、1 番議員のところで答弁いただいたような内容でちょっとご検討をいただければというふうに思います。

それから、21 ページですけれども、この子育て世帯臨時特別給付金事業費ですが、制度というか、追加になって公務員の子供さん方に、ということになったのでしょうかけれども、これまた少し丁寧に、どういうふうなことで公務員の子供さんがなった辺りを説明いただければと思います。

それから、23 ページの城内診療所特別会計繰出金の発熱外来のところですが、医療システムとかポータブルエックス線とかということですが、例えば発熱外来用の、建物構造からいって、どこかに何かテントだとかそういったものを作らなくても対応できるということだと思うのですが、その辺、再確認だけお願いしたいと思います。

以上です。

○副 議 長 総務部長。

○総務部長 ワインはいかがなものか、蒸留酒がいかがなものか、いろいろあるのです。カタログショッピングであれば楽ですけれども、先ほど申しましたように、これから準備するにはちょっと難しい面がありますので、どこかで決めなければならないという中で、南魚沼市らしいもので、もらって何か晴れがましいもの、うれしいものって何だろうということ、ワインは結構もらって格好いい部分があるのではないかといい点もありまして、若い方々に差し上げるにはワインがふさわしいのではないかといい、そういう判断もありました。いろいろまた考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副 議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 2 番目の質問であります、公務員の 250 万円の補正についてでございますけれども、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、制度としまして児童手当をもらっている保護者の方に対して追加で 1 万円を支給するという制度になっております。

それで、今までの児童手当の支給というのが、子育て支援課のほうで一般で支給されている方は公務員以外の方になりまして、公務員の方につきましては、事業所を通じて、役所であれば、総務課を通じてお支払いしているというふうな形になっております。一般の通常、子育て支援課でお支払いしている6,341人の方につきましては、6月15日に既に支払い済みという形になっております。あと公務員の方につきましては、逐一事業所のほうから市に申請が上がってきて、個人にお支払いしていくというふうな制度になっております。

当初予算を計上した段階で国のほうから、一般の6,341人の1割増しで予算を作りなさいという指示がございまして、6月補正でも同じような形で国に申請を上げた金額で予算を盛ったのですけれども、実際は公務員の方のお子さんが多くて、予算の不足が発生しましたので、今回その不足分250万円を計上したということでございます。

以上です。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 城内診療所関係の補正の部分でございます。こちらにつきましては、また後ほど城内診療所特別会計のほうでも説明させていただきますけれども、現在の施設の中に発熱者と一般の方との待合が明確に区切りをしていないというところがあります。ですので、カウンター等を付け替え、また備品でパーティション等を入れた中で、発熱者と一般の外来者の区分を明確化したいというふうな考えでおります。外に発熱者専用の外部テント等を設置する、そこまでの対応は考えておりません。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 あと、何人いますか。

〔複数名挙手あり〕

○副 議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開は11時5分とします。

〔午前10時51分〕

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時05分〕

○副 議 長 質疑を続行いたします。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 4点、お伺いさせていただきます。最初に19ページの介護保険の件でございますけれども、説明の介護基盤等整備事業費の中で、1施設閉鎖し、その返還金をしたという部分がありました。私は今ここで初めて聞かせていただきましたので、詳細がお分かりになりましたら、お聞かせいただきたいと思っております。言える範囲で結構でございます。

それと同じ——ここで聞けばいいのかどうかあれですけれども、関連でここでしか聞く場所がないので、あえて聞かせていただきます。次のページでもひとり親世帯臨時特例給付金の件で、減収によってかなり想定数を上回る方が申請しているという部分が出ております。やはり私どもが心配しているのは、この介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険とい

う部分の、世帯主が30%減収した場合は、そういう減免措置という部分もあるのですが、今現在、当市の状況はどのようになっているのか。申請数等をお聞かせいただければありがたいと思っております。

3点目になりますでしょうか。21ページの子育て支援総務費の臨時出生給付金、新生児の給付金の件でありますけれども、この部分に関しまして、英断のご判断をいただき、本当に感謝申し上げたいと思っております。その中で正直言って、私が前回一般質問をした中で、市長は、私はこれはしません、というふうにおっしゃいました。その部分でごく私は気になって、正直言って、もし、今議会でも何もなかったら一般質問でばんばんとやろうかなと、そういう腹構えを心得ていたくらい状況の中でこういう英断をしていただいて、本当に私は感謝申し上げたいと思っております。

その説明の中で、確かにそうだと思うのですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の申請の対象になったという部分。そして、近隣がやったからという部分がありました。私が一番心配しているのは、首長として子育てに対するあのときの考え方という部分に関して、今はかなり変わってきているかと思っております。その考え方の部分をお聞かせいただきたいと思っております。なければ結構でございます。また、一般質問の中でも子育てに関してありますので、それは結構でございます。ご判断はお任せいたします。

次に27ページであります。住宅環境整備事業費。市営住宅の件でありますけれども、今、ご承知のとおり生活困窮者がどんどん増えてきている中で、公営住宅の入所希望者という部分に関して、今はどうなっているかというのをお聞きしたいのですが、私が前に聞いたときは、連帯保証人がいるというふうな形で、そのネックというのはかなり感じておりますけれども、それは今、その連帯保証というのはどのような形になっておるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上であります。

○副 議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 それでは、1点目の質問でございますけれども、閉鎖といいますか、廃止した事業所につきましては、萌気園多機能介護センター「リゾートあぜ地」が、5月31日をもって事業所の廃止となりました。廃止になった経過につきましては、人材不足というのが一つありますけれども、建物が旧来の民家を使用しておりました。したがって、建物の老朽化というのもございまして、5月31日をもって事業所の廃止ということになりました。

それで、具体的な内容につきましては、平成26年3月にスプリンクラーを建物に設置いたしました。これにつきましては、補助金を使用してのスプリンクラーの設置ということで、この補助金の耐用年数が8年間ということでございますので、まだ2年ほど償却の年数が残っております。その分を補助金の返還という内容でございます。

以上です。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2つ目にお問合せのありました、いわゆる新型コロナウイルスの関係での保険料等の減免でございます。ちょうど今回の施政方針の各論の大分後半のほうに、ちょっと取りまとめをしております。ページ数は91ページのほうに載せてございましたが、国民健康保険のほうで申請件数が181件、後期高齢者医療保険のほうは申請件数で5件、介護保険料もちょうどそのページにあります、204件の申請ということで、これは7月末取りまとめですので、その後の数値はまた動いておりますけれども、こういった件数がありまして、それをまた状況を審査しながら承認などをして進めているというところでございます。

以上です。

○副議長 福祉課長。

○福祉課長 3番目の市営住宅の関連についてお答え申し上げます。連帯保証人の関係でございますが、基本的に、今、連帯保証人を取らないという流れも出てきておりますが、新潟県のほうとしましては、まだ連帯保証人を取るという形を取っております。本市としまして、それに倣って連帯保証人をお願いする形を取っておりますが、なるべくその辺は柔軟な対応をして、利用者の方が継続して入居できるような形で調整しながら運用を図っております。

以上です。

○副議長 市長。

○市長 ありがとうございます。21ページの臨時出生給付金のことについてであります。お尋ねの向きは分かりますが、本来、私は議会はきちんと節度があるべきだと思います。今は市長の姿勢を尋ねているので、本来であれば、やはり一般質問とかでやるべきことで、質疑に当たるのかということがあります。でも、これは中沢議員の前回6月議会の、まだ乾かないようなこの間の議論を今回変えたということでもありますので、説明としては、冒頭、所信表明や先ほどの提案理由の中で話をしたとおりであります。状況が変わってきたということがありまして、踏み込めたということです。

ただ、1点は、6月議会の後も自分なりに担当課、担当部とも、やはり子育ての環境については、大変、今、いろいろな議論がされる中で、うちの市として本当にほかの市と比べて全部——本当は子供が生まれる場所は問えないわけだから、全てが一律でやってもらうべきです。そういうことがまず一番上にあって、しかしながら、それぞれ個別でやっていく中で、私どもがほかよりも劣っていない、優れているところもあるし、当然、劣っているなど思うところもあって、市長職を務めています。

この中で、今、それらの精査をする意味で、大変大きな表を作っていただいて、この事業はうちは少し劣っている、でもここはやってこられたな、そういうことを全部、精査している中で、同時期に国の交付金のほうでこれが該当するということになったときに、庁内でも話をさせてもらって、前言を翻すような形であるが、そういうふうには決断しようということで決めさせてもらったと。

根底にあるのは子育て環境をよくしようという思いがあってやっておりますが、至らぬ点

もある。しかし、これをどうやって解決していくかということ、このことだけではなくて、やっていきたいというふうに考えているところでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副 議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 最初に市長から、本当はこういうところだと。おっしゃるとおりでありまして、答弁をいただいて本当に恐縮しております。首長というのは、いろいろな部分の中で判断力——今回は安倍総理が退陣するときに、やはり一番大事なのは判断力だったというふうな言葉がありました。私は市長に対するこの思いというものを熱く感じますので、ぜひ、今まで同様、お願いしたいと思っております。

最初の部分、リゾートあぜ地の件は了解いたしました。我々は社会厚生委員会で視察に行った経緯もありまして、そこが閉まるというのは本当に寂しく——ちょっとした旅行に行きたいとき預かってもらえるとか、そういう話を聞かせていただいた中で、ああいう部分があるというのは本当に助かる部分であります。寂しく感じるわけであります。また、今までのご努力に敬意を表したいと思っております。

そこでちょっと1点聞きたいのは、今、国、県の返還金の部分でありますけれども、我が市で今現在、そうやって国と県からの補助金をもらった中で、実際事業が行われていないという部分が、春の時点ではあったのですけれども、その後、どう状況は変わっておりますでしょうか。その部分をお聞かせいただきたいと思っております。こういうことがないように私は祈りたいと思っているのですけれども、ちょっと心配なものですから、ここであえてこの部分が出ましたので、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、あと市営住宅の部分であります。今、課長からもあったように、やはり連帯保証人というのは本当に大変なのです。我々も連帯保証人の判こを、はっきり言って押さないです。今、身内でも大変なくらいな状況になっています。そういう状況の中で、ましてやどちらかという、市営住宅に入られる方というのは、因果関係が少ない方も意外と多いかもしれません。やはりそういうことで、課長がおっしゃったように、今、ほかの自治体は連帯保証人をなくしている傾向にあるのです。

今みたいに、どんどんこういうコロナ禍の状況になってきて、いろいろなときに、そこが一つの壁となる。これから暗にその部分を注視して考えていくというふうな答弁がありましたけれども、その部分がネックにならないように、我が市としてはその部分は規制の解除等は今後考えていく必要があるというふうに思いますけれども、その点、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○副 議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 今ほどの国、県の返還金の関係でございまして、介護保険事業に関しましては、国それから県、あとは市、そのほかに基金等、一定のルールに基づいた中で負担金を頂きながら事業を行っておりますので、まるきり事業を行っていないということはありません。

以上です。

○副 議 長 福祉課長。

○福祉課長 連帯保証人の関係でございます。これにつきましては、当市のほうで県の住宅を管理しているという部分が多くございまして、基本的に県のそうした動きに順応して対応せざるを得ない部分がございます。

県のほうでも連帯保証人の扱いについてどうするかといったことで協議があった中で、やはり結果として連帯保証人を外さないといったこととなりました。それを受けて、市としては県に倣って、今そういった形を踏襲しております。今後はやはりそういった方々が増えてくるといったこともございますので、今ご指摘のあったとおり、そういった部分を入れながら、今後そういった連帯保証人をつけるかどうかについても検討して、県と調整してまいりたいと思っております。

以上です。

○副 議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 では、補助金の関係はないということで了解してよろしいでしょうか。私は3月議会のときにある事業所であったということで、兼ね合いの中でそういうのがあったものですから、すごく心配しているのです。やはりみんな何とか地域のために、という思いがあった中でやっているときに、そこは改善されたというふうに理解していいかということだけちょっと確認したいと思っております。

それとあと、連帯保証人の件は、ぜひ。せっかくそういう状況で、この入居者の報告を見ても、件数に対してのあれがなかなか少なかった。どういう理由でこうなったか私は分かりませんが、連帯保証人が取れなくて入居ができなかったというようなことがないように、ぜひ、今後検討していただきたいという部分と。

先ほど質問のところでしなかったことで恐縮ですけれども、今、保険料関係の減免の部分は、やはり広報部分でまだ知らないという方が、私の耳にも入ってきているというのが事実であります。残念ながらいろいろな業種にこういう影響がどんどん出てきておりますので、世帯主に合わせた中でそういう部分が出てきた場合は、やはり制度があるわけですから、広報をきちんとやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

1点目に関しまして確認です。それでよろしかったらいいのですけれども、もう一度確認させていただきます。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の関係でございます。こちらにつきましては、市が指定している介護施設ではございませんが、県の指定でありますけれども、補助金を受けた後、事業が進んでいないという実態があります。こちらにつきましては、県のほうからも指導が行われていますが、市のほうとしても施設への聞き取り等を行っている状況でございます。現在、まだ状況としては春時点と変わっていないということであります。

以上です。

○副 議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 大体 3 点になるかと思いますが、13 ページ、一般寄附金であります。緑水工業株式会社 10 万円。これについて、緑水工業さんは多分、指定管理を受けている会社ではないかというふうに思いますが、寄附の理由とか使い方で何かあるのか。私は指定管理している企業であるとしたならば、こういった寄附行為はいかがなものかというふうに考えての質問であります、法的に問題があるかないか、ひとつお聞きします。

その下の段ですが、ふるさと納税寄附金、14 億 1,571 万 5,000 円。これについて要するに寄附の実額は、今年は 35 億円くらいになるだろうと、こういった報告があります。私はこの問題について以前からも言っておりますけれども、非常に会計が明朗でない。やはり 35 億円がどういうふうに入って、どういうふうに使われているかということ、あるいは経済的波及効果をいろいろ考察するにしても、ほとんど分からないという状況であります。これは例えば別会計などというのができるかどうか分かりませんが、その件に限って、私は公金を頂いて、どう使途が行われているかというのは、明らかにできるかどうかひとつお聞きしたい。

次の下の段ですが、指定寄附金、松井さんの問題です。この時点では 1 億円が今度は 3 億円になったと、こういう報告でございます。私も非常に驚いていますけれども、その後の 27 ページ、620 万円のイノベーション人材育成事業費というのが、多分、絡んでいるのではないかというふうに私は理解したのですけれども、急にこういう事業が出てきてもなかなか分からない。

施政方針を読んでも、何を読んでも、ちょっと分からないのですが、私はやはり寄附者の指定でありますので、寄附者の思いをきちんと捉えて、まず、それを市民にどう知らせるか。そして、どういった企画でこのお金を将来的に使っていかうとするかというあたりをきちんと——最初が肝心ではないかというふうに私は思います。そういった点で、本人の意思と、寄附者の意思と、そしてマッチした企画と、こういうものをやはり大々的に市民に知らせる方法はないものかと思いますが、いかがでしょうか。

次であります。17 ページと 15 ページに絡みますが、雪資源活用事業費でさいたま市、江戸川区等から 1,550 万円のマイナスですので、要するに事業費が入らなかったということだと思います。それについて雪資源活用が、今年度は 4,000 万円の仕事で始まったと思うのですが、そこが間違っていたらまた訂正してください。そうした中でこの事業というのは、要するに雪を輸送してイベントに使おうと。こういうことですが、来年も継続するための原資を残しているのかどうか。その辺をひとつお聞きします。

以上です。

○副 議 長 財政課長。

○財政課長 1 点目のご質問の一般寄附金の緑水工業株式会社からのご寄附であります。こちらにつきましては、緑水工業株式会社は大和のクリーンセンターのほうの業務の委託を受けている業者であります、といった形の寄附でありますので、指定管理ということでは

ございません。

あと2点目のふるさと納税の部分の明確化ということですが、今回も35億円の寄附を見込んで、まずそれに伴う経費の部分について歳出で計上しているものであります。そのまま収入の部分につきましては、最終的な部分をもって果実分という形で計上し、皆さんのほうに報告しておるところであります。

そして、その用途につきましては、これまでの経過の中でより明確にしようということで、頂いた寄附金の額、かかった経費、それを差し引いて果実がどれだけ次年度に繰り越されるのか、寄附金に積立、といったようにやっておりますので、ご了解いただければと思っております。

以上です。

**○副 議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** 松井利夫様の指定寄附金であります。1億円から3億円になったということ。当初からイメージとしましては、起業家育成支援とリゾートオフィス・田園都市構想と2本立てでありました。起業家育成支援のほうで1億円、3年間で結果を出すという構想で進めたのでありますが、松井様のほうから記者会見の数日前に、やはり同時進行していきたいということで、急遽電話によって、「もう2億円追加したい」ということでありました。そこでありがたくお受けしたという形であります。

そこで、岡村議員は早めにと言いますけれども、議決も通らない、予算も通らないところで、どこかにお知らせできるのであればそうしたいのですけれども。ここで議決いただいた後に、この後、基金条例もあります。そして今度は進めていくというわけですから、実際来年度、この1億円を使った事業に入る段階では、いろいろな部分でお示しできると思います。

そこに入るまでの部分が、この下の620万円。これで新年度に向けての準備でありますので、その段階でいろいろなスキームについては皆さんにまたお示しできるものと思っておりますし、追加の2億円については、12月議会で基金を上程する予定でいます。流れとしてはそういう形でありますので、ご理解願いたいと思います。

**○副 議 長** U&Iときめき課長。

**○U&Iときめき課長** それでは、4点目について答弁させていただきます。議員のおっしゃるとおり、歳入と歳出につきましては、東京都の開催自治体から頂いている負担金の部分の減額と、オリンピック関係で参ります江戸川区ですとか、組織委員会等で行う経費については、皆減とさせていただいております。費用の残といたしましては、400万円程度は当初盛りましたとおり、翌年度の雪の貯雪経費については、今のところ残ったままという状況でございます。

以上です。

**○副 議 長** 13番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** 第1点目の緑水工業株式会社さんは、大和の下水道処理場の指定管理者であります。一般寄附金だからいいのだと。では、一般寄附金と指定寄附金とか、そういう分

け隔てで、一般寄附金ならいいとか、その根拠は私はちょっと違うのではないかと思います。やはりもう少し慎重にやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次のふるさと納税は、経費を引いた残りを——要するに経費を計上しているということですが、その経費が14億1,000……。17ページですね。これには調達費とか、どこがどう受けているのか、なかなか分からない。どういった波及効果があるかというのは、担当者は分かるけれども、我々は分からないということでもあります。

私は、毎回繰り返しますけれども、基本的に、あくまでも納税、公金は、収入、支出については、という形を明確にしていかないと、この額が多くなればなるほど、どういった改善を——要するに、どういった収益を上げようとしているのかとか、あるいは経費をいかに減らして使えるお金をいっぱいにして多くしようとしているのかとか、そういうのも我々は結果論しか聞いていないということでもあります。

サイトを8つ増やしたとか、何を増やしたとかという話がありますけれども、そういう経過もやはり我々は知って、有効にこの善意をきちんと使わせていただくという形を取るべきではないかと思うので、旧態依然とした形だけでいいのかどうか、ひとつもう一度お聞きしておきます。

あと、松井利夫さんの件については、それは確かに議決されないうちに企画もできないとか、いろいろあろうかと思いますが、現にさっきの27ページの説明の中でも、6人だとか、あるいはプレゼンテーションをすとか——方向性というか、どういう人材育成をしようとしているのかと。やはりそれはある程度固まっているのであれば、議決後で結構ですので。

貴重なこの3億円というものは、いかに市民に知らしめして、そして、すごい効果がある事業だったなというふうにするべきではないかなと思いますので、そこはひとつ要望になるかと思えます。非常に崇高な問題だというふうには私は思っています。今、体育関係では、当時の奨励金等を頂いて、派遣費を頂いていますけれども、非常にあれもすごい事業だなというふうには私は思っています。

あと、U&Iときめき課の雪資源活用事業費の問題でありますけれども、それについては残が400万円ということは、今後、来年オリンピックがあれば、またそこに目がけた予算組みをするという考え方なのかをひとつ。ある程度は宣伝効果等の目的は果たしたと、そういう成果があったというような感覚でおられるのか、ひとつもう一回お聞きします。

以上です。

**○副 議 長** 上下水道部長。

**○上下水道部長** 一般寄附金の緑水工業株式会社さんの件ですけれども、緑水工業株式会社さんは大和クリーンセンターの業務委託の受託者ということで、指定管理ではございません。今回、寄附の際も、特に名前を挙げていただく必要もないということだったのです。この補正予算には名前が挙がっていますが、他の自治体にも今回のコロナ禍の中で、会社として善意といいますか、そういう寄附をしているということで、ありがたく頂戴したと

いう次第でございます。

以上です。

**○副 議 長** 財政課長。

**○財政課長** ふるさと応援寄附金についてのご質問の再質問であります。こちらにつきましては、当然いただいているもので、歳入にはきちんと計上し、歳出ということで計上して、予算を組んでおります。その動きにつきましては、明確にするために決算のほうでまたご説明になりますが、決算資料におきまして、どのくらいご寄附を頂いて、どれに経費を使って、何に充当したかというところでお示ししているところでありまして、そういった形で明確にはしているというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○副 議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** 岡村議員のおっしゃるとおり、事細かに説明していくつもりであります。ただ、寄附につきましては相手がいることでもありますので、寄附を頂いて、初めて皆さんにお知らせできると。ここで議決いただいた後に、今度は事業にどういうふうに進んでいくか。これは当然、常任委員会等にも細かく説明したいと思っておりますし、こういう事業でありますので、市民の方にも広くお知らせしていきたいと思っております。また、そこに付随している部分もありますので、12月議会等にもいろいろお知らせできるかと思っておりますが、おっしゃるとおり幅広くお知らせしていくようにいたします。

**○副 議 長** U&Iときめき課長。

**○U&Iときめき課長** 雪資源活用に関しましては、この度、開催自治体との協議が整いまして、行ったものの歳入と歳出について、全てを皆減させていただいたというのが、この度の内容でございます。宣伝が必要なくなったとか、そういうふうな形の考えはございません。あくまでも相手方があるところがございますので、その財源と、できなかったところに対しての減額ということで、ご理解いただければと思っております。

以上です。

**○副 議 長** 13番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** 緑水工業株式会社さんについては、コロナ禍ということで、多分、そういう他意があつてのことではないというふうに私も理解したいと思っております。そうなれば、受けるほうとしてみれば、やはり配慮が必要だと。一般寄附金でその他の中に61万円が載っているわけですから、そうすることによって明らかにならないと。これはちゃんと調べれば、何の目的ですかと。ちょっとその辺は受託業者であろうが、指定管理者であろうが、要するに公金が出ていくわけでありまして、その公金の一部が寄附されるということはあつてはならないことだというふうに私は認識しているのです。ひとつその辺は気をつけたほうがいいのではないかとこのように思います。

あとはふるさと納税については、私の考え方が違うといえればそれまでですけども、やはり普通、我々が税金を納めると総額が出ますよね。そういう感覚で歳出は歳出でやれないか

ということ。そうすると詳細にわたるので、では一般的なその部分だけを決算資料で出していると、こういうことだと思いますので、もう少しまた私も研究して話をしたいと思います。

次に松井利夫さんの問題については、これは最初の理念とか企画の部分というのは、大変大事だというふうには私は捉えています。それが後世にずっと残っていくような——3年で使い切っていていいとかそういう問題ではないと私は思うのです。そういうふうにはやはり理念が生きていくような広報の仕方を……

○副議長 岡村議員、ここは私見を述べる場所ではないので。

○岡村雅夫君 以上です。

○副議長 14番・佐藤剛君。

○佐藤剛君 では、4点質問させていただきます。まず、17ページです。今の雪資源活用事業費の問題ですけれども、あまり細かいところではないのですが、今、協力団体等の関係がなしになったから、その分等を減額したということで、それで、400万円くらい残っているということです。私のメモといいますか、当初予算から追っていきますと、今、800万円残っているのではないかという気がするのですが——これは貯雪の費用350万円は別ですよ——400万円になったと、今、議場でそういう発言があったわけです。その400万円になった経緯。例えば貯雪に350万円でなくて、プラス400万円かかったのだと。もしくは私のチェックミスで、今までの補正の中で減額があったのか。そういうところをまず最初にお聞きしたいと思います。

次は23ページです。保健衛生総務費の職員費であります。常勤職員給料というところで医療対策の係を新設するというので、医療問題は大変な心配、課題でありますので、気持ちは分かります。そして、財源的には同じ款の中で——同じ款だと思いましたが、どこか郷土史編さんのところも減っていますので、そういう予算を流用すれば増額予算がなくなってしまうので、それはそれで予算的にはいいのですけれども、今、医療のまちづくり検討委員会はまだ結論が出ていない、答申が出ていない。そしてそれを受けて市長がまた考え方も明確になっていない中で、ここの医療対策の係をつくって何をしようとするのか。市長のビジョンをちょっとお聞きしたいというふうに思います。これが2点目です。

3点目は31ページ。これはまた今さらなかなか聞くのもあれですが、一番上に小学校大規模改造の関係での事業費が出ていますけれども、900万円。これは実施設計業務委託料ということですが、それで地方債と一般財源ということになっているのですけれども、まず、実施設計の業務委託なのでこうなのか。大規模改造はこれからいろいろ出てくると思うのですが、補助的な面、補助事業の中に加わることができるのか、できないのか。非常に初歩的なことですが、今後また出ると思いますので、参考までにお聞きしたい。

もう1点、これはこの場で聞くのもあれかもしれませんが、一応、資料として第85号議案の関連資料が出ていまして、今後のことですが、予定の中であともうちょっと支援対策をするということ。これは私は非常に大切なことで、必要なことだと思うのです。一番下にあります3次観光振興事業費ということで、また限定した中での支援事業を考えて

おられるようですが、ここまで進みますと、もうちょっと幅広い中での検討。結論的には、観光ということになったらなっただいいのですけれども、もうちょっと幅広い中での支援事業の検討が先々のことであれば、あつていいのではないかと思いますので、その考え方。

4点になったと思いますけれども、お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 最後の質問から先に答えさせてもらいます。これはちょっと確認させてもらっていいですか。この表ですよ。この中の一番下から2段目の3次観光振興事業費というところですね。ここで1億6,900万円出ている。そういうふう限定していいのかということですよ。これについては、やはり私もこの表を見て、そう思われるかもしれないと思いますが、これは見解が間違っていたら私のミスになってしまうのですけれども、見解は間違っていないと思うのです。表の中で組み替えました。そして、国から来ているこの11億1,500万円ですか、この額になった場合に、残として出るのがこれですよ。

なので、これは今回いろいろな議論をすべき——多分、一般質問でも出てきていろいろな議論があると思いますが、私は一番は雇用だと思っています。本当に大変な状況が生まれるのではないかという危惧、それと観光はもちろんであります。観光もこの額でいいのかということもあるかと思っています。今回、国から出ているその11億円以上で完結するならばこういう額。しかし、このほかにも議会の皆さんといろいろな議論させていただいて、必要な支援策、経済対策、保健衛生的な対策、これらについては、当然、この中で収まるものではないのではないかと私は思ったりもして、そういうことで見ていただきたいと思っています。

そして、第4次の経済支援策としては観光のことをやろうと言っていたということがあって、ここにそういう表記になっているというふうにご理解いただくのが正しいのではないかと私は思っております。この辺は外れないようにちょっとお聞き取りをいただきたいというふうになっています。

あとすみません。医療のビジョンという話ですが、ビジョンというそこまで大きな話ではなくて、もういろいろ動いていることの部分の中の話ということで説明があるかと思しますので、お聞き取りいただきたいと思っています。

○副 議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 1点目の雪資源活用事業費の関係の答弁について、私が言葉足らずで大変申し訳ございませんでした。総額での残という話ではなくて、最初で答えたのは、貯雪の費用等はございますという意味で例を差し上げただけで、確かに事業自体の全体でいえば、800万円程度の事業費は残っております。この度、あくまでも東京2020オリンピック・パラリンピック関係で、それぞれ相手方の自治体と協議を重ねてきた金額について、歳入、歳出ともに落とさせていただいたという形でございます。

あくまでも事業費としては800万円残っておりますし、貯雪については、400万円と申しましたが、350万円の予算が残ったままということでございます。ですから、今回はあくまでも相手方との調整が整った額を落とした。今後、これから計画していた事業がなくなれば、

なくなっただけにどんどん使わずにというふうな形になっておりますが、今現在で分かっているものについては、落とさせていただいたということでございます。

以上です。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 23 ページの保健衛生費の職員費の関係でありますけれども、こちらにつきましては、年度当初から医療のまちづくり検討委員会等を含めて医療対策を行う部署ということで、係を設置しまして、1名増員しておりました。当初に計上していた分——職員費の部分について当初予算のほうで盛り込まれておりませんでしたので、今回、9月補正の中で当初から人員配置していた1人分を計上したものでございます。

以上です。

○副 議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 31 ページの小学校大規模改造事業費のことについてお答えいたします。これは冒頭でも説明がございましたとおり、石打小学校、上関小学校の統合協議会の場において、令和4年4月の開校を目指すということを決定いただきまして、それを受けますと、来年度どうしても、改修工事に入らなければいけない。それに間に合わせるためには、この秋から改修のための実施設計を行う予定で、今回補正に計上させていただいたものです。こちらについては、財源としましては、今回、公共施設等適正管理推進事業債を90%充当するような形で予算を組んでおります。

来年度の改修につきましては、当然、国の補助事業の対象になりますので、その補助対象経費については補助金が入った上でその補助裏の起債。そして、そこを出た部分についてもまたこういった適正管理推進事業債等の可能な限り有利な財源、補助金等を最大限活用した中で改修を進めていく予定としております。

以上です。

○副 議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 忘れないうちにしますけれども、市長から最初に答弁していただきました、この資料の一番下のところです。ここには3次観光振興事業費と書いてありますけれども、市長が言うように雇用というのも非常に問題になってくるだろうから、そこも含めて考えると。だから、観光ということだけにこだわっているわけではないというようなことで理解していいと思いますので、それはそれでよろしいというふうに理解しました。

それで、雪資源活用事業費の問題ですけれども、800万円くらいが委託料として残っているのです。そして、私のちょっと勘違いもありまして、貯雪業務委託の350万円というのは今年度予算ですので、今度の冬の貯雪用の350万円ですね。残っていて当然なので、私はここを勘違いしていたのですけれども。それはそれでいいのですが、残った800万円、今年度は東京オリンピックの暑さ対策、そしてそれに向けてのPRを進めてきたわけですけれども、まだ800万円残っているということは、この委託事業はまだこの先いろいろ考える要素がある。オリンピックはちょっと延期になりましたけれども、要素はあるということで理解して

よろしいのか。ここだけちょっと確認させていただきたいと思います。

3点目の医療対策係というところですけども、特にビジョンや考え方があってではなくて、今まで検討を進めてきた中で職員を1人充ててやってきた、その分の予算措置といたしますか、給料措置の予算編成上の問題だということですけども、単純にそれで考えていいのか。この予算の中になく支出なので、厳密に言えばこういうことでもいいのかということ。こういうことでもいいのであれば、今までどおりでもいいではないかというようなことになるわけですけども、この辺をちょっともう一回確認したいと思います。

全部再質問して申し訳ないのですけども、小学校大規模改造の問題です。関連の起債をして90%起債をするということですけども、それは次年度以降の事業のことなのでしょう。私が聞いているのはこの事業、特にその実施設計業務委託のところで、これをずっと右側を見てみますと、国県補助ではなくて、地方債が810万円で、一般財源が90万円。それで900万円の予算化ということなので、こういう実施設計業務については国県の事業というのは当たらないのか、ほかの大規模事業は当たらないのかということをお聞きしたのです。

来年度以降のものは当たるということですけども、今回こういうふうな予算措置をしたのは、やはり補助に当たらない。先ほど当たるような答弁がありましたけれども、当たらないのかなというふうな・・・で、どうなのかちょっとはっきりしませんので、そのところをもう一度お願いします。

**○副 議 長** U&Iときめき課長。

**○U&Iときめき課長** 雪資源活用事業費に関係してでございます。今現在残っている800万円程度の予算について、何か今後、動くめどはあるのかという話がありました。先ほどから申しあげましたとおり、対開催自治体のイベントで協議を行って、オリンピック関係のところはもう延期となりましたので、その部分については落とさせていただいたというご説明を差しあげました。

開催自治体、さいたま市ですとか江戸川区のほうの、今後の動きについてはまだ不明でございます。ですので、分かった段階のところでも落とさせていただいたという趣旨でございます。それが残っているからとかという形での考え方もございまいしょうが、今のところは対開催自治体との協議を今後深めていって、もし何かのPR機会があれば対応するというふうな想定も、まだなくなったというふうな形にはなっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

**○副 議 長** 福祉保健部長。

**○福祉保健部長** 答弁が足りなくて、大変申し訳ございませんでした。医療対策係につきましては、年度当初から設置しておりましたが、こちらにつきましては、医療のまちづくり検討委員会の運営をする上で、市の中で保健課のほうに今までも医療対策というものを検討する部署がございませんでした。そういった検討委員会を設置し、市の全体の医療政策を検討する部署としての位置づけをして動いてまいりました。

委員会のほうで9月をめどですけれども、市長への提言ということも行われる見込みでありますので、今後その部分、提言について、どういった形で実際の施策につなげていくのか。あるいは、そういったものにどういった取組ができるのか。そういったものを検討する部署として今後も非常に重要な部署になるというふうに考えております。

以上です。

○副 議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 今年度の実施設計につきましては、国の補助金の対象とはなっておりません。ただ、少しでも有利な財源ということで、交付税措置のある起債を活用させていただいているというふうな状況です。

以上です。

○副 議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 もう一回多分あると思いますので。医療対策係のことについて確認をさせていただきたいと思うのです。今までも医療のまちづくり検討委員会等のために設置した。間もなく検討の結果も出る、というようなことで医療のまちづくり検討委員会の関連のは終わるのですけれども、それに引き続いて、その結果を受けての、答申を受けての、新たな取組が発生すれば、またそれが新たな医療関係の事務ということが生じるのでしょうか、まだそこら辺は見えていないわけです。ただ、私は医療問題は大変重要な問題なので、そういうのが必要だと思うのです。

ちょっとここで確認したいのですけれども、改めて医療のまちづくりの関連でこういうところを設置するとなると、例えば医療に関連しまして地域包括ケア、そういうところも全部含めた対策をこの医療対策係のほうで考えていたり、コーディネートしたり、という考えがあるのか、ないのか。まだそこまでは至っていないければ、それはそれでいいのですけれども、そこだけちょっと確認させていただきたい。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 現在、今の段階では、医療のまちづくり検討委員会のほうから提言をいただいた部分につきまして、今後どういった展開をしていくのか。また、その提言に対して市のほうとしてどういった施策が打てるのかというところを検討する部署になるかと思いません。

議員がおっしゃるような、もっと大きな意味での包括的なものについての組織となると、また組織建て、位置づけ等も検討する必要もあるかと思しますので、そこまで踏み込んだ段階、踏み込んだ組織としては今のところ考えておりません。

○副 議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 成人式の記念品についてもうちちょっとだけ説明をいただきたいのですけれども、まず、どのようなプロセスを経て、きちんと選んでいったかというところを知りたくて——というのも、二十歳になったばかりの人たちに酒類を提供というか、記念品として送ると。じゃあ、二十歳の年代がどれだけワインというものに価値を求めているか。キリンホ

ールディングスの調査だと、たった4%しかシェアがないのです。4%のシェアしかないものを本当に求めているのか。記念品というものは、こちらから一方的に送るべきものなのか。

例えば二十歳になる、成人になる人たちにいろいろな調査をかけてみたところ、彼らが求めているものは食べ物だった。食べ物の中でも米ではなくて、飲料だった。飲料の中でも清涼飲料水ではなくて、酒だったとか、そういう様々なプロセスを経て選んだものなのか。それとも、これがいいんじゃないかなというものなのか。

ワインが、本当にお酒の価値が分かっているかどうか分からない人たちに対する記念品として妥当だったのか。その妥当だということのそのプロセスをちょっと説明いただきたいのですけれども。納得したいので。

**○副 議 長** 答弁をお願いします。

市長。

**○市 長** 端的に言えば、納得していただきたいのですけれども、例えば我々のとき文鎮だったという人もいるのですね。我々の時代は文鎮。では、それもプロセスを経て全部決めたかというところ——そういうことを言うては困るのですけれども、例えば、何を決めるかということに対して、じゃあ全部調査が要って、どうかと言われると、果たしてそうやって決めるものかなということもちょっとありながら聞いてください。

しかし、何がいいかということで、私も含めて議論させてもらいました、正直。その中で、もう大人であるというところ。そして決してその方が——先ほど飲めるか飲めないかという議論もありましたけれども、しかし、やはりこの土地のものであると。それをきちんと差し上げたいという思いの中で、ではお酒がいいのか、例えばほかにもありますけれども、お米なのかという話もありましたが、今回はボトルのラベルも、ボトルに特別なラベルを貼らせていただくという形で、やはりワインがいいのではないかというプロセスで決めたということ以外、それ以上でもそれ以下でもありません。

何かアンケートして、若者たちの本当の全部の声を集約して決めたか。そこまで言われると、完全にそういう形は取れていませんが、しかし、いろいろな若い人たちの——それは多くの数ではないです。しかし、二十歳の携わる委員の皆さん——全員ではないですけれども、そういった皆さんにもちょっと聞き取りもさせていただいた中で、「いいんじゃないですか」と。例えば言ったことに対して否定する人はいないのかもしれませんが、そういうプロセスで決めたということでもありますので、これはご理解いただきたいというふうに思っています。

**○副 議 長** 8番・永井拓三君。

**○永井拓三君** 押し問答をするつもりもないので、今、若者が選考に関わった。彼らの意見もヒアリングしたということも含めて、最後にその意見を集約したというところで、一つの納得がいくのかなと思うのですけれども。

南魚沼市がこれから本当に何を目指していくのか。例えば私も今日ここに、コシヒカリを食べよう、ということでステッカーが置いてあったりして、南魚沼市はやはり誰がどう想像しても、米がぱっとくるわけですね。ふるさと納税の人気もコシヒカリが圧倒的に多いわ

けです。

コシヒカリだったら酔いもしないし、嫌いな人も恐らく少ないでしょう。そこら辺も含めて、本当にワインが妥当なのであればですけれども、政策としての整合性と、そこら辺に若干ずれがあるような気がするのです。米を勧めていこう。米をふるさと納税のいいものにしていこう。米だ、米だ、と言っているところにきて、新成人にワインというところが、いまいちピンと来ないのですけれども。

市長がワインを送りたいという、最終的な思いを聞かせてもらって納得したいと思うのですけれども、思いを聞かせてください。

**○副 議 長** ちょっと予算とは関係ないような気がするのですが。

市長。

**○市 長** 予算とこれが関係あるのかどうかちょっと分からないですが、それをちょっと超えてお話しします。

お米はふるさと納税でも大変選ばれています。そして、我々の子供たちはみんな知っていることだと思います。誇りを感じていない子供たちはいないと思うのです。しかし、一方で本当に雪国にワインを根づかせてやってきたという誇りあるものとして、そして市が株主でもあるワイン。そして、それが今年は大変苦境にもあるという中で、これは酒類全般に、お酒全般に言えることですけれども、その中で、私はそのことがよぎらなかったかといったら嘘になります。そういったことも勘案する中で、お米は確かにそうだ。しかし、お米は、先ほどほかの議員からも、いろいろなもの送ってあげていると。みんなそれぞれ努力して送っている、ということはありません。私も人の父ですので、送っています。

そういうことはあるのですけれども、今回・・・したものとしては、ワインがいいのではないかというふうに至ったということです。首をひねっている議員もいますけれども、では、どなたが決めたらそれがいいのですか、という議論もあるじゃないですか。やはりこれを予算の審議の中で、殊さらにワインのことだけを言われても、私はちょっと腑に落ちないと思うところがありながら答弁させてもらっています。

ワインで何がいけないのかという思いが私はしますが、いかがでしょうか、という聞き方をしてもいけません。これはちょっと議論しても、お互いに思いがあるわけだから、その辺で理解をいただく以外にないのではないかなと思います。

**○副 議 長** ほかに。

15 番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** 4項目ほどお願いをいたします。27 ページのイノベーション人材育成事業費 620 万円。同僚議員からも質問が出ましたが、公募ですけれども、市内、市外からの公募をするのか。それからこれは新規で起業したいと、拡大でやりたいという方をするのか。そして、まちづくり推進機構で起業のほうもやっていますけれども、そちらとの整合性をどのようにするのか、ということがイノベーション人材育成事業費ですね。

3億円という大変大きな金額を頂いたわけですから、これを生かして、先進地視察をする

わけですので、やはりやる気のある人たちをたくさん入れて、市内に定住していただきたいという思いだと思います。

同じページの八海山麓観光施設整備事業費の施設修繕工事費 390 万円。同僚議員から出ましたけれども、小出のほうの労働基準監督署からの勧告に基づいたのもありますけれども、やはり新型コロナウイルス感染症対策ということで考えた場合に、村上市のぶどうスキー場、これは市営スキー場でありますけれども、感染症対策が不十分、取れないということで、来年度の営業は中止したというニュースが出ていました。そういう面での心配はないのかということでもあります。

それから 29 ページ、防災一般経費の消耗品費 399 万円ですけれども、いろいろな備品を入れるということですが、指定の避難所は数か所あります。これを全ての場所にそれを置くのかということでもあります。テレビ等では段ボールで仕切ったり、それからマットを敷いたりということをそれぞれの自治体の職員が訓練をしているというのが、何遍もニュースで行われていますけれども、そういった意味での訓練も併せて行うのかということでもあります。

それから 29 ページから 31 ページの小中学校、特別支援学校のほうの 1 人 1 台のタブレットの導入でありますけれども、各学校にはパソコン教室ということで既にタブレットが 1 クラス分用意されているわけですが、今後このパソコン教室に用意されていたタブレットというのは、今度はどういうふうに使っていくことになるのか。

以上 4 点をお聞きします。

**○副 議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** 1 点目のイノベーション人材育成事業につきましては、起業家育成支援は、市内の方をターゲットとしております。市内で起業している方、これから起業する方、起業していて事業を新しく展開する方を対象としております。ただ、I ターン、U ターンにつきましては、12 月で基金を設定するリゾートオフィス・田園都市構想につきましては、幅広く事業を展開する中には U ターン、I ターンも対象にしている部分があります。ここは起業家育成とは違いますが、そういう形であります。

まちづくり推進機構との整合性ということではありますが、ちょっと趣旨が違うと思いますので、特にそこで整合性を取ろうということは、今の時点では考えておりませんが、事業を展開する中で必要であれば、そこは当然、すり合わせていきます。

それから、スキー場の関係であります。村上市の市営ぶどうスキー場は、感染症対策ができないということで営業を行わないという、ちょっと私は情報を持っていないのですが、それはレストランなのか、スキー場なのか、索道なのかちょっと分らないです。八海山麓スキー場の宿泊施設につきましては、感染症対策は行っております。あとスキー場の部分で、感染症対策というものは、私はちょっとイメージできないのですが、例えば距離を置いて並ぶとか、そういう部分でやらなければいけないという指導があれば、当然、そこに沿ってやりますが、今の時点では感染症対策ができないから営業しないということは聞いてお

りません。

以上です。

○副 議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 既存のタブレットの今後の利活用についてお答えいたします。現在、小学校・中学校等には合計で 692 台のタブレットが整備されております。こちらにつきましては、6月の補正で議決をいただきました校内のLAN工事、こちらにおいて、既存のLAN配線を残したまま、新たに別のLAN配線を行うような設計を今、計画しております。ですので、今あるタブレットについては、従来のLAN配線を使って継続して使用ができるような形で整備を進めることにしております。

最終的には新たなLANが整備をされて、1人1台端末が整備をされることで、当然、こちらのほうに移行していく形にはなるのですけれども、それまでの間、今現在、授業で活用しているものを並列的にやる中で、段階的にうまく移行できるような対応を今現在は考えております。

また、完全に移行した後につきましては、今後どのようなOSのタブレットが入るかということも今現在、選定中ですけれども、県内の状況等を見ますと、Windows以外のOSのタブレットが入っているケースも非常に多々ございます。当市においてもそうなる可能性も否定できません。そうなった場合に備えまして、今、一般的なビジネスユースではやはりWindowsが主流というような状況もございますので、そういったものに対しての訓練機として活用できるような方法を現在、考えているところです。

以上です。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 防災用品の関係でございます。避難所は50数か所ございます。今回の補正でお願いしているのは、先ほど申し上げたアルコールとか、消毒とか、当然50か所開けることがありますので、その分の数は用意しております。

ただし、パーティション、段ボールベッド等につきましては、前回の一般質問でもお答えした経緯がありましたけれども、まずは要配慮者を分けなければいけないということで、学校の施設をどうやって活用できるかということも併せてやっております。その中で必要最低限のパーティションは、この補正ではなくて予備費等でも購入しておりますけれども、ちょっと数が細かくは分かりませんが170くらいは用意しておりますので、そういったお一人お一人を分けるというのはなかなか難しいとは思いますが、必要な配慮ができるような形の資材はそろえております。

以上です。

○副 議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 再質問を1つだけお願いしたいのは、今の避難所です。例えば昨年度の台風19号のときの塩沢小学校は、相当の人数が入ったのですけれども、あれをテレビで見ているような隙間を空けてやるとなると、多分、人数的には想定の5分の1くらいになると思う

のです。そうすると、毎回言っているように、指定避難所ではないところにも避難所を考えて、こういうものが迅速に持って行けるというような体制を取らなければいけないのだけれども、そこまでやるとすると、この金額では非常に少ないわけです。

だから、これは取っかかりであって、これからどんどん増やしていくのだという——それから併せて訓練もお尋ねしたのだけれども、訓練をするのかどうかということも併せてお答え願いたい。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 答弁が漏れておりました。訓練の件ですけれども、通常、総合防災訓練ということで、市民参加型で今までやっておりました。ところが今年はそれが新型コロナウイルスの影響でできないということで、今までと形を変えて、今まではそういった訓練をしていた小学校だけで避難所を開けるという訓練でしたけれども、それ以外に今回は3か所避難所を開けるという訓練をやりました。

また、市役所本庁舎においても、直接的にはすぐ避難所に関わらないと思われる職員もいますが、そこであえてパーティションを広げて、避難所はこういう形でやるのだということで、全職員が見られるような形の訓練も実施しております。

もう1点、避難所のスペースの問題です。お一人お一人を2メートルずつ分けるということになれば、当然5倍、10倍となるかもしれません。ですが、ふだん一緒に生活をされているご家族に一定の範囲で入っていただくとかということも検討しながら、ご指摘のとおり、それでもまだ足りなければ、当然、今後も検討も必要だと思っておりますので、ここは私どもも考えてまいります。

以上です。

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 採決いたします。第85号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を1時30分といたします。

〔午後0時13分〕

○議 長（小澤 実君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 1 時 28 分]

○議 長 日程第 2、第 86 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 86 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和元年度決算に基づき、前年度繰越金などを計上するものであります。

主な内容としましては、歳入では、前年度繰越金 1 億 4,090 万円を増額し、支払準備基金繰入金を 1 億 3,673 万円減額するものであります。歳出では、過年度国県補助金等返還金を 417 万円増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算に、それぞれ 417 万 1,000 円を追加し、総額を 56 億 6,517 万 1,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは詳細につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので、8 ページ、9 ページのほうをお開きください。

歳入です。まず、下のほうの段、7 款 1 項 1 目前年度繰越金です。1 億 4,090 万円を増額いたします。

上の段のほうに戻りまして、6 款 2 項 1 目支払準備基金繰入金、こちらを繰越金の関係で 1 億 3,673 万円減額いたします。前年度繰越金から歳出の必要額を差し引いた額を減額しまして、これにより補正後の基金繰入額は 3,726 万円となります。現在の基金残高は、2 億 3,393 万円ですので、今年度この取り崩しによりまして、年度末には 1 億 9,667 万円となる見込みでございます。

続いて 10 ページ、11 ページ、歳出です。3 款 1 項 1 目国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分は、財源更正になります。

下の段、7 款 1 項 3 目諸支出金の償還金、説明欄の償還金 417 万円の増額です。平成 30 年度に交付を受けた国の特別調整交付金の算定に誤りがありまして、過大な交付金分を自主返還するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 86 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 87 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 87 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和 2 年度の保険料確定賦課による後期高齢者医療広域連合納付金と、令和元年度決算に基づき前年度繰越金などを計上するものであります。

主な内容といたしましては、歳入では、後期高齢者医療保険料に 468 万円及び前年度繰越金に 762 万円をそれぞれ増額させていただき、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に今年度保険料賦課額の確定による追加納付分 468 万円、前年度保険料の精算分として 862 万円、合わせて 1,331 万円を増額し、予備費を 99 万円減額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1,231 万 3,000 円を追加し、総額を 6 億 631 万 3,000 円としたいものでございます。

詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、詳細につきまして、事項別明細書のほうで説明をいたします。

8 ページ、9 ページのほうをお開きください。

歳入です。1 款 1 項 1 目被保険者保険料、現年度分で 468 万円の増額です。令和 2 年度の保険料確定賦課に伴うものであります。当初予算時に保険料の試算は後期高齢者医療広域連合のほうで行っておりますが、当初予算を上回ったために今回補正するものであります。説明欄の特別徴収保険料 347 万円、普通徴収保険料 121 万円は、それぞれ過去の実績により見込額の計上であります。

4 款 1 項 1 目繰越金、762 万円の増額。令和元年度決算に基づく前年度繰越金の計は 862 万円となりまして、当初予算に 100 万円計上済みですので、差引き 762 万円を増額するもので

あります。

めくっていただきまして、10 ページ、11 ページ、歳出です。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄の丸、後期高齢者医療広域連合納付金は、1,331 万円の増額です。説明欄の保険料分の内訳ですが、令和 2 年度の確定賦課分が 468 万円、令和元年度の精算納付分 862 万円は、令和元年度会計の出納閉鎖期の 4 月、5 月に納付のあった保険料ということで、合わせて 1,331 万円になります。

歳入のほうで説明いたしましたとおり、確定賦課による保険料見込額が、初めて当初予算を上回ることとなりました。その要因ですが、当初予算で後期高齢者医療広域連合が見込みとしておりました被保険者の数が、特に減少分のほうで見込みと異なることとなったための増であります。つまり、想定よりもお亡くなりになる方が少なくなったからだというところでございます。

次の 4 款 1 項 1 目予備費について、説明欄の予備費 99 万円の減です。2 款のほうの説明と関連いたしますが、この特別会計は、被保険者から徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合のほうに納付するほかは、人件費、事務費等、全て一般会計からの繰入金によって賄われております。そのため、前年度繰越金の内容は、出納整理期間中に収入した被保険者からの保険料となりますので、年度をまたいで翌年度に納付する後期高齢者医療広域連合納付金の財源となっております。結果として予備費の残額がこれで 1,000 円となりますが、後期高齢者医療広域連合納付金はこの補正によりまして今年度の支払い予定が確定をいたしますし、人件費、事務費等につきましては、この後の 12 月補正または 3 月補正などで、決算の見込みを踏まえて補正をすることで、今後の事務の遂行上には支障がないというふうに判断しておりますので、この形としております。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 87 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第88号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第88号議案になります、令和2年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、保険給付費の不足分、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業費及び令和元年度決算に基づき、前年度繰越金等を計上するものでございます。

主な内容としましては、歳入では、歳出で増額となる保険給付費の財源として、ルールに基づく負担割合に応じて、国・県支出金の負担金等を増額、介護給付費交付金等の過年度の精算に基づく追加交付金の計上、繰越金に前年度繰越金として5,964万円を増額いたしました。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対策に対する、この対応に当たっている従事者への慰労金として100万円を計上、保険給付費の不足分100万円を増額し、令和元年度事業精算額に基づく国・県等への返還金2,765万円などを計上するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算に、それぞれ7,991万6,000円を追加し、総額を68億2,974万7,000円としたいものでございます。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第88号議案につきましてご説明申し上げます。事項別明細書で説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入ですが、保険給付費の高額医療合算介護サービス費の増額100万円に対して、国、県、支払基金及び市のルールによる割合に基づく負担分の増額、介護給付費交付金等の過年度分精算による追加交付、前年度繰越金が主な内容となっております。

最初の表、4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、高額医療合算介護サービス費100万円の増額分に対する20%に当たる20万円を、次の表、2項1目調整交付金は、5.97%に当たる5万円を、次の表、5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、説明欄の現年度分に27%に当たる27万円をルールに基づき計上し、過年度分精算金は、第2号被保険者負担分に係る過年度精算に伴う追加交付分を計上いたしました。

次の表、6款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、説明欄の現年度分に、12.5%に当たる12万円をルールに基づき計上し、過年度分精算金は、県費負担金過年度精算に伴う追加交付分を計上いたしました。最後の表、2項3目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）は、市包括支援センターに対し、感染症対策に係る支援事業費として県から114万円が交付されるものです。内容としましては、感染症対策の支援として事業所に基準単価の14万円、職員に対する対応従事者慰労金として100万円を交付されるものでござい

す。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。最初の表、8 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金は、12.5%に当たる 12 万円をルールに基づき計上いたしました。

次の表、2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、高額医療合算介護サービス費の増に係る国、県等のルールに基づく負担分のほかに不足となる分について、基金を取り崩し、補填するもので、22 万円の計上です。

最後の表、9 款 1 項 1 目繰越金は、令和元年度決算に係る歳入歳出の差引残額である 5,964 万円を、前年度繰越金として計上するものであります。

以上が歳入です。

12、13 ページの歳出であります。歳出は、保険給付費の増額、前年度の介護保険事業などに係る国、県及び支払基金からの交付金の精算に基づく返還、基金への積立てが主な内容であります。

最初の表、1 款 1 項 1 目一般管理費の 114 万円は、歳入で説明いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）を原資としまして、説明欄の丸、消耗品費は、市包括支援センターが取り組む、感染症対策に係る経費として 14 万円、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金は、市包括支援センター職員に対する慰労金 20 名分でございます。

次の表、2 款 4 項 1 目高額医療合算介護サービス費の 100 万円は、今年度の給付実績により、今後の支出増が見込まれることにより不足分を計上するものであります。

次の表、4 款 1 項 3 目償還金ですが、国庫支出金等過年度分返還金として、総額 2,765 万円の計上です。内訳は、説明欄に記載のとおりですが、令和元年度に提供された各種介護サービスによる保険給付費及び介護予防事業などの地域支援事業に係る費用につきまして、国、県、支払基金及び市が、ルールによる割合に基づき負担しており、年度当初の事業実施計画に基づく交付金と実績による精算額に差が出ましたので、余分に交付を受けたものを、ここで精算し返還するものであります。なお、市負担分につきましては、年度内に精算済みであります。

最後の表、4 款 2 項 1 目一般会計繰出金ですが、低所得者対策に伴う、介護保険料軽減に係る国県負担金の過年度精算による返還分 28 万円の計上であります。介護保険特別会計から一般会計に繰り出し、一般会計から返還するものであります。

14、15 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 4,982 万円は、歳入 9 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金から、歳出 4 款 1 項 3 目償還金の国庫支出金等過年度分返還金、2 項 1 目一般会計繰出金を差し引き、歳入に計上いたしました介護給付費交付金等の過年度精算に伴う追加交付分を合算し、基金に積み立てるものであります。

以上が歳出の内容です。補正予算の詳細説明は以上になります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 88 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 89 号議案 令和 2 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 89 号議案であります。令和 2 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策を国、県の交付金を活用して実施するための計上が主なものです。

歳出では、新型コロナウイルス感染症等への対応として、院内の患者動線を分離するための受付の改修及び待合室等の密集防止対策、それと発熱者の診療に対応するため移動式のエックス線装置及び電算システムの導入費として、全体で 1,260 万円を計上し、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として 80 万円を計上したものでございます。

歳入では、外来収入を新型コロナウイルスによる、いわゆる受診控えの影響を考慮して、100 万円減額をしています。

新型コロナウイルス感染症対策の充当財源は、交付率が 10 分の 10 の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一般会計繰入金として、1,180 万円を計上。また、備品購入費や従事者慰労金の充当財源は、同じく交付率 10 分の 10 の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を県補助金として 180 万円を計上しております。

また、歳入に、令和元年度決算に伴う繰越金 1,201 万円を追加して、歳出の諸支出金に、一般会計繰出金として同額を計上しております。

以上によりまして、歳入歳出に、それぞれ 2,461 万 2,000 円を追加し、総額を 1 億 2,661 万 2,000 円としたいものでございます。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長　それでは、第 89 号議案 令和 2 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

事項別明細書で説明いたしますので、議案書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。1 款 1 項 1 目外来収入は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、過密、接触を避ける対策として、慢性疾患の投薬・受診間隔の長期化を実施していること、また、いわゆる受診控えの影響もあり、4 月から 6 月にかけての収入減を今後に取り戻すことが難しい見込みであることから、100 万円を減額するものです。

次の表、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に対する事業費を一般会計から繰り入れるもので 1,180 万円の計上。

次の表、5 款 1 項 1 目繰越金は、令和元年度決算の歳入歳出差引額が確定したことから、1,201 万円を前年度繰越金として計上するものです。

7 款 1 項 1 目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）は、医療機関への感染予防対策及び感染症対応従事者慰労金に対する交付金の 180 万円の計上です。

以上が、歳入の内容になります。

次に、10 ページ、11 ページをお願いいたします。歳出になります。最初の表、1 款 1 項 1 目一般管理費の説明欄をご覧ください。2 行目、システム導入業務委託料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、処方箋や検査結果等の入力を診察室及び検査室で行うことができるようにし、患者との接触機会を減らし感染症予防を図るとともに、業務の効率化を進めるための導入で 220 万円の計上になります。

施設改修工事費は、同じく地方創生臨時交付金の対象事業として、受付・待合室等のカウンターや間仕切りを感染予防のために改修するもので、80 万円の計上です。

一般備品購入費は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業で、待合室の古くなったベンチシートを過密接触防止のため一人かけシートに入れ替えることや、患者動線を分離するためのパーティションの設置などの備品購入で、80 万円の計上になります。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金は、緊急包括支援交付金の対象になるもので、城内診療所の正職員及び臨時職員、シルバー委託職員の 16 名に 5 万円の慰労金を支給するもので、80 万円の計上です。これらの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の事業につきましては、補助率 10 分の 10 の事業になります。最後の行、消費税及び地方消費税は、平成 29 年度の課税売上高が 1,000 万円以下であることから免税事業所となり、80 万円を減額するものであります。

2 款 1 項 1 目医療用機械器具費は、レントゲン画像処理装置のサーバーの入れ替えと、ポータブル型のレントゲン装置を導入することで、診察室での撮影ができることから感染予防を図っております。これも地方創生臨時交付金の対象事業として、880 万円の計上になります。

最後の表、3 款 2 項 1 目他会計繰出金の一般会計繰出金 1,201 万円は、歳入の前年度繰越金と同額を一般会計に繰り出すものであります。

以上が歳出の内容になります。補正予算の詳細説明は以上になります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 89 号議案 令和 2 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 90 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 90 号議案になります、令和 2 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施に伴うもので、当該感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関に勤務する医療従事者等に慰労金を給付するものであります。

給付対象、給付金額としまして、当該感染症患者及びその疑い患者に診療等を行った医療機関である場合、1 人最大 20 万円の給付という内容であります。

医療機関で取りまとめて申請及び代理受領を行うため、収入において、特別利益に 1 億 420 万円を増額計上し、支出においては、当該慰労金を交付するため同額を特別損失に計上して対応するものでございます。

これにより、大和病院事業収益的収入の総額を 14 億 1,176 万円に、市民病院事業収益的収入の総額を 38 億 8,731 万円にするとともに、大和病院事業収益的支出の総額を 14 億 1,176 万円に、市民病院事業収益的支出の総額を 45 億 162 万円としたいものであります。

詳細につきましては、市民病院事務部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び

支出の補正につきましては、実施計画明細書によりご説明いたしますので、6ページ、7ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございます。市長説明にもありましたが、この度の給付は、医療機関で取りまとめて申請及び代理受領を行い、当該慰労金を各人に交付するものであります。給付対象者といたしましては、新潟県の慰労金交付要綱によりまして、病院職員、会計年度任用職員——いわゆる臨時職員の方、委託業者の方が対象となっております。

収入につきまして、1款大和病院事業収益では、4項特別利益、2目1節その他特別利益におきまして、給付対象者157人に対し1人当たり最大20万円が給付されることから、3,140万円計上するものであります。以上により、大和病院事業収益を総額14億1,176万円といたしました。

2款市民病院事業収益では、4項特別利益、2目1節その他特別利益におきまして、給付対象者364人に対し20万円の給付で、7,280万円計上するものであります。以上により、市民病院事業収益を総額38億8,731万円といたしました。

次に、下の表に移りまして、収益的収支の支出でございます。支出につきましては、1款大和病院事業費用では、3項特別損失、2目1節その他特別損失に収入と同額を計上するものであります。以上により、大和病院事業費用の総額を14億1,176万円といたしました。

2款市民病院事業費用では、3項特別損失、2目1節その他特別損失に収入と同額を計上するものであります。以上により、市民病院事業費用の総額を45億162万円といたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点お伺いいたしますけれども、前の議案の中では、この制度の慰労金と支援金分、80万円と100万円ですか、それはそのように入ったのです。病院のほうは慰労金分、20万円掛ける人数ということで内容的には分かったのですけれども、新たに今時点以降、対策の施設整備とかがないので、支援金というのはつかないのでしょうか。

診療所の場合は、100万円一律みたいなので、病院の場合は200万円とか、書き物にはそういうふうなことがあるのですけれども、過去の設備投資とかそういうのにはならないで、今後のものだけに該当するということ、その線引きのところだけお願いします。

○議長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 おっしゃるとおり、既存にあるものを使っています、ご存じのとおり正面玄関で発熱の患者さんだというと、違うルートで院外薬局のスロープのほうから入っていただいて、そこで発熱外来の診察をするところですが、先ほど城内診療所に出たポータブルのエックス線装置とかそういうものは既にご覧いただけますので、今回については慰労金のみ補正計上ということになってございます。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 ちょっと確認だけお願いしたいのですが、城内診療所もこちらも、ドクターという話はなかったのですが、そうすると、ドクターは常勤、非常勤も含めて該当にならないということでしょうか。そこをちょっと確認したいのですが。

それと、コメディカルの部分で検査とかいろいろあるわけですが、全てその20万円の対象ということで一律になったのか、そこも確認だけ。

それと、病院のほうで委託業者も対象になるというような話もちょっとありましたが、委託業者についても病院のほうで申請をして、一括して委託業者に委託料で払うということなのではないでしょうか。その3点をお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 まず、ドクターの関係ですけれども、常勤のドクターにつきましては、先ほどの説明にありましたように、当然、病院職員の中に入りますので、常勤のドクターについては入ります。非常勤のドクターにつきましては、所属の医療機関で同じ国の給付制度ですので、そちらのほうで支払われるかと思えます。

それからコメディカルにつきましても、当然、病院職員でありますので対象になりますし、臨時職員の方も対象になります。

それから、3点目の委託業者等そういった方々もこれは対象になりまして、県のほうの要綱あるいはQ&Aによりますと、所属するといいますか、勤務する医療機関のほうで取りまとめてくださいというものがあります。

冒頭、市長のほうから説明がありましたが、取りまとめですので、本来だと個人一人一人が申請するところですが、県や国のほうからそこら辺の事務が煩雑なところで、勤務している医療機関で取りまとめてくださいということになります。具体的には窓口の患者さんとお金の受払いとかでそういう委託業者さん、ああいう方々も患者と接するということになりますので対象になりまして、当然、その会社のほうと連絡、協議をしながら、どういう形にするかというのは最終調整をしなければいけません。私どものほうで取りまとめてお支払いをすると、そういうことで進んでおります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 主な内容は、慰労金の問題ということですが、現場として見ると多分、受診控えというのがあるという報告もあるわけでありまして。そうすると当然、減収がすごいと思うのです。そういった減収はこれから会計上どういう処理になっていくのか。もし、お分かりでありましたら。通常でいけば繰入金という形を取らなければおつくわないわけですが、その辺はどんな感じでおられるのかひとつお聞きします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 4月、5月、6月の外来患者さん、それから入院も、昨年比で非常

に下がっておりますので、減収になる見込みだと。前回の社会厚生委員会でもそのような内容をお伝えしているところですが、それについては当然、決算が出た時点でのこととなりますけれども、3月の補正によりまして、どの程度か、資金ショートしないような形で協議をしながら、繰り入れていただくということにもなろうかと思えます。

また、別の動きとしましては、国のほうでもそういった医療機関の今回の新型コロナウイルスの関係で、患者さんが減っていると。そういった減収についての対応ということで動きもあるようですので、そういったことも期待するところではありますが、今のところは今後の——今、若干ですが患者さんは、昨年比に戻りつつはありますけれども、どのぐらいの減収になるかまだ今は不明なのですが、補正における繰入れというふうには考えております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市長に伺うというか、取り組んでいただきたいと思うのですが、今ほどあるように大体、全国的な状況だと思います。そして、特にまた自治体病院というのは、それぞれの自治体もなかなか今は大変な対策で追われているわけでありまして。ぜひ、大きな声を上げていただいて、市長会あるいはまた我々でいえば議長会という形で、きちんと上げていかないことには、実情は通じないということだと思います。

特に自治体病院はいろいろお金を入れているわけだという話になって、そのままスルーされるとちょっと困ります。財政的にも大変なことが起きるのではないかというふうに思っていますので、ぜひ、声を上げていただきたいと思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 市長会では、県もそれから全国も、北信越も、若干最初の頃、中止になったものもあるのですが、書面も含めてですね——自治体病院というのは多いですから、全てこのことは最大のテーマとなっていて、非常に大きな声を上げています。

先般も新聞報道にもありました。県内のいろいろな自治体調査。ちょっと私は選ばれなくて残念でしたけれども、そういうところと県のほうもいろいろな話を詰めてやっています。いろいろな声として、これは大変大きなテーマでありますので、声を上げていっておりますし、我々もその旨でやらせてもらっておりますので、よろしくお願ひします。本当に、影響はあまりしないようにという思いであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 90 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 92 号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 92 号議案になります、令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

平成 30 年度において、都道府県が財政運営に加わるという歴史的な制度改正により、引き下げることができました国民健康保険税率を令和元年度も維持しながら、収納率の向上により最終的には黒字決算となりました。

歳入では、被保険者数の減少から保険税収入が対前年度比で 2.6 ポイント、3,035 万円の減額となりました。現年度分と滞納繰越分を合わせた全体の収納率は 87.8%と 1.3 ポイント上がりまして、8 年連続の上昇となっています。

歳出では、保険給付費は、前年度比較で 6,171 万円の減、36 億 5,753 万円というふうになっております。主たる要因は、被保険者数の減少によるものでありますけれども、1 人当たりの給付費は依然として上昇傾向にあるということでございます。国民健康保険事業費納付金は前年度比較で 1,465 万円増の 13 億 7,026 万円となり、全額新潟県に納付をしております。

歳入総額は、55 億 1,120 万円で、前年度比 0.9%、4,879 万円の減額となり、歳出総額は、53 億 7,030 万円で、対前年度比 0.1%、797 万円の減額となりました。なお、支払準備基金に 1 億 6,566 万円を積み立て、令和元年度末の基金残高は 2 億 3,393 万円となっています。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 1 億 4,090 万円となりました。

概要につきましては、市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、認定をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明を申し上げます。

説明する際の資料といたしまして、「第 92 号議案～第 95 号議案資料」ということで、令和元年度特別会計決算説明資料というのが既にお配りされているかと思っておりますので、そちらに沿いまして、ご説明を差し上げます。お手元にご用意をお願いしたいと思います。

開いていただきまして、資料の 1 ページでございます。歳入のページからですが、款別に予算現額、調定額、収入済額等の項目を、下の段の前年度決算額と比較した表となっております。

一番右の欄、収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等の列に、前年度との主な増減項目

が記載されてございます。

一番上の1款国民健康保険税について、3つ目の収入済額のところ、11億6,933万円、対前年度比較増減で3,035万円の減となりました。一番右の欄をご覧くださいと、記載のとおり、一般被保険者分が2,119万円、退職被保険者等分が915万円のそれぞれ減となっております。これは被保険者数の減少が主な原因となっております。

この先の細かなところにつきましては、さらにお配りしてある決算資料の85ページ以降などに数値も併せて載せておりますのでご覧いただきたいと思います。一般と退職を合わせました現年度分の合計では、2,170万円の減、同じく滞納繰越分では、864万円の減少となっております。こちら決算資料に載せてありますけれども、一般の収納率につきましては、現年度分で0.1ポイント上昇しまして96.7%、滞納繰越分は0.5ポイントアップの31.0%と、いずれも前年度よりも上昇しております。

表に戻りまして、不納欠損額は657万円で、115万円の増。滞納者の生活状況などを調査いたしまして、それに基づいて徴収不可能な滞納分については欠損処分を行っております。収入未済額は1億5,520万円で、2,611万円の減少となりました。国民健康保険税全体の収納率は、1.3ポイント上昇し、87.8%となっており、8年連続の上昇となっております。

次の段、3款国庫支出金は、比較増減29万円の皆増であります。国庫補助を受け、システムの改修を実施したものであります。

次の段、4款県支出金は、収入済額が37億3,132万円、前年との比較増減で4,375万円の減です。一番右の欄の普通交付金は、市が支出しました保険給付費に対して交付されるもので、2,719万円の減となっております。その下の特別交付金は、1,656万円の減です。これは市町村ごとに異なる事情に基づいて配分されるもので、保険者努力支援金分や結核及び精神疾患に係る保険者負担額の占める割合などに応じて傾斜配分される特別調整交付金が1,868万円と大きく減額となりました。特定健診などの保健事業分につきましては、若干の増額となっております。

その下の段、7款繰入金は、4億483万円、前年度との比較増減で442万円の減です。一番右の欄の一般会計繰入金は、470万円の減で、主な項目としては人件費、事務費等で252万円の減、出産育児一時金分が給付件数の減に伴いまして197万円の減などとなっております。

その下のその他の款にかかる額は、一番右の欄、財産収入につきましては、支払準備基金の運用益ということで4万円の増、その下の前年度繰越金は、2,870万円増の1億8,172万円でありました。

一番下の段、歳入合計の収入済額は、55億1,120万円、前年度比で4,879万円の減となりました。

めくっていただきまして、2ページのほうです。歳出でございます。一番上、1款総務費、支出済額のところで、1億1,301万円、前年度との比較増減218万円の減です。一番右の欄を見ていただきますと、総務管理費で221万円の減、うち職員給与費が人事異動などによりまして、200万円の減となっております。

その下の段、2款保険給付費、支出済額は36億5,753万円、比較増減で3,171万円の減です。一番右の欄の被保険者数の減少に伴いまして、療養諸費が2,104万円の減、高額療養費が911万円の減となりました。ここに記載はありませんけれども、出産育児一時金が251万円減、件数は6件減の25件。葬祭費は100万円の増で件数は20件増の95件でありました。

下の段、3款国民健康保険事業費納付金、支出済額で13億7,026万円、比較増減で1,465万円の増でした。一番右の欄の医療給付費分が1,401万円の増、後期高齢者支援金等分が286万円の増、介護納付金分が222万円の減となりました。

その下の段、4款保健事業費、支出済額で5,278万円、比較増減で272万円の減です。一番右の欄、特定健診等事業費が81万円の減。実施人数は、特定健診は123人の減、特定保健指導は9人の減となっております。保健事業費につきましては、医療費通知を確定申告用の資料として利用できるように発行回数を減じたことですか、人間ドックの助成件数が31件減少になったことなどにより190万円の減となっております。

その下の段、その他の款にかかる額、一番右の欄、基金積立金は1億66万円の増で、繰越金のうち1億6,562万円と運用益の利子分4万円を支払準備基金に積み立て、基金残高は、2億3,393万円となっております。諸支出金は、国県交付金の精算返還金などの減によりまして、8,667万円の減となりました。

歳出の合計の欄は、支出済額が53億7,030万円、対前年度比で797万円の減となりました。

一番下、歳入歳出決算総額の比較表のところでは、歳入歳出の差引額は、前年度比4,081万円減の1億4,090万円。全額、令和2年度会計に繰り越すこととしております。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 令和元年度の各会計の歳入歳出決算審査の報告をいたす前に、議場の皆様をお願いしたいことがございます。皆様のお手元に各会計の意見書が配付されていると思いますので、私の報告につきましては、かなり要約して報告させていただきたいと思っておりますので、ご協力、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、令和元年度南魚沼市特別会計歳入歳出決算審査について報告させていただきます。審査の対象ですが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

審査の結果でございますが、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成され、また、予算の執行に関しても適正なものでありました。

続きまして、特別会計の歳入歳出でございますが、歳入が55億1,120万円、歳出53億7,030万円、実質収支額は1億4,090万円の黒字でございますが、前年度の黒字額1億8,172万円を控除した単年度収支は4,082万円の赤字でございました。

歳入ですが、決算額 55 億 1,120 万円、前年度に比べ 4,879 万円減少し、予算現額に対する収入率は 100.0%でございました。

国民健康保険税は現年度分で 2,171 万円、滞納繰越分で 864 万円の減少でありました。被保険者数は前年度に比べ 350 人の減少でございます。また、不納欠損額は 657 万円で、前年度に比べ 116 万円増加しておりました。また、処理においては関係法令により適切に処理されておりました。

歳出でございますが、決算額 53 億 7,030 万円で、前年度に比べ 797 万円減少し、予算現額に対する執行率は 97.5%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費 36 億 5,754 万円、国民健康保険事業費納付金 13 億 7,027 万円であります。

本年度も保険税収が減少する中、後発医薬品の推奨、重症化予防に取り組み、保険給付費の抑制に結びつけていますが、今後も予防・健康づくりの取組を強化し、保険給付費の抑制に努めていただきたい。また、不納欠損、収入未済額の改善に努め、収納体制の強化と収納率の向上に努めていただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 92 号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

被保険者数、課税所得の動向及び新潟県全体の保険給付費の動向等を勘案しながら、県が示した国民健康保険事業費納付金の支払い及び市が行う保健事業費に不足が生じないように編成された当初予算でありました。被保険者数 1 万 2,466 人で 350 人の減、保険給付費 36 億 5,753 万円で 3,171 万円の減少でありました。保険税率を現行のまま据え置いて執行された予算について、3 点お尋ねするものであります。

1、国の制度改正による影響をどのように総括しているのか。2、保険給付費減が予算より少ないことをどのように総括しているのか。3、保健事業の効果をどのように総括しているのか。

以上であります。

○議 長 大綱質疑に対する答弁を求めます。

市長。登壇して結構です。

○市 長 では、許しを得ましたので登壇させていただき、答弁させていただきます。第 92 号議案のこのことにつきましての回答を申し上げます。3 つございますので、よろしく申し上げます。

1 つ目の制度改正による影響、これをどう総括するかということでありまして。都道府県が財政運営に加わるという歴史的な制度改正が平成 30 年度に行われたということによりまして、当市においては、まず何よりも国民健康保険税率を引き下げることができました。令和

元年度においても、引き下げた税率を維持することができたと、そういう中で、事業を実施してまいりました。

保険税収入は、被保険者の減少から前年度との比較では、3,035万円の減収となりましたが、予算額比較では7,280万円の大幅な増加というふうになっています。収納率も87.8%、これは先ほども申し上げましたが8年連続の上昇ということで、県平均で見ますと1.2ポイント上回っています。収納対策の成果と判断をしているところでございます。余剰金の相当額を2年連続で支払準備基金に積み立てることができまして、現在の基金残高が2億3,393万円。制度改正前は毎年のように法定外の繰入金の投入をしてきたと。そして、何とか黒字を維持してきたという状況から比較しましても、多額の国費が投入された、また、されている現在の制度改正につきましても、市町村国保の安定的な運営という面では、大きな成果があると考えているところでございます。

2点目のご質問の保険給付費の減が、予算より少ないということをどのように考えているかということでもあります。保険給付費全体の不用額というのが、1億136万円となりまして、対前年度比較では6,171万円の減少となっています。人口減少と被用者保険の適用の拡大により、被保険者数が減少している結果であると思いますが、年齢構成比を見ると、65歳以上の前期高齢者の比率が48.3%、これは対前年度で2.3%増。被保険者の高齢化が進んでおりまして、1人当たりの保険給付費が、年々上昇しているということでございます。

これらのことから保険税収入は減少して、一方では保険給付費は増加するという状況が、今後も続いていくというふうに推測をされますので、引き続き、何よりも医療費の適正化のための様々な取組を実施していくということを考えなければならないと考えております。

3点目の保健事業の効果をどのように総括、ということでもあります。単年度での成果はなかなか見えにくいものだと考えておりますが、疾病予防や健康維持はもちろんのことですが、将来に向かっての何よりも健康増進のため、関係機関と連携しながら継続して取り組んでまいる必要があると考えているところであります。

こういう中では、現在、例えば自転車のプロジェクトとか、ちょっと断片的に言いますと、何を言わんかというところもあるかもしれませんが、これを生涯スポーツ課で取り組み、それを保健課で一緒にやりながら健康ポイント等に、今年度歩み出したことなど、これからは横断的な様々な――先ほどの関係機関との連携もございしますが、いろいろな意味で健康増進のところを、やはり考えていくことが、来るべき大変な大きな山を迎えるわけでありますので、その対応になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第92号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第8、第93号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第93号議案になります、令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

主な歳入としては、保険料4億653万円及び一般会計からの繰入金、これが1億3,100万円でありまして、主な歳出としては、後期高齢者医療広域連合納付金の5億2,032万円であります。

歳入総額は5億4,376万円で、前年度比では0.5%、293万円の減額。歳出総額では5億3,514万円で、前年度比1.9%、1,010万円の減額となっております、実質収支額は862万円となりました。

概要につきましては、市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、同じく特別会計決算説明資料のほうで説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。資料の3ページのほうをお開きください。

歳入です。1款の保険料、収入済額で4億653万円、対前年度比較増減は2,210万円の増です。不納欠損額は22万円増の41万円でありました。収入未済額は302万円で、比較増減7万円の減となっておりますが、収入済額には過誤納の還付未済金分が67万円含まれておりますので、実質の収入未済額は370万円となります。同じく、前年度の実質の収入未済額は353万円でありましたので、17万円ほど増加した形になっております。一番右の欄、収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等のほうでは、現年度分の2,283万円の増額は、軽減特例分の段階的な見直しによるものであります。それと、滞納繰越分は72万円の減額となっております。被保険者数は63人減少しまして、9,593人となっております。

2段飛ばしまして、3款繰入金です。収入済額で1億3,100万円、比較増減2,018万円の減です。一番右の欄、保険基盤安定繰入金は、軽減特例見直しの影響で1,861万円の減。その下、その他繰入金（人件費、事務費）は、156万円の減。人事異動等に伴う職員給与費の減によるものです。

その下の段、4款の繰越金、収入済額145万円、比較増減で778万円の減です。

5款の諸収入、収入済額471万円、比較増減で354万円の増。一番右の欄の3行目、雑入431万円の増額ですが、令和元年度から後期高齢者医療広域連合のほうに職員1名の派遣を再開しております。このため派遣職員の人件費分となっております。

一番下の段、歳入合計で、収入済額5億4,376万円、比較増減293万円の減となっております。

めくっていただきまして、4ページ、歳出でございます。1款の総務費、支出済額1,458万

円、比較増減で 228 万円の増。一番右の主な内訳等の欄、職員給与費については、後期高齢者医療広域連合への派遣職員及び人事異動に伴う増で 296 万円の増額。その下、一般管理費は、システム改修業務委託料、これは国 100%補助でしたが、これが皆減になったことなどによりまして 67 万円の減。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金です。支出済額 5 億 2,032 万円、比較増減で 1,168 万円の減。この納付金は、歳入のほうでいえば、1 款の保険料及び 3 款の保険基盤安定繰入金、5 款のほうの延滞金、これらの合計額を後期高齢者医療広域連合に支払うというものになっております。

一番右の欄の保険料分は 699 万円の増。保険基盤安定負担金分は歳入でも説明いたしましたが軽減特例の見直しがありまして、1,861 万円の減となっております。なお、前年度の精算分が入っておりますので、歳入金額とそっくり一致はしないことになっております。

3 款の諸支出金、支出済額 22 万円、比較増減で 70 万円の減です。前年度分以前の過誤納保険料について還付を行ったものです。主に前年度に死亡された方に係る還付金になります。

歳出合計で、支出済額 5 億 3,514 万円、比較増減で 1,010 万円の減です。

一番下の表、歳入歳出決算総額の比較表の歳入歳出差引額は、対前年度比 716 万円増の 862 万円。これを全額、令和 2 年度会計に繰り越すことといたしました。

以上で概要説明を終了します。

**○議長** 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

**○監査委員** それでは、後期高齢者医療特別会計についてご報告させていただきます。審査の期間、審査の方法につきましては、記載されているとおりでございます。

審査の結果でございますが、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しましても適正なものでありました。

続きまして、決算の内容でございますが、本年度の決算額は歳入 5 億 4,377 万円、歳出 5 億 3,514 万円、実質収支は 862 万円の黒字でした。また、前年度の黒字額 146 万円を控除した単年度収支も 717 万円の黒字でありました。

歳入についてですが、決算額は 5 億 4,377 万円で、前年度に比べ 294 万円の減、予算現額に対する収入率は 96.8%でありました。また、本年度の保険料は前年度に比べ 2,210 万円増加し、収納率は現年度分で 99.7%、滞納繰越分 12.6%で、現年度分は前年度と同率でありましたが、滞納繰越分は 20.4 ポイントの低下でありました。不納欠損額は 42 万円で、前年度に比べ 23 万円増加となっております。また、不納欠損処分は関係法令により適切に処理されておりました。

歳出でございますが、5 億 3,514 万円、前年度に比べ 1,010 万円減少しております。予算現額に対する執行率は 95.2%。歳出の 97.2%に当たる 5 億 2,033 万円は、後期高齢者医療広

域連合への納付金となっております。

不納欠損及び収入未済額は減少しているものの、現在 303 万円の残高であることから、不納欠損の防止と債権管理の取組強化に努めていただきたいと思いますし、今後も人間ドック、高齢者健診等の受診増加の取組を充実させ、保険給付費の抑制に努めていただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 93 号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

1 点だけお伺いいたします。被保険者数の減少、保険料収入、保険給付費などへの制度改正の影響をどのように総括しているのかであります。

○議 長 大綱質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、大綱質疑に答弁申し上げます。まず、被保険者数の減少、保険料の収入、保険給付費などへの制度改正の影響についてであります。後期高齢者医療制度は、国が示す各種基礎数値、また被保険者数の推移、医療費の動向、これらを踏まえて、都道府県の後期高齢者医療広域連合が 2 年ごとに保険料率の見直しを行います。この広域連合では、平成 30 年度、そして平成 31 年度の保険料率について、加入者や医療給付費の増加が見込まれるとしまして、制度発足以来、初めて保険料率の引上げを行ったところであります。

また、低所得者や元被扶養者——制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった者——のさらなる負担の軽減を目的に保険料軽減の特例措置が設けられておりましたけれども、世代間の医療費負担の公平を図る観点ということから、段階的に見直しが行われているところであります。令和元年度における軽減特例見直しの影響額については、2,800 万円程度を見込んでおりました。現年度分の保険料調定額が 4 億 644 万円、前年度比で 2,228 万円増であったということからも、おおむね試算どおりであったというふうにございます。

保険料の収入済額は、4 億 653 万円、収納率は 99%と前年度と同率でありました。被保険者数の推移が前年度比 63 人の減少で、短期的には今後も同様に微減、緩やかに減っていくという傾向とみておりますが、団塊の世代の皆さんが後期高齢者となる、おおむねこれから 3 年後からは、被保険者数が一時的に大きく増加をするというふうに見込んでおりました、保険給付費の増も予測をされるところであります。

これはしかし、南魚沼市だけの問題ではなくて全国的な課題でありまして、これらのさらなる様々な検討など、今後の制度改正等にも注視をして、後期高齢者が安心して医療を受けることができるように、適切な運営に取り組んでいく。これしかないのではないかと考えているところであります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 93 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 9、第 94 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 94 号議案の説明を申し上げます。令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定につきまして提案理由でございます。

令和元年度は、第 7 期介護保険事業計画の 2 年目に当たっております。

歳入では、保険料を納付する第 1 号被保険者は増加いたしました。昨年 10 月から消費税率 10 パーセントの引上げ、これに併せまして、低所得者対策として保険料の軽減を第 1 段階から第 3 段階まで拡大したことによる影響で、収入は前年度比 0.3%増の 14 億 1,933 万円となったところであります。

国、県支出金及び一般会計繰入金等は基準による収入でありますけれども、前年度比で国庫支出金が 4.9%の減、県支出金が 6.2%の減となりましたが、一般会計繰入金は 4.2%の増となりました。

歳出では、保険給付費の主たるサービスである地域密着型介護サービス給付費、そして施設介護サービス給付費が増となって、保険給付費全体では前年度比 1.4%増の 59 億 3,292 万円となっています。地域支援事業では、平成 30 年度中に介護予防訪問介護、そして介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業への移行が完了したことによりまして、前年度比 0.4%増の 2 億 726 万円となりました。

歳入総額は 66 億 5,177 万円で、前年度比 0.6%減、3,932 万円の減額。歳出総額は 65 億 9,212 万円で、前年度比 2.2%増、1 億 3,911 万円の増額となり、実質収支額は、5,964 万円となっております。

概要につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、認定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 令和元年度介護保険特別会計決算の概要につきまして、同じく特別会計決算説明資料に基づき、ご説明を申し上げます。資料の 5 ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。各款の収入済額の欄をご覧いただきたいと思います。なお、前年度との比較増減の主な内訳につきましては、一番右の欄をご覧いただきたいと思います。

1 款保険料です。65 歳以上の第 1 号被保険者が前年度より 286 人増の 1 万 8,437 人となり

ましたが、低所得者対策の軽減措置が昨年10月から行われ、第1段階から第3段階まで拡大したことから、保険料は微増にとどまり、前年度より420万円、0.3%増の14億1,933万円となりました。全体の収納率は99.2%、現年度分の99.7%は前年度と同じですが、滞納繰越分は32.3%で1.2ポイント上がったところです。159万円を不納欠損処分とし、現年度分及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は、前年度より19万円減の884万円となりました。

下の段、4款国庫支出金は、国庫負担金と国庫補助金ですが、そのうち国庫負担金は、施設介護給付費の15%、施設以外の介護給付費20%のルールにより算定された額で、前年度より4,626万円、4.1%減の10億7,847万円であり、国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金を主なものとし、いずれもルールに基づき算定された額であり、前年度より3,156万円、6.8%減の4億3,076万円でした。4款国庫支出金の合計では、前年度より7,782万円、4.9%減の15億924万円となりました。

その下の段、5款支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分になります。第7期計画から保険給付費の27%が交付されるもので、前年度より1,615万円、1.0%増の16億2,918万円となりました。内訳としましては、右の欄、介護給付費で1,803万円の増、地域支援事業で、187万円の減となりました。

その下、6款県支出金は、県負担金と県補助金ですが、そのうち県負担金はルールに基づく負担により、介護給付費のうち施設介護給付分として17.5%、施設以外の介護給付費分として12.5%の合計額として、前年度より5,725万円、6.3%減の8億5,251万円となりました。県補助金は、地域支援事業費に対して事業の内容により、それぞれ12.5%、19.25%のルールに基づき算定された額で、前年度より133万円、3.7%減の3,433万円となりました。6款合計では、前年度より5,859万円、6.2%減の8億8,684万円となりました。

8款繰入金は、一般会計と基金からの繰入金です。一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業費について、それぞれルールにより算定された額に、人件費及び事務費相当額を加えたもので、前年度より3,797万円、4.2%増の9億5,033万円であり、基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れで、保険料等の収入に対する介護給付費等による、収支の調整を図るものであり、前年度より4,535万円減の749万円の繰入れで対応いたしました。以上により、8款合計では、前年度より737万円、0.8%減の9億5,783万円となりました。

10款諸収入は、延滞金と雑入ですが、雑入の232万円の増などがあり、前年度より234万円増の584万円となりました。

その他の款にかかる額の内訳は、9款繰越金で、前年度繰越金が8,210万円の増となっております。

最下段、歳入合計は、前年度より3,932万円、0.6%減の66億5,177万円となりました。

続きまして歳出ですが、6ページをお願いいたします。こちらは、左から4列目の支出済額の欄をご覧ください。

1款総務費は、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費の合計になります。総務管理費の一般管理費が、前年度より322万円、3.7%増となりました。職員給与費の84万円の増、第

8期介護保険事業計画策定に向けてのニーズ調査、実態調査委託料の167万円の皆増が主なものです。徴収費は、平成30年度は介護保険料改定に伴い、特別徴収の被保険者全員に特別徴収額決定通知書を発送いたしました。令和元年度はその分の129万円が減額となりました。介護認定審査会費では、介護認定係の正職員及び臨時職員の給与等の経費ですが、認定調査員1名増を主なものとして113万円の増額となりました。以上により、1款総務費の合計は、前年度より305万円、2.0%増の1億5,386万円となりました。

その下、2款保険給付費は、介護保険事業の中心をなす事業となります。各種介護サービスに係る費用の総額となります。主な内訳といたしまして、介護サービス等諸費では、地域密着型介護サービスで2,387万円、施設介護サービスで6,713万円の増などにより、前年度比6,521万円、1.2%増の54億6,260万円となりました。介護予防サービス等諸費は、各種サービスで増減がありますが、前年度比180万円、2.0%減の8,629万円となりました。高額介護サービス等費は、給付件数の増により、前年度比451万円、4.5%増の1億457万円となりました。高額医療合算介護サービス等費は、制度の改正の関係で、前年度対象分が令和元年度に振り替えられたことによる給付件数の増から、1,088万円増の1,361万円となりました。特定入所者介護サービス等費は、入所者の利用実績から前年度より310万円、1.2%増の2億6,248万円となりました。以上により、2款保険給付費合計では、前年度より8,187万円、1.4%増の59億3,292万円となりました。

下の段、3款地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業費において、通所型サービスや食の自立支援事業の利用増などにより、369万円、4.1%の増となりました。一般介護予防事業費においては、正職員の人事異動により397万円、24.0%の減。包括的支援事業等においては、職員給与費の見直しなどによる増減がありますが、食の自立支援事業の増などがあり105万円、1.1%の増となりました。以上により、3款地域支援事業費合計としては前年度より76万円、0.4%増の2億726万円となりました。

その下、5款基金積立金は、介護給付費準備基金に、前年度より6,327万円増の、1億4,953万円を積み立てたものです。基金の現在高は、5億73万円となっております。その下、その他の款にかかる額につきましては、4款諸支出金において、過年度の介護事業の精査に伴う国県補助金、負担金等の返還金及び保険料の還付金で、前年度より984万円、6.2%減の1億4,853万円となりました。

以上、歳出合計は、前年度より1億3,911万円、2.2%増の65億9,212万円となりました。

下の表、歳入歳出決算総額の比較をご覧ください。歳入歳出差引額は、5,964万円となり、前年度に比べ1億7,844万円の減となりました。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も同額の5,964万円であります。

以上で概要説明を終わります。

○議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、介護保険特別会計につきまして報告させていただきます。審査の

期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

審査の結果でございますが、介護保険特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠しております。計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成され、また予算の執行に関しましても適正なものであります。

本年度の決算額でございますが、歳入につきましては66億5,177万円、歳出65億9,213万円、実質収支は5,964万円の黒字でありました。前年度の黒字額2億3,809万円を控除した単年度収支は1億7,845万円の赤字でございました。

歳入ですが、66億5,177万円は前年度に比べ3,933万円減少し、予算現額に対する収入率は98.1%でございました。保険料は前年度に比べ、現年度分の収入済額は432万円の増、収納率は現年度分で99.7%、滞納繰越分で32.3%でありました。不納欠損額は159万円で、関係法令により適切に処分されておりました。

歳出でございますが、65億9,213万円、前年度に比べ1億3,912万円増加し、予算現額に対する執行率は97.2%でありました。歳出の90%は保険給付費で、給付費は前年度に比べ8,187万円増加しております。

本年度の高齢者人口は、1万8,456人、前年度に比べ281人の増加でございました。人口の33%に当たります。また、第2号被保険者68人を含む要介護認定者数は、前年度に比べ26人増の3,588人で、今後も認定者の増加、保険給付費の増が見込まれる中、介護現場では人材不足が深刻化し、安定した介護が受けられる体制維持が課題となっております。担当課におきましては、いろいろと手を尽くしておりますが、さらに一刻も早く課題解決に向け取り組まれるとともに、高齢者の介護予防、重度化防止に努め、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れる地域になるよう望むものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第94号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。高齢者人口は1万8,456人で、人口の33.0%を占めるに至った。要介護認定者数は、3,588人と前年度より26人増であった。必要な人がサービスを受けられる体制づくりの一方で、サービスを必要としない健康な体を維持する体制づくりも行うという、難しい問題に解決策を模索した予算執行だったと考えます。

そこで1点だけ伺いたします。第7期計画2年目の介護保険事業であったが、介護人材確保、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を着実に進めようとした予算の執行であったが、どのように総括しているのかであります。

○議 長 大綱質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第94号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定につきましての大綱質疑に臨みたいと思います。第7期計画2年目の介護保険事業。介護人材

確保、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を着実に進めようとした予算の執行がどうであったかということでもあります。

まずは、介護人材確保の取組についてであります。本当に大変な問題ではありますが、平成30年度に引き続き、介護職員の研修費用の補助を行っています。また、新たな取組として、介護支援専門員、これはケアマネージャーであります。この不足の解消に向けて——これが大変大きな課題であります。介護支援専門員受験対策講座を開設しまして、併せて市報、市ウェブサイトにおいて介護職場の紹介などを行っています。ご覧いただいているかと思えます。

介護現場における人材不足が深刻な状況の中、資格取得支援によって介護職の経済的な負担の軽減、質の向上、人材の確保、また定着に一定の効果があったものと考えております。本当に大変な問題であります。先ほどの講座ですけれども、これにつきましては参加者が9名、10月の本試験受験者が7名いらっしゃいまして、このうち2名が合格ということでございます。

地域包括ケアシステムの構築に向けてであります。介護予防事業や他職種との連携、それから住民ボランティア等の普及に取り組みました。介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防事業また生活支援、住民ボランティア等の普及に取り組んできたところでもあります。介護予防と重度化の防止を目的として実施される通所型のサービスは、若干利用増となっております。栄養改善と安否確認を兼ねた、そういう目的を兼ねた食の自立支援事業では、昨年度から利用の上限を週3回から週5回としたため、食数が増加し、増額となっているところでもあります。

住民主体の取組としては、ホームヘルプサービスである訪問型サービスB、それから体操教室である筋力づくり教室、通いの場としても設置しているふれあいサロン、これらを実施しています。

高齢者のボランティア活動の普及、社会参加を目的とした介護支援ボランティア制度ですけれども、この対象となる施設をこれまでの介護保険事業所から障がい者施設や認知症カフェなどにも拡大をしているところでもあります。

包括的支援事業、任意事業の在宅医療、介護連携の推進事業では、地域包括ケア連絡協議会等において、市民フォーラムまたは他職種の研修会を実施させていただきまして、在宅医療のPRや医療・介護の多職種の業務の理解を図ってきたところでございます。生活支援体制の整備事業については、社会福祉協議会さんなどと共同で、住民主体でできる移動・外出支援勉強会を開催しておりまして、住民主体で実施する移動支援制度の検討を行ったところです。

地域包括ケアシステム構築——何かしゃべっていて言葉が何かですね。本当に言葉ではこういうふうに簡単に言えるのですけれども、本当に大変な問題です。原稿を用意して読んでいる私が、本当に何か大変な問題だなと思ってしゃべっているのですけれども、言葉で言えばこういうことです——その構築については、すぐに目立った効果があるものではありません。

ん。誰が考えても分かることですのでけれども。介護予防や他職種の連携などについての課題の解決に向けた取組は、少しずつ進んでいるというふうに考えているところであります。

これにスパッとと言える人が果たして世の中にいるのかといたら、いないと私は思っていますけれども、がために、私も先ほど監査委員が声を詰まらせておられましたが、思いは同じであります。私も自分の祖母は県外で亡くなったりと。それを抱いて自分で帰ってきたという経験をしています、悔しい思いもしました。

そして、今、市長という立場にありまして、本当に多くの皆さんと連携して頑張っていかなければなりません。この中で、医療のまちづくり検討委員会を進めています、決して医師確保だけではない。そして、医師だけでは駄目ですね。介護のほうもそうです。まちづくりという範疇ではものすごく広いものがあります。これら全てが最後には地域包括連携のケアシステム、こういったところにまで全部及んで、地域がどういうふうになっていくかというものを検討してまいりますので、そういう意味では——決算の話で申し訳ありませんが、そういう流れの中に今、あるというふうに考えているところであります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 94 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 会議の途中ですが、休憩といたします。再開を 3 時 40 分といたします。

〔午後 3 時 19 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 40 分〕

○議 長 日程第 10、第 95 号議案 令和元年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 95 号議案の提案理由を申し上げます。令和元年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてであります。

城内診療所は、平成 30 年度から無床診療所として、地域の皆様により安全、安心な医療を提供すべく経営を行ってまいりました。令和元年度は、予防接種の増などにより来院者数自体は微増に転じておりました。また、委託の見直しなどで経費の削減に鋭意努めてきているところでございます。

歳入では、診療収入が前年度比 3.3%、165 万円増の 5,248 万円、一般会計繰入金の前年度比で 180 万円減の 4,700 万円となっております。

歳出では、総務費は人事異動に伴う職員給与費の減及び経費節減による一般管理費の減により、前年度比で 8.1%、738 万円減の 8,383 万円となりました。医業費では、医療機器等の

管理経費及び医薬材料費の減により、前年度比 3.4%、18 万円減の 532 万円となりました。

歳入総額は、1 億 580 万円で、前年度比 0.1%、6 万円の減額。歳出総額は 9,379 万円で、前年度比 7.4%、744 万円の減額となり、実質収支額は 1,201 万円となりました。

概要につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、令和元年度南魚沼市城内診療所特別会計決算の概要につきまして、同じく特別会計決算説明資料に基づき、ご説明を申し上げます。資料の 7 ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。各款の収入済額の欄をご覧ください。なお、前年度比較増減の主な内訳につきましては、一番右の欄をご覧ください。

1 款診療収入は、外来診療、健診、予防接種等による収入ですが、前年度より 165 万円、3.3%増の 5,248 万円となりました。内訳は、外来収入が 102 万円の増、外来患者数は、98 人増の 7,077 人となっております。また、その他の診療収入は、健診等による諸検査と予防接種等のその他収入ですが、インフルエンザ予防接種者の増などにより、61 万円の増となりました。なお、収入未済額の 8,000 円につきましては、1 名の過年度診療に係る滞納繰越分があります。

その下の段、2 款使用料及び手数料は、介護保険主治医意見書、健康診断書等の文書作成手数料で、主治医意見書作成件数は前年度比 21 件減の 54 件です。全体では前年度より 9 万円減の 33 万円です。

その下、3 款財産収入は、施設の一部を社会福祉協議会のホームヘルプステーションとして貸し出していることによる財産貸付収入の 91 万円で前年度同額です。

その下、4 款の繰入金は、一般会計からの繰入金です。人件費、医業経費等の削減に努めているところですが、診療収入での不足分を経営補填として、前年度より 180 万円減の 4,700 万円の繰入れとなりました。

最下段、その他の款にかかる額につきましては、5 款の繰越金及び 6 款の諸収入です。繰越金は前年度より 12 万円増の 463 万円であり、諸収入はホームヘルプステーションの需用費の負担分などを雑入に受けたもので、4 万円増の 44 万円となりました。

以上、歳入合計は、1 億 580 万円となり、前年度比、6 万円の減額決算となりました。

続いて 8 ページ、歳出であります。こちらは左から 4 番目の支出済額の欄をご覧ください。

初めに、1 款総務費は、正職員、非常勤医師及び臨時職員の人件費と、診療所運営に係る一般的経費です。職員給与費は正職員 4 名、うち再任用職員 2 名の体制で運営しており、前年度から大きな変動がなく 11 万円の増となりました。一般管理費は臨時職員及び非常勤医師賃金が主なもので、医療事務を委託から臨時職員による直営に変えたことによる減を主なものとして、750 万円の減となりました。1 款総務費全体では前年度より 8.1%、738 万円減の

8,383万円となりました。

その下、2款医業費は、医療用機器の取得、借り上げ、管理等に係る費用及び診療用の薬品や衛生材料に係る費用です。医療機械器具費は、管理委託料の減による27万円の減。医療衛生材料費は、インフルエンザワクチンの増などによる8万円の増です。2款医業費全体では、前年度より3.4%、18万円減の532万円となりました。

その下、3款諸支出金は、前年度繰越金を一般会計に463万円繰り出したもので、前年度より12万円の増となりました。

以上、歳出合計は9,379万円となり、前年度比7.3%、744万円の減額決算となりました。

一番下の表をお願いいたします。歳入歳出差引額は1,201万円となり、前年度決算より738万円の増となりました。このうち、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も同額の1,201万円となりました。なお、この1,201万円は、令和2年度の補正予算に計上し、一般会計に繰出しを行っております。

以上で概要説明を終わります。

**○議 長** 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

**○監査委員** それでは、城内診療所特別会計について報告させていただきます。審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

審査の結果でございますが、城内診療所特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠しておりますし、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されております。また、予算の執行に関しましても適正でありました。

本年度の決算額でございますが、歳入1億581万円、歳出9,380万円、実質収支は1,201万円の黒字でありました。収入済額は前年度より7万円の減でございますが、予算現額に対する割合は98.3%、調定額に対する割合は100.0%となっております。

支出済額9,380万円は前年度より745万円の減、予算現額に対する割合は87.1%でございました。

入院患者はおりませんので、外来患者数のみでございますが、本年度は7,077人、前年度より98人の増加となっております。また、一日平均患者数は27人であり、前年度より2人ほど増加している状況でありました。

当年度の収入未済額の発生はございませんし、不納欠損も発生しておりません。先ほど、部長のほうから説明がありましたとおり、滞納繰越分があと8,000円となっております。回収に努めていただきたいと思います。

城内診療所につきましては、地域の開業医の閉院等が見られる中、非常勤医師が4名で日々交代で診療に当たり、地域医療に貢献されております。ただ、やはり城内診療所の課題は、医師の常勤化ということが命題であろうかと思っております。これにつきましては、市民病院と連携し早期実現を望むとともに、地域に貢献できる医療施設として経営の健全化に努めていた

だきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 95 号議案 令和元年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

1 点だけであります。外来患者数 7,077 人で、一日の平均患者数は当初予算では 26.0 人であったが、27.0 人となった。非常勤医師 4 名での診療でもあった。地域に必要な外来クリニックとしての位置づけを、どのように総括しているのか伺うものであります。

○議 長 大綱質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 95 号議案の城内診療所決算認定に係る大綱質疑にお答えしたいと思います。

地域に必要な外来クリニックとしての位置づけということではありますが、市内におきましても民間医院の閉院が相次いでおります。近年、本当にこれが増えてまいりました。また、今後も医師不足が予測をされる中、地域のかかりつけ医としての公立である診療所の役割は大きくなるものと考えております。

今ほど、監査委員のほうからもお話がありましたとおりと私は考えているところでございます。所長プラス非常勤の応援医師 4 人という体制で診療を行ってまいりました。しかしながら、管理者である所長医師についても非常勤職員扱いでありまして、地域の方々が安心してかかれるクリニックとしては、腰を据えて地域医療に携われる常勤医の存在が不可欠と考えています。これは経営上もそのとおりでございます。

令和元年度においては、従前より幾分か改善された決算となっておりますが、これによしとは到底思っておりません。施設も老朽化をしております、固定経費もかさみますが、診療日や診療時間、通院の足などを考慮し、さらに現在進めております医療のまちづくり検討委員会の提言がどのように出てくるか。これも含めて、あるいは、当然、地域の方々のご意見も十分に踏まえながら、今後の在り方について地域のかかりつけ医が不在のエリアであるということも十分に考慮し、特段の検討を進めていきたいと考えているところであります。今は過渡期かと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 95 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 11、第 96 号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及

び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 96 号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げたいと思います。決算の状況について、ご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入では、営業収益で冬季概算の精算による給水収益の減などにより、前年度比 1.9%減の 15 億 7,509 万円となりました。また、基本料金の一律減免措置を昨年度に引き続き、実施しました。営業外収益は、高料金対策分の皆減によりまして、一般会計補助金が大きく減少したということから、前年度比で 40.1%減の 3 億 4,206 万円となりました。特別利益 3,774 万円は、退職給付引当金の精査による戻入れ、そして水道用地の売却益の計上で皆増となっております。収入合計は前年度比 10.2%減の 19 億 5,490 万円となりました。

支出であります。営業費用はほぼ前年度並みの内容となっておりますが、浄水場の機器及び電気計装設備の修繕費の増などにより、前年度比 1.4%増の 16 億 7,858 万円となりました。営業外費用では企業債利息の減によりまして、前年度比 16.3%減の 2 億 1,753 万円となりました。特別損失 14 万円は、漏水減免に係る過年度損益修正損を計上したところであり、支出合計では前年度比 1.0%減の 18 億 9,626 万円となったところであり、

収益的収支であります。差引き税抜きで 1,682 万円の純利益となっております。

次に資本的収支についてです。収入から、企業債は資本費平準化債の皆減によって、前年度比 43.9%減の 3 億 860 万円、全額を建設改良費に充当しております。他会計出資金は企業債元金償還等に係る基準内繰入れで、前年度比 50.7%減の 2,129 万円となりました。固定資産売却代金 51 万円ですが、これは水道用地売却による簿価相当額、そして補助金 1,100 万円は、指定避難所への配水管耐震化事業に係る国の交付金で皆増となっておりますので、よろしく申し上げます。収入合計は前年度比 41.4%減の 3 億 5,960 万円となっております。

支出であります。建設改良費で上田地区の非常用水源井戸の整備、指定避難所などへの配水管耐震化事業、また老朽管更新工事などの建設工事によりまして、前年度比 18.8%増の 4 億 9,118 万円となりました。企業債元金償還金は償還が進んでいるということから、前年度比 4.7%減の 11 億 7,898 万円となりまして、支出合計は前年度比で 1.2%増の 16 億 7,016 万円となっております。

資本的収入が資本的支出に不足をする額 13 億 1,055 万円は、過年度損益勘定留保資金等で補填をし、調製したところがございます。

次に利益の処分についてご説明申し上げます。令和元年度末、未処分利益剰余金 19 億 8,567 万円について、9 億円を減債積立金に、同じく 9 億円を建設改良積立金に、1 億 8,567 万円を利益積立金に積み立てるために処分をいたしたく、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づきまして議会の議決をお願いしたいものでございます。

決算の概要及び利益の処分の詳細につきましては、上下水道部長に説明をさせますので、

よろしくご審議いただきまして、認定及び議決を賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第 96 号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

初めに決算の概要についてご説明申し上げます。決算書 17、18 ページをご覧ください。

最初に業務内容についてご説明申し上げます。イの給水状況につきましては、給水人口は、前年度比 816 人減の 5 万 4,783 人、給水件数は前年度比 4 件減の 2 万 3,897 件、有収水量は前年度比 3.3%減の 600 万 9,336 立方メートル、有収率は前年度比 2.0 ポイント減の 80.7%となりました。

ウの経営状況につきまして、収益的収支では、収入 18 億 2,525 万円に対し、支出 18 億 843 万円で 1,682 万円の純利益となりました。給水原価は前年度比 7.15 円増の 260.86 円、供給単価は前年度比 2.49 円増の 238.09 円となりました。資本的収支では、収入 3 億 5,960 万円に対し、支出が 16 億 7,016 万円で、不足額 13 億 1,056 万円は過年度損益勘定留保資金等で補填し、決算を調製しました。

エの建設改良工事につきましては、施設工事では畔地浄水場や配水池等の経年劣化による電気計装設備や機器等の修繕工事を実施しました。非常用水源の整備では上田地区において非常用水源井戸の整備を実施しました。管路工事では指定避難所等への配水管の耐震化のため、生活基盤施設耐震化等交付金により事業を実施しました。また、水質の安定と向上を図るための配水管布設替え、及び漏水対策のための老朽管の布設替えを引き続き実施しました。なお、主な建設改良工事の詳細につきましては 20 ページ記載のとおりとなっております。

次に収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。25 ページ、26 ページをご覧ください。金額は全て税抜き表示となります。

収入では、1 項 1 目給水収益は前年度比 2.3%減の 14 億 3,078 万円となりました。減額の要因として給水人口の減と前々年度の使用量を基準として算定した冬季概算使用量が、5 月精算により前年度比 13.4%減となったことによります。営業収益合計では前年度比 2.5%減の 14 億 4,959 万円となりました。

2 項 2 目他会計補助金は、水源開発等の基準内繰入れと基本料金の一律減免等による基準外繰入れによる一般会計からの繰入金で、前年度比 81.8%減となりました。減額の要因は高料金対策分の基準内繰入れの皆減によるものです。営業外収益合計では前年度比 40.5%減の 3 億 3,791 万円となりました。

3 項 1 目固定資産売却益は、水道用地の売却に伴う売却益で皆増となります。3 目その他特別利益は、退職給付引当金の精査により不用額を戻入したもので皆増となっています。特別利益合計は 3,774 万円となりました。収入合計は前年度比 11.2%減の 18 億 2,525 万円となりました。

支出では、1 項 1 目原水及び浄水費は、下から 7 行目、修繕費が前年度比 329.4%増の 6,128

万円となりました。浄水場の機器及び計装設備の修繕を行ったことと、浄水場を1系列運転に転換するため、ろ過池の修繕を行ったものです。原水及び浄水費合計では前年度比22.7%増の2億3,091万円となりました。

27 ページをご覧ください。1項2目配水及び給水費では、13行目、委託料が配水管洗浄業務委託料等の増により、前年度比36.7%増の2,861万円。2行空けて修繕費は、配水池等の修繕工事の減により前年度比19.1%減の6,452万円となりました。配水及び給水費合計では前年度比5.6%減の1億9,834万円となりました。

28 ページ、総係費ですけれども、下から10行目、委託料が元号改正と消費税増税に伴うシステム改修費などの増により、前年度比9.5%増となったことから総係費合計で前年度比8.8%増の1億2,186万円となりました。

営業費用合計は、26 ページの2行目に戻っていただいで記載がございますが、前年度比1.0%増の16億3,652万円となりました。

29 ページをお願いします。営業外費用は企業債の償還が進んでいることから、前年度比14.4%減の1億7,175万円となりました。3項3目過年度損益修正損は漏水減免によるものです。4項1目予備費の支出はありませんでした。支出合計は前年度比0.8%減の18億842万円となりました。

収益的収支では、差引き税抜きで、前年度比92.7%減の1,682万円の純利益となりました。

次に資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。30 ページをご覧ください。

収入では、1項1目企業債は、資本費平準化債の皆減により前年度比43.9%減の3億860万円となり、全額を建設改良費に充当しました。

2項1目他会計出資金は、水源開発等の元金償還に係る一般会計出資金で、償還が進んでいることから前年度比50.7%減の2,129万円となりました。

3項1目分担金は、配水管布設工事に係る分担金で前年度比119.2%増の172万円。

4項1目補償金は、道路改良等に伴う移設補償で前年度比15.5%減の1,646万円となりました。

5項1目固定資産売却代金は、水道用地の売却に伴う固定資産簿価相当額の計上で皆増となっています。

6項1目補助金は、指定避難所等の重要給水施設配水管耐震化事業に係る国交付金で同じく皆増となっています。

収入合計では、前年度比41.4%減の3億5,960万円となりました。

31 ページをご覧ください。支出では、1項1目新設改良費は、上から11行目、委託料が配水池等の設計業務委託料の増により、前年度比260.5%増の4,570万円。その下の工事請負費は、備考欄記載の工事の実施により、前年度比9.4%増の3億7,002万円となったことから、新設改良費合計は前年度比17.0%増の4億4,634万円となり、建設改良費合計では、前年度比16.7%増の4億4,952万円となりました。2項1目企業債償還金は、企業債の償還が順調に進んでいることから前年度比4.7%減の11億7,898万円となりました。3項1目予備

費の支出はありませんでした。

支出合計では前年度比0.4%増の16億2,850万円となりました。収入が支出に不足する額、差引き税抜き12億6,890万円は、過年度損益勘定留保資金等で補填し調製しました。

8ページをご覧ください。令和元年度損益計算書についてご説明申し上げます。水道事業の本業である営業損益は、営業収益14億4,959万円に対し営業費用16億3,652万円となり、差引き1億8,693万円の損失となりました。給水収益が前年度比2.3%減となったことから、損失額は前年度比39.1%、5,254万円増と拡大する結果となりました。

営業外損益は営業外収益3億3,791万円に対し、営業外費用1億7,175万円で差引き1億6,615万円の利益となりましたが、高料金対策繰入金の皆減により前年度比54.7%、2億91万円減と大きく減少しました。

営業損益、営業外損益を合わせた経常損益では2,077万円の損失となりました。

総収支合計では、特別利益3,774万円があったことから、差引きで1,682万円の純利益を確保しました。また、前年度までの繰越利益剰余金と合わせて当年度末未処分利益剰余金は19億8,567万円となりました。

11ページ、12ページをご覧ください。令和元年度末貸借対照表についてご説明申し上げます。

資産につきましては、固定資産合計で前年度比6億3,117万円減の259億2,288万円となりました。流動資産は現金及び預金で前年度比4億7,412万円減の23億8,249万円となり、流動資産合計は前年度比4億8,312万円減の24億7,599万円となりました。減額の要因は、資本的収支の不足額に補填したことによります。資産合計は前年度比11億1,430万円減の283億9,887万円となりました。

次に12ページの負債につきまして、固定負債は企業債の償還が進んでいることから前年度比8億1,193万円減の78億5,706万円となり、流動負債も同じく企業債の減により前年度比1億3,940万円減の12億6,186万円となりました。繰延収益は、長期前受金の戻入により前年度比2億109万円減の54億1,097万円となりました。負債合計は、前年度比11億5,242万円減の145億2,989万円となっております。

資本につきましては、資本金は一般会計出資金の組入れにより前年度比2,129万円増の118億2,230万円。13ページをお願いします。利益剰余金は当年度の純利益1,682万円を加え20億4,667万円で、資本合計は138億6,897万円となりました。

負債資本合計は283億9,887万円で、11ページの資産合計と一致しております。

24ページをご覧ください。最後にキャッシュ・フロー計算書についてご説明申し上げます。1の業務活動によるキャッシュ・フローは、収益的収支に伴う業務活動でどれくらいのキャッシュが得られたかを示すもので、7億8,242万円のプラスとなりました。2の投資活動によるキャッシュ・フローは、建設改良に伴う固定資産の取得による投資活動で得られたキャッシュを示すもので、4億746万円のマイナスとなりました。3の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還と新たな借入れに伴い得られたキャッシュを示すもので、8億

4,908万円のマイナスとなりました。資金は4億7,412万円の減となり、資金期末残高は23億8,249万円となりました。なお、この金額は11ページ、貸借対照表流動資産の現金及び預金と一致しております。

決算の概要につきましては、以上となります。

続きまして、利益の処分につきましてご説明申し上げます。9、10ページをご覧ください。

下段の表でございますが、令和元年度南魚沼市水道事業剰余金処分計算書（案）をご覧ください。当年度末未処分利益剰余金は、前年度までの繰越利益剰余金19億6,884万円に当年度の純利益1,682万円を加え、19億8,567万円となっております。

水道事業会計では、今まで利益剰余金の処分を行ってきませんでした。今後は改訂経営戦略に沿って地域別水源方式への転換と畔地浄水場の10年程度の延命化及び老朽化した配水池等の計画的な更新を進めることとなっており、このための投資額は年5億円から8億円程度で、10年間の投資額は約62億円を見込んでおります。このための財源として当年度末未処分利益剰余金のうち9億円を建設改良積立金に積み立て、また、企業債の償還に備えて同じく9億円を減債積立金に積み立てるため処分をしたいものです。

併せて、利益積立金については、毎事業年度で欠損金が生じた場合にこれを埋めるため、あらかじめ積み立てるもので、1億8,567万円を利益積立金に積立処分をしたいものです。

このため、剰余金処分計算書（案）により未処分利益剰余金の処分をたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

利益の処分の説明は以上です。

**○議長** 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

**○監査委員** それでは、水道事業会計について報告させていただきます。審査の期間、審査の方法につきましては、記載されたとおりでございます。

審査の結果でございますが、審査に付された水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものであります。

続きまして、事業実績でございますが、当年度の給水件数は2万3,897件で前年度より4件の減。給水人口は5万4,783人で前年度より816人の減。水道普及率は前年度と同じく98.0%、年間総配水量は745万立方メートルで前年度より6万立方メートルの減。有収率は80.7%で前年度より2%低下しておりました。

予算の執行状況ですが、収益的収支は予算額に対して収入率は96.7%、支出は予算額に対し執行率は94.7%、資本的収入は予算額に対し収入率は53.0%、支出は予算額に対し執行率は90.1%であり、資本的収入支出の不足額は消費税、地方消費税、当年度損益勘定留保資金で補填されておりました。

経営成績であります。当年度は1,682万円の純利益でございました。しかし、営業利益は1億8,693万円、経常収益は2,078万円の損失でございました。

また、不納欠損処分額は前年度より 44 万円増加し 92 万円となっており、処分につきましては関係法令に基づき適正に処理されておりました。

最後になりますが、当市の水道事業は、人口の減少、節水型社会への移行等により、水需要の伸びはあまり期待できない状況にあるかと思えます。これにより有収率の向上、料金収入の確保、債権管理、徴収活動の強化、経費節減、健全経営の維持を基本とし、合理的、効率的な運営に努め、全ての市民が安全で安心して飲める良質な水道水の安定供給に努められることを要望するものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 96 号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

中長期計画である改訂経営戦略に基づき、将来の地域別水源方式に向けた非常用水源の確保と地盤沈下への影響調査、浄水場の延命化に向けた必要な修繕を行うとして編成された当初予算であった。老朽化対策や有収率の向上を図り、効率的な事業運営に取り組む予算付けでもあった。非常時の重要給水施設である病院や指定避難所などへの配水管耐震化事業にも着手する予定であった。

現金及び預金が 23 億 8,249 万円、固定負債残 78 億 1,214 万円を含む企業債残 88 億 9,877 万円であった。水道料収入 14 億 3,078 万円に対して減価償却費 10 億 6,713 万円を含む営業費用が 16 億 3,652 万円であった。高料金対策補助金の皆減、給水原価 260 円、供給単価 238 円の逆ざやが 4 円悪化、事業会計にとって大きな課題が鮮明となった決算数値と考える。

そこで 3 点を伺う。1、年間配水量 745 万立方メートルに対して、有収率が 2.0% 下がり 80.7% になったことをどう総括しているのか。2、高料金対策費が補助金の対象外となったことによる損益の増をどのように総括をしているのか。3、非常用水源の地盤沈下への影響調査で何が分かったのか。

以上、3 点であります。

○議 長 大綱質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 96 号議案の水道事業会計利益の処分及び決算認定に係る大綱質疑にお答えしたいと思います。

まず、1 つ目の有収率が 2.0% 下がって、このことについてどう総括をしているかということとあります。事業の効率性を示すと言われている、この有収率であります。2% 低下したことについては、事業経営者としてとても大きな衝撃を受けています。毎年度、計画的に老朽管の更新を行っており、有収率も順調に向上してきたというところでありましたけれども、今年度は残念ながら結果に結びつかなかったと認めざるを得ないと思えます。

有収率低下の原因であります。冬季概算請求の精算による使用量の減、これが大きな要因

であると考えています。具体的には、大型旅館が廃業したこと。また、大口の使用者である製造業者の使用量が減少していること。このほか、宅地内の大きな漏水について減免をせざるを得ないという例が生じたということ。こういったことで、結果的に有収水量が減となったものと考えております。併せまして、水質管理のために行っている管理排水の増も要因とも考えておりますので、よろしく申し上げます。

今後の対策ですが、漏水調査の継続、また、漏水箇所が特定できる配水区域のブロック化をさらに進め、配水量、有収水量の詳細な調査分析を行い、この率の改善に努めていきたいと考えています。何よりもそれもありますし、今ほど大型の旅館の廃業があったということですが、経済活動をやはり活発化させる、それを維持する、何とかその低下を食い止める。そういったことに心を砕くことが、まず、第一ではないかと考えているところでございます。

2つ目の高料金対策が補助金の対象外となったことによる損益の増をどう考えるかということですが、水道事業はこれまで本業の営業損益は赤字となるものの、一般会計からの繰入金——これは、多くは高料金対策分でありました。これによる補填があったということで、毎年度、純利益を生み出してきたというところであります。

令和元年度の決算では、高料金対策分が基準外となっていることから、損益は大きく悪化するという結果に至っているということでもあります。高料金対策分については、国の繰出基準の動向予測というのが難しく、今後、容易な収益の財源として見込むというのはできない状況だと思います。このため、令和2年度の予算からは、収益には見込んでおりません。

今後の水道の経営については、何よりも本業である営業損益で利益を生み出すことを考えていかなければなりません。現段階では収益増を目的とした料金の値上げをするということは、今、そういう状況下にはないと考えております。費用の削減による経営改善が必要となりますが、費用のうち資本費、いわゆる減価償却費、それから償還の利息が7割を占めているということでもあります。ほかの維持管理経費の削減による改善は、非常に難しいと考えざるを得ません。地道にコスト削減に取り組んでいくことが重要と考えているところであります。

本当に厳しい時代に突入しているということでありまして、事業の最終の損益も赤字と背中合わせとなるということも予測をしています。これまで蓄えてきました内部留保資金の効果的な運用、または日常業務の中でのコスト意識の醸成を図っていくことが非常に肝要かと考えているところであります。

最後のご質問の非常用水源の地盤沈下への影響調査で何が分かったのかということでもあります。地盤沈下区域の上流域ですので、ここが一番近接をしている天野沢の非常用水源の井戸を連続に運転して、地盤沈下観測井戸8か所の水位変動を調査したところであります。調査の時期ですが、1年で一番、地下水位が低下する1月末から2月初めにかけて行ったものであります。

結果ですが、短期的には井戸の運転による影響はないものと推測されるものであります。観測井戸の水位は、周囲の井戸の運転により大きく変動する。これはよく知られているとこ

ろであります。天野沢非常用水源の下流域で一番直近となるのは、塩沢六分区の観測井戸であります。ここにおいては直接的な水位変動は見られなかったという結果であります。

このことから、六分区の井戸よりも遠方となっている観測井戸への影響もないものと我々は推察をしているという状況であります。塩沢地域の残りの非常用水源の整備を進めて、井戸の本数を確保した上で全ての水源井戸を運転してみて、改めて観測井戸の水位変動を調査し、影響のないことを十分確認をしたいと考えています。

地域別水源方式の実現に向けて——これはなかなか難しい問題ではありますが、地盤沈下対策にまずは万全を期した上で、まずは送水費用が高額となっている、これは特に塩沢地域の高台部、標高の高い部分、このところに水源の転換を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 96 号議案は、産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第 12、第 97 号議案 令和元年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 97 号議案 令和元年度南魚沼市病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を説明申し上げたいと思います。

決算の状況について、まずご説明を申し上げます。初めに収益的収支であります。大和病院事業においては、前年度比で入院、外来ともに患者数は減ったものの、患者さん 1 人当たりの単価が向上したこと、また、人間ドック、健診等では、受診者の数が前年度比で増えていることにより、医業収益では予算を上回る内容となっております。

収入においては、税抜きですが、前年度比 2.5%増の 13 億 1,399 万円、支出においては、2.5%増の 13 億 1,132 万円となりまして、単年度の純利益は 266 万円となっております。

市民病院事業に触れます。収益では、入院及び外来収入は横ばいという状況であります。訪問看護ステーションの機能強化型への移行、そして居宅介護支援事業所の開設がありまして、介護は収益増とすることができました。

収入においては、税抜きですが、前年度比 1.0%増の 40 億 7,014 万円、支出においては、1.8%増の 43 億 8,543 万円となりまして、単年度の純損失は 3 億 1,528 万円であります。

以上によりまして、病院事業会計全体では、単年度 3 億 1,261 万円の純損失を計上いたしました。これに前年度の繰越欠損金を加え、累積の繰越欠損金は 35 億 1,573 万円となりました。

次に、資本的収支であります。大和病院事業分から申し上げます。医療機器について、エックス線関連装置などを更新いたしました。収入は、税込みで1億373万円、支出は1億3,447万円となりまして、3,074万円の不足が生じています。

市民病院事業分について述べます。予算を繰り越した17号バイパス補償事業の排水施設関連工事が完了いたしました。医療機器については、内視鏡手術システムを増強しまして、眼科手術用機材、超音波診断装置などを更新いたしました。収入は、税込みで5億1,224万円、支出は6億7,692万円となりまして、1億6,468万円の不足が生じております。

両事業分を合わせた不足額1億9,543万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をしてございます。

概要につきましては、市民病院事務部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、決算概要につきましてご説明申し上げます。

ゆきぐに大和病院では、入院において病床の構成割合を平成30年12月に見直したところですが、回復期のニーズが増加している状況から、令和2年3月からさらに一般病床を3床減らして21床とし、地域包括ケア病床を3床増やして24床といたしまして、在宅や介護施設への復帰支援を強化いたしました。健診事業では、健診日数を5日間増やし、事業所健診及び人間ドックの受入れ強化に努めたところであります。

市民病院では、入院において病床利用率は前年度より若干下がりましたが、依然、高い利用率となっております。そうした中、非常勤医師の支援に依存する状況が続いており、その経費も大きく厳しい状況となっておりますが、引き続き常勤医師の確保に努め、医療体制の維持を図っているところであります。看護職員の確保につきましては、不足する看護師の確保及び勤務体制の改善を行ってきたところであります。訪問看護ステーションについては、機能強化型へ移行し、居宅介護支援事業所も開設しており、スムーズな退院支援を図っているところであります。

患者数につきましては、ゆきぐに大和病院の入院患者数は、前年度比0.3%減の1万3,549人、外来患者数は、前年度比1.8%減の4万764人となりました。

市民病院の入院患者数は、前年度比1.5%減の4万2,906人、外来患者数は、前年度比0.5%減の13万5,098人でありました。

それでは、決算書の1ページ及び2ページをご覧ください。収益的収入及び支出で、税込み額となっております。

2ページ、決算額の欄をご覧くださいと思います。大和病院事業におきまして、まず収入ですが、入院及び外来収益を主なものとしまして、医業収益で11億2,127万円、介護保険収益で2,815万円、他会計補助金等により医業外収益で1億9,562万円となり、特別利益では、貸倒引当金戻入等により25万円、総額、前年度比102.7%の13億4,530万円となっ

ております。

市民病院事業では、収入では、医業収益が 33 億 9,151 万円、介護保険収益 5,512 万円、医業外収益では、他会計補助金等により 6 億 3,521 万円、総額で前年度比 101.1%の 40 億 8,185 万円となりました。

次に支出におきまして、大和病院事業では市民病院からの応援医師負担金を計上したことにより経費が増えております。医業費用が 13 億 518 万円、医業外費用では 3,285 万円、総額、前年度比 102.7%の 13 億 3,804 万円となりました。

市民病院事業では、県派遣看護師の派遣終了を見据えた年間を通しての増員対応により、給与費が増加しております。令和 2 年度からは、当該派遣に伴う経費負担は不要となっております。医業費用では、43 億 5,564 万円、医業外費用では、4,217 万円、特別損失で 28 万円、総額、前年度比 101.8%の 43 億 9,811 万円となっております。

次に、3 ページ、4 ページをご覧ください。資本的収入及び支出、税込み額となっております。決算額の欄をご覧ください。

収入では、大和病院事業では、医療機器更新等に係る企業債が 4,400 万円、繰入金が 3,650 万円、へき地医療拠点病院として必要な医療器械更新に係る県補助金が 2,322 万円で、総額、前年度比 110.9%の、1 億 373 万円となっております。

市民病院事業では、医療機器更新及び国道 17 号六日町バイパス関連排水設備施設に係る企業債が、2 億 6,910 万円、繰入金が 1 億 8,217 万円、国道 17 号六日町バイパスの関連事業、補償金ですが 6,096 万円で、総額、前年度比 254.0%の 5 億 1,224 万円となっております。

支出では、大和病院事業分においては、医療機器更新及び車両購入に係る建設改良費が 6,900 万円、企業債償還金が 6,547 万円となり、総額 1 億 3,447 万円となりました。不用額は、33 万円であります。

市民病院事業では、建設改良費が国道 17 号六日町バイパス関連事業に係る工事、医療機器等更新及び車両購入により 3 億 1,922 万円、企業債償還金が 3 億 5,770 万円となり、総額 6 億 7,692 万円となっております。不用額は 426 万円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する 1 億 9,543 万円につきましては、欄外にございますように、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

次に、7 ページ、8 ページをご覧ください。損益計算書で、税抜き表示となっております。

医業収益は、44 億 7,225 万円、介護保険収益は 8,324 万円となり、医業費用の 55 億 408 万円を差し引いた医業損失は 9 億 4,858 万円となっております。医業外収益は、8 億 2,839 万円、医業外費用は 1 億 9,238 万円で、経常損失は 3 億 1,258 万円となりました。これに特別利益と特別損失を加えますと、当年度純損失は 3 億 1,261 万円となり、前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は 35 億 1,573 万円となっております。

次に、9 ページ、10 ページをご覧ください。剰余金計算書及び欠損金処理計算書（案）につきましては、前年度末残高に当年度変動額を加えた額、全額について翌年度に繰越しをし

たいとする案でございます。

次に、11 ページ、12 ページをご覧ください。貸借対照表で、税抜き表示となっております。

11 ページ、資産の部です。1、固定資産は、有形、無形の固定資産合計で 72 億 3,306 万円となっております。明細につきましては、47 ページ、48 ページの固定資産明細書を参考にさせていただきたいと思っております。2、流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品、前払金等の合計で 16 億 2,161 万円となっております。以上、資産合計は 88 億 5,468 万円となっております。

次に、12 ページ、負債の部でございます。3、固定負債につきましては、合計 47 億 9,066 万円となっております。4、流動負債につきましては、一時借入金、企業債の翌年度償還元金、未払金、賞与引当金等で、合計 17 億 1,969 万円となっております。5、繰延収益につきましては、合計 6 億 2,151 万円となっております。以上、負債合計は 71 億 3,187 万円となっております。

次に、資本の部でございます。当年度一般会計繰入金 2 億 1,868 万円を加えた 52 億 1,774 万円が、6、資本金となり、7、剰余金マイナス 34 億 9,494 万円と合計した資本合計は、17 億 2,280 万円となっております。

負債資本合計は、88 億 5,468 万円で、11 ページ最下段の資産合計と一致しております。

次に、13 ページ、14 ページ、注記表でございます。財務諸表等の作成に当たっての注記表となっており、これに基づいて決算資料を作成しております。

16 ページ以降は、決算附属書類でございます。

17 ページから 28 ページは事業報告書でございます。

次に、30 ページ、キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。1、業務活動によるキャッシュ・フローは、業務活動の結果もたらされる、本業における資金の動きでありまして、3 億 3,167 万円。2、投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資など、将来に向けた運営基盤の確立のための資金の動きで、6,865 万円となりました。3、財務活動によるキャッシュ・フローは、資金調達活動による内容で、マイナス 2 億 1,008 万円となりました。最下段、資金期末残高は、11 ページの、2、流動資産（1）現金預金と一致する内容となっております。

31 ページから 50 ページは各種明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

病院事業の収支改善につきまして、収益的収支のマイナス要因、薬品費や診療材料費において、スケールメリットが働かないことがあります。また、医師不足の対応としての非常勤医師の賃金、その交通費も費用として大きく占めております。さらに、委託業務についても、人件費の増額見直しなどにより、その費用の抑制は厳しい状況であります。

消費税の関係では、病院が医療機器や診療材料等を購入する際の控除対象外消費税、いわゆる損税が、外部委託が多くなっていることで、その負担が大きくなっております。

こうした中、限られた医療資源の効果的、効率的な運用によりまして、患者さんがより良質な医療サービスを受けられる体制、必要とされる医療体制を整えることが重要と考えまし

て、医師、看護師をはじめ、スタッフ一同努力をしているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、病院事業会計について報告させていただきます。審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

審査の結果でございますが、審査に付された病院事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は病院事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものであります。

業務状況でございますが、当年度における業務実績は、延べ患者数 23 万 2,317 人、これは前年度に比べて 2,144 人の減。内訳としまして、入院患者数 699 人、外来患者数 1,445 人の減。また、一日平均では入院患者 154.2 人、外来患者 619.7 人で、前年度に比べ入院患者 2.4 人、外来患者 65.7 人の減でありました。また、病床利用率は 83.4% で、前年度に比べ 1.2 ポイント低下した状況であります。

予算の執行状況でございますが、収益的収入は予算額に対して収入率は 96.7%、支出は予算額に対し、執行率は 96.5%、資本的収入は予算額に対し、収入率は 102.1%、支出は予算額に対して、執行率は 99.4% でありました。

資本的収入支出の不足額は、消費税、地方消費税、当年度分損益勘定留保資金で補填されております。

経営成績ですが、医業収益は 44 億 7,225 万円、医業費用 55 億 409 万円で、医業損失は 10 億 3,183 万円でありました。また、不納欠損処分額は 101 万円で、これにつきましては関係法令に基づいて適正に処理されておりました。

経常損益であります。経常損失は前年度に比べ 3,254 万円増加しており、3 億 1,258 万円の金額であります。

企業債であります。本年度は建設改良事業の財源として 3 億 1,310 万円借り入れ、4 億 2,318 万円の元金の償還があったことから、当年度末の未償還残高は 50 億 2,461 万円で、前年度に比べて 1 億 1,008 万円減少しております。なお、一時借入金として当年度末残高は 6 億円を計上している状況であります。

損益でございますが、大和病院は 267 万円の黒字でありました。市民病院は 3 億 1,529 万円の赤字で、先ほど事務部長から説明がありましたように、未処理欠損金は 35 億 1,573 万円となっており、これは翌年度への繰越しという状況であります。

むすびといたしまして、当年度の純損失として 3 億 1,262 万円、前年度に比べまして赤字が拡大し、本業の医業損益は 10 億 3,183 万円の損失、入院患者数、外来患者数は減少しておりますけれども、1 人当たりの単価が向上したことにより、医業収益は 6,722 万円増加しております。

今後とも市民病院につきましては、地域医療機関と連携した患者さんの確保や、診療報酬

加算の獲得など、収益の確保に向けた取組を進めるとともに、医薬品、診療材料にかかる費用の適正化をより一層推進する必要があると考えております。これにより質の高い医療を提供するという使命を、引き続き果たされていくことを望むものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 本日の会議時間は、日程第 13、第 98 号議案までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

引き続き、会議を続行します。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 97 号議案 令和元年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

大和病院の地域包括ケア病床の拡充と、市民病院の機能強化型訪問看護ステーションへの移行が当初予算で積まれていた。病院事業全体で、材料費、給与費、経費などを増額計上した予算であった。

決算を見ると、病院事業全体で 1 日当たりの入院患者数 154.2 人、外来患者数 619.7 人で、いずれも昨年度より 2.4 人、65.7 人の減であった。また、病床利用率は 83.4%でこれも 1.2 ポイント下がった。

医業収益が 6,722 万円増加したにもかかわらず、医業費用が 7,060 万円増加したことによって医業損益が 10 億 3,183 万円の損失という決算であった。他会計補助金は収益的収支で 7 億 5,155 万円、資本的収支で 2 億 1,868 万円と一般会計からの繰入金であった。そこで 2 点伺います。

1、地域包括ケア病床と機能強化型訪問看護ステーションの役割と効果をどのように総括をしているのか。2、収益の確保に向けた取組をどのように総括しているのか。

以上、2 点であります。

○議 長 大綱質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 97 号議案 令和元年度南魚沼市病院事業会計決算認定に係る大綱質疑にお答えしてまいります。

2 点ありますが、結構大きいテーマなのでなるべく簡潔に答えさせていただきたいと思っております。地域包括ケア病床と機能強化型の訪問看護ステーションの役割、効果についてですが、まず、地域包括ケア病床のほうについて述べたいと思っております。3つの役割、これは言わずもがなですが、急性期を経過した患者さんの転院を受け入れること。2つ目、在宅や介護施設で療養中の患者さんが急変したときに受け入れること。3つ目、これら入院患者さんに対して、リハビリや退院支援を行って、再び在宅や介護施設に復帰できるように支援すること。

これらを果たすとともに、復帰後も必要に応じて訪問診療を行って、その人らしい暮らし

ができるように支援しているという状況であります。この役割を持つ、地域包括ケア病床のニーズは年々高まってきていると思っております、ゆきぐに大和病院では令和2年3月、地域ケア病床を3床増やして24床、一般病床を3床減らして21床——先ほど監査委員のほうからもお話があったかと思えます。

続いて、機能強化型訪問看護ステーションにつきましては、24時間対応、頻回訪問、それから重傷者への訪問が可能になったことなどによって、医療依存度の高い、難病の方、がんの末期の方、重複障がい呈する小児などの利用者への訪問看護提供において、平成30年度は45名——訪問看護総数では194名だったのですけれども、この数字が令和元年度には65名に引き上がり、訪問看護総数も238名となっています。

また、在宅で看取りを希望される利用者の皆さんへの援助でありますけれども、平成30年度は16名だったのが、令和元年度では34名まで上がっております、いずれも本当に大幅に増加している状況です。

利用者が住み慣れた環境の中での生活を継続できますように、また人生の最終段階において本人や家族が望む最期の場を選択できるよう幅広い対応、きめ細やかな支援により対応してまいりたいと考えているところであります。

収益の確保に向けた取組であります。これもちょっと端的に言うのは非常に難しいのですが、まず、ゆきぐに大和病院であります。地域包括ケア病床の患者数を増やすことで、入院の収益を確保する取組を行ってきています。入院患者1人当たりの平均単価では、前年度に比べて約2,000円向上させることができているという状況です。

その一方で、地域包括ケア病床ですけれども、在宅復帰に向けてリハビリに重点を置いた治療を行うために、薬品や診療材料などの材料費が少なく済むというメリットもあり、小規模な回復期病院にとっては大きな効果をもたらしているという状況であります。

健友館ですけれども、こちらでは医師をはじめとする職員の勤務体制を見直しています。健診の日数を5日間増やしまして、人間ドックや事業所健診の受診者数の増につなげるなど、経営改善に取り組んできているという状況であります。

市民病院であります。各セクションが収益の増に向けた取組、またより高い診療報酬加算を取得することに重点を置いた経営改善計画を作りまして、毎月開催する運営連絡会議でそれぞれ提起し、審議を行っているという報告であります。担当課においても、取得できる施設基準の届出などによりまして、診療報酬、収益の増を図っていると。これに鋭意努力をさせていただいているという状況です。

そうした中でありますが、これが本当に本来的な問題になってきますが、外来診療を中心に、非常勤医師の支援に依存する状況が続いております。この経費も非常に大きく支出において厳しい状況となっておりますが、引き続き、常勤医師の確保に努め、同時に関係性を保っていただいている多くの非常勤の先生方とも本当に関係はつくりながら、引き続きながらやっていかなければいけないことでもありますけれども、大きい意味で申し上げますが、常勤医師の確保に努め、医療体制の維持を図っているところであります。

訪問看護につきましても、診療報酬の加算である機能強化型への移行、それに伴いまして居宅介護支援事業所を開設しています。開設前は、市内にケアマネージャーの皆さんの数というのは非常に少なく、退院調整を進めてもケアプランが速やかに作成されない、そういうことがありまして、在宅に結びつかないという現状がありましたが、これが解消され、今、順調に進めることができるようになってきているという報告も受け、また、そのように感じているところであります。訪問看護利用収益及び居宅支援サービス計画収益にも結びついてきている。こういった流れを止めずに——当然、まだまだ完全ではございません。こういう流れを止めずにやっていくことが非常に肝要かと思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 97 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 13、第 98 号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 98 号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

下水道事業につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法の全部適用を行いまして、地方公営企業に移行したということから、令和元年度決算は企業会計による初めての決算となります。このため、前年度の下水道特別会計との対比ができないため、一部を除き決算確定額のみの説明とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明申し上げたいと思います。収入では、営業収益では 11 億 3,256 万円で、下水道使用料は水洗化率が前年度比 0.7 ポイント増の 91.4%にまでなったものの、水洗化人口の減によりまして、ほぼ前年度並みの収入となっています。営業外収益は 22 億 7,639 万円で主な収益は、一般会計補助金 8 億 8,876 万円、償却資産の当年度償却額に係る補助金等相当分として、長期前受金戻入 13 億 8,545 万円などとなっています。特別利益の 63 万円は消費税還付金等の過年度損益修正益の計上となっておりますので、よろしく申し上げます。収入合計は 34 億 959 万円となっています。

支出では、営業費用は 28 億 6,887 万円で主な支出は、管渠費、ポンプ場費、処理場費等の下水道維持管理費と浄化槽維持管理費、それから職員給与費等の下水道一般経費として総係費及び減価償却費などとなっています。営業外費用は 4 億 1,623 万円で、主な支出は企業債利息で前年度比 10.2%減の 4 億 1,020 万円となりました。特別損失 1,784 万円は、貸倒引当金等の計上などによるものとなっています。支出合計は 33 億 296 万円となりました。

収益的収支では、差引き税抜きで 8,477 万円の純利益となっています。

次に、資本的収入及び支出についてご説明します。収入では、企業債は 15 億 300 万円で、内訳ですが、下水道事業債 5 億 5,060 万円、資本費平準化債 6 億 590 万円、借換債 3 億 4,650 万円となっています。他会計出資金は 1 億 9,051 万円で、建設改良費に充てる一般会計出資金。補償金 1,258 万円は、道路改良等に伴う下水道移設補償料。他会計補助金 6 億 4,930 万円は、元金償還等に充てる一般会計補助金。それから補助金 3 億 7,097 万円は、建設改良事業に伴う社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金及び循環型社会形成推進交付金となっています。受益者負担金及び分担金は、前年度比 27.9%減の 2,372 万円となりました。収入合計は、27 億 5,008 万円となっております。

支出では、建設改良費は 10 億 2,047 万円で農集統合事業、雨水幹線改修事業、マンホール蓋の更新事業などを実施しました。企業債元金償還金は、前年度比で 2.7%減の 24 億 3,814 万円となりまして、支出合計は 34 億 5,862 万円となっております。

資本的収入が資本的支出に不足する額 7 億 853 万円は、当年度損益勘定留保資金等で補填し調製しております。

概要につきましては、上下水道部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、認定賜わりますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第 98 号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定につきまして、概要をご説明申し上げます。

最初に業務内容についてご説明します。決算書 17、18 ページをご覧ください。

アの業務状況につきましては、水洗化人口は、前年度比 270 人減の 5 万 612 人、接続戸数は前年度比 117 戸増の 1 万 8,985 戸、水洗化率は前年度比 0.7 ポイント増の 91.4%、年間有収水量は前年同期と比較し 1.7%減の 562 万 3,998 立方メートルとなりました。今後も水洗化率は徐々に向上しますが、人口減等の影響で有収水量の大幅な増加は見込めない状況です。

イの経営状況につきましては、収益的収支では、収入 33 億 2,145 万円に対し、支出 32 億 3,668 万円で 8,477 万円の純利益となりました。汚水処理原価は 188.59 円、汚水処理単価は 181.27 円で、費用回収率は 96.12%となっています。

資本的収支では、収入 27 億 5,009 万円に対し、支出が 34 億 5,863 万円で、不足額 7 億 854 万円は当年度損益勘定留保資金等で補填し決算を調製しました。一般会計からの繰入金総額は前年度比 7,000 万円減の 17 億 5,300 万円で、年度末の企業債残高は前年度比 9 億 3,515 万円減の 272 億 8,901 万円となりました。

ウの建設改良工事につきましては、中之島、五十沢、城内地区において農集統合事業による管渠整備等を実施しました。また、浸水対策のため雨水幹線改修工事及び不明水対策としてマンホール蓋の更新工事を引き続き実施しました。主な建設改良工事につきましては 20、21 ページ記載のとおりとなっております。

次に収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。決算書 26 ページをご覧ください。金額は全て税抜き表示となります。

収入では、1項1目下水道使用料は前年同期と比べ0.6%減の10億1,948万円となりました。水洗化率は0.7ポイント増加したものの、人口減など自然減の影響と考えられます。

1項2目他会計負担金は、雨水処理施設の維持管理に係る一般会計負担金2,442万円で、営業収益合計では10億4,422万円となりました。

2項1目他会計補助金は、一般会計からの基準内及び基準外繰入れで職員給与費及び企業債利息等に充当しました。2項2目補助金は、農集企業債償還に係る県補助金で前年度比255万円減の212万円。長期前受金戻入は企業会計移行に伴い、当年度減価償却費に係る補助金相当分を収益化したもので、実際の現金収入は伴いませんが、13億8,545万円の計上となりました。営業外収益合計は22億7,659万円となりました。収入合計は33億2,144万円となりました。

27、28ページをご覧ください。支出では、1項1目管渠費は、管渠及びマンホールポンプの維持管理に係る経費で9,136万円。1項2目ポンプ場費は、中継ポンプ場に係る維持管理経費で798万円。1項3目処理場費は、大和クリーンセンター、五箇クリーンセンター、農集8処理場の維持管理経費で4億9,533万円。

28ページ、1項4目浄化槽費は、浄化槽679基分の維持管理費5,369万円で、管理基数は前年度比12基増となりました。1項5目総係費は、職員給与費等、下水道維持管理に係る一般経費で1億1,772万円。

29ページをお願いします。1項6目減価償却費は、企業会計移行に伴い、新たに費用として計上したもので、有形固定資産減価償却費は南魚沼市下水道事業が保有する固定資産全般に対するもので、無形固定資産減価償却費は流域下水道施設の減価償却費となります。減価償却費合計は20億2,739万円となりました。

すみませんが、27ページ、上から2行目に戻っていただいて、営業費用合計は28億860万円となりました。

30ページをお願いします。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息が前年度比10.2%減の4億1,020万円となりました。営業外費用合計では4億1,021万円となっております。3項4目その他特別損失は、企業会計に移行したことにより新たに引き当てなければならない各種引当金の計上で、特別損失合計は1,784万円となりました。支出合計では32億3,667万円となっております。

収益的収支では、差引き税抜きで8,477万円の純利益となりました。

次に資本的収入及び支出についてご説明いたします。31ページをご覧ください。収入では、1項1目企業債は、下水道事業債、資本費平準化債、借換債の発行によるもので、前年度比8.8%減の15億300万円となりました。減額の主な要因は下水道事業債の減によるものです。

2項1目他会計出資金は、建設改良費に充当するための一般会計出資金で1億9,051万円。

3項1目補償金は、道路改良等に係る下水道移設補償10件分で1,258万円。

4項1目他会計補助金は、職員給与費及び企業債元金償還金に充てるための一般会計補助金で6億4,930万円となっております。

5 項 1 目国庫補助金は、下水道事業に伴う国交付金で、備考欄、社会資本整備総合交付金は主に農集統合事業、防災・安全社会資本整備交付金は、雨水幹線改修事業及びマンホール蓋更新事業、循環型社会形成推進交付金は浄化槽整備事業となっています。補助金合計は 3 億 7,097 万円となりました。

6 項 1 目受益者負担金は公共下水道受益者負担金、6 項 2 目受益者分担金は特環及び浄化槽受益者分担金となります。受益者負担金及び分担金合計は前年度比 27.9%減の 2,372 万円となりました。収入合計では 27 億 5,008 万円となりました。

32 ページをご覧ください。支出では 1 項 1 目事務費は、建設改良事業に伴う職員給与費等で 2,508 万円。2 目管渠建設改良費は污水管渠布設工事、雨水幹線改修工事、マンホール蓋更新工事に係る経費で 5 億 4,406 万円。3 目浄化槽建設改良費は浄化槽設置工事 13 基分で 2,369 万円。4 目流域下水道事業負担金は県が行った流域下水道に係る建設負担金で 1 億 555 万円。6 目ポンプ場建設改良費は上田地区、中之島地区の汚水を魚野川を渡して圧送するための中継ポンプ場の整備に係る経費で、次の 33 ページの工事請負費を含め、ポンプ場建設改良費合計は 2 億 3,316 万円となりました。建設改良費合計は 9 億 3,535 万円となりました。

33 ページをご覧ください。2 項 1 目企業債償還金は元金償還金で、前年度比 2.7%減の 24 億 3,814 万円となりました。支出合計は 33 億 7,349 万円となっております。

収入が支出に不足する額、税抜き 6 億 2,341 万円は、当年度損益勘定留保資金等で補填し調整しました。

次に 8 ページをご覧ください。令和元年度損益計算書についてご説明申し上げます。

下水道事業の本業である営業損益は、営業収益 10 億 4,422 万円に対し営業費用 28 億 860 万円となり、差引き 17 億 6,438 万円の損失となりました。企業会計移行により減価償却費を費用として計上したことが主な理由となります。営業外損益は営業外収益 22 億 7,659 万円に対し、営業外費用 4 億 1,021 万円で、差引き 18 億 6,637 万円の利益となりました。企業会計移行に伴い長期前受金戻入を収益として計上したことと、一般会計からの繰入れが収益の主な要因となっております。営業損益、営業外損益を合わせた経常損益では 1 億 199 万円の利益となりました。特別損失で企業会計移行に伴い、引き当てが必要となった各種引当金を計上したことから、総収支合計では 8,477 万円の純利益となりました。

次に、11 ページ、12 ページをお願いします。令和元年度貸借対照表についてご説明申し上げます。

資産につきましては、固定資産は減価償却などにより、合計で年度当初比 11 億 432 万円減の 571 億 1,488 万円となりました。流動資産は、現金預金は 2,166 万円増の 2 億 9,944 万円となり、流動資産合計は 6,176 万円増の 4 億 8,704 万円となりました。資産合計は 10 億 4,255 万円減の 576 億 192 万円となりました。

次に、12 ページの負債につきまして、固定負債は企業債が徐々に減少していることから、固定負債合計で 9 億 2,709 万円減の 248 億 5,891 万円となりました。流動負債は新たに引当金を計上したことにより 90 万円増の 27 億 4,655 万円となりました。繰延収益は長期前受金

の戻入により3億9,164万円減の278億5,829万円となりました。負債合計は13億1,784万円減の554億6,375万円となっております。

13ページをご覧ください。資本につきましては、資本金は一般会計出資金の組入れにより1億9,051万円増の16億6,246万円で、当年度の純利益8,477万円を加え、資本合計は21億3,816万円となりました。負債資本合計は576億192万円で、この数字は11ページの資産合計と一致しております。

最後に、キャッシュ・フロー計算書についてご説明します。25ページをお願いします。1の業務活動によるキャッシュ・フローは、収益的収支に伴う業務活動でどれくらいのキャッシュが得られたかを示すもので、8億4,494万円のプラスとなりました。2の投資活動によるキャッシュ・フローは、建設改良に伴う固定資産の取得による投資活動で得られたキャッシュを示すもので、7,864万円のマイナスとなりました。3の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還と新たな借入れにより得られたキャッシュを示すもので、7億4,463万円のマイナスとなりました。資金は2,166万円の増となり資金期末残高は2億9,944万円となりました。なお、この2億9,944万円は、11ページ、貸借対照表、流動資産の現金預金と一致しております。

決算概要の説明については、以上となります。

○議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、下水道事業会計について報告させていただきます。審査の期間、審査の方法につきましては、記載されたとおりでございます。

審査の結果でございますが、審査に付された下水道事業会計の決算書類、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数につきましても下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

業務状況でございますが、処理区域内人口は5万5,362人、水洗化人口は5万612人、普及率99.1%、水洗化率91.4%でありました。年間総処理水量は632万立方メートル、年間有収水量562万立方メートルで、有収率は89.0%でありました。

予算の執行状況でございますが、収益的収入は予算額に対し収入率は100.5%。支出は予算額に対し執行率97.4%、資本的収入は予算額に対し収入率82.9%、支出は予算額に対し執行率85.5%であり、資本的収入支出の不足額は消費税、地方消費税、特別会計から引き継いだ引継金、当年度損益勘定留保資金で補填されております。

経営成績であります。本年度は8,477万円の黒字であり、営業損益は17億6,438万円の損失、営業外損益は1億200万円の利益でございました。

財政状態でございますが、資産576億192万円、負債554億6,376万円で、未収金は3,487万円、不納欠損処理額は260万円であり、この処分額につきましては関係法令に基づいて適正に処理されております。

企業債ですが、当年度は15億300万円借入れし、24億3,815万円元金が償還され、当年

度末の未償還残高は 272 億 8,901 万円となっております。

最後になりますが、下水道事業は市長からも説明がありましたように、平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計へ移行したものでありまして、当年度が 1 回目の決算でありました。その決算に基づいて、下水道経営の健全化に向けた取組を以下の 3 点お願いしたいと思います。

1 点目でございますが、収納対策の強化でございます。まだ、未収金が 3,400 万円ほどある中で、やはり下水道使用料は経営していくための根幹となる自主財源であることから、そういう滞納者に対する債権管理を確実に行うとともに、滞納整理等によって収納対策の強化に努めていただきたいと思います。

2 番目としまして、有収率の改善でございます。当年度の有収率は 89.0%で、前年度より 0.6 ポイント低下しております。この有収率の低下の原因としましては、不明水が一因として考えられておりますが、これは汚水処理経費の負担増加を招き、下水道経営を圧迫するものであり、既に不明水対策に担当課では着手しておりますが、今後も必要な対策を講じるなどして、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、施設の更新等についてであります。下水道施設は重要なライフラインの一つであり、災害発生時にその機能が停止しますと、市民生活へ大きな影響を及ぼします。耐用年数の経過など、経年的な老朽化が認められる施設については、計画的に更新を行い、施設の機能維持や長寿命化を図るとともに、耐震性の確保に努めていただきたいと思います。将来的に施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少などの課題が見込まれている中、下水道サービスを安定的かつ持続的に提供するためには、下水道経営の健全化を図り、今後も経営状況、資産状況の正確な把握に努め、良質な下水道サービスを提供されることを望むものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 98 号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

企業会計に移行した初年度決算である。農業集落排水の公共下水道への接続、マンホール蓋の更新などが当初予算で盛られていた。水洗化人口を 5 万 612 人で、水洗化率は 91.4%と 0.7 ポイントの増加であった。年間有収水量 562 万立方メートルで、有収率 89.0%であり、昨年度に比べて 0.6 ポイント下がっている。現金預金が 2 億 9,944 万円、固定負債額 248 億 5,891 万円を含む企業債残 272 億 8,901 万円であった。使用料 10 億 1,948 万円に対して、減価償却費 20 億 2,739 万円を含む営業費用が 28 億 860 万円であった。他会計補助金として収益収支では 8 億 8,876 万円、資本的収支では 6 億 4,930 万円が一般会計からの繰入金として報告されている。結果として、汚水処理原価が 188.59 円に対して、汚水処理単価、つまり売価は 181.27 円で水道事業と同じで、逆ざや現象が起きていることが表に出てきているわけで

あります。

そこで、3点伺います。1、収納対策をどのように総括をしているのか。2、有収率向上対策をどのように総括をするのか。3つ目として施設更新と資産の有効活用対策をどのように総括しているのか。

以上、3点であります。

○議 長 大綱質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第98号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定に係る大綱質疑にお答えしたいと思います。3点あります。

先ほど、くしくも代表監査委員の私どもに対するいろいろな姿勢と申しますか、そういったものとかぶるところがあって、我々も本当にそこが問題だと思っているので、そういうところも含みながら、なるべく重複しないようにお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、収納対策をどのようにということであります。下水道使用料で営業費用を賄っていない。そして、収納率を向上し、営業収益を確保していくことが最も重要、この点に尽きるかと思っております。細かい数字をちょっと申し上げることは割愛させていただきます。

しかし、現在、収納率は70.98%で、前年度比では13.06%の増になっています。この点をどう考えるかということですが、なかなかふだん、職員を褒めないところもありますけれども、職員の収納業務に対する意識の向上にも、こういう公営企業化の中でつながってきているのかなとも私は思ったりもしているところです。これはまだはっきりそれだけだとはいえませんが、そういう点もあるというふうに思っています。それから、料金徴収業務の民間委託による成果の表れ、こういったことを評価しているところであります。

年度末の未収金が合わせて3,487万円となっていることから、滞納分については納付誓約による計画的な納付をお願いするなど、引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

2つ目です。有収率の向上対策。不明水対策として、老朽化したマンホール蓋の更新、それからそれぞれのお宅、個人宅だけではないのですが、そういう宅内の排水設備の破損等による不明水の侵入、これに対する注意喚起を引き続き行っていかなければならないと考えています。

新たな取組として、下水道本管にカメラを入れる調査を行い、不明水流入箇所の特定に努めてまいっているところであります。これを引き続き行っていきたい。

結果として有収率は0.6%の減というふうになってはいますが、この冬の異常少雪により流域下水道処理場における12月と1月の流入量ですけれども、これは前年比で16%減少になっている。言わずもがなかなと。やはり理由はそこにあるのだろうと思うわけでありまして。これに伴って処理費も1,000万円ほど減少している。マンホール蓋の更新による成果が、決

算数字には表れていませんが、例年、冬期間の消雪水の流入により不明水が増加しているということが考えられるわけで、これらの不明水対策に対しまして着実に実施していくということで、長期的には必ずや効果が現れてくるというふうに考えております。現在、先般もどこかでは言いましたが、六日町管内で大変多くの数の古蓋の交換工事を行っているということでございます。

3つ目の施設の更新、それから資産の有効活用の問題です。施設の更新については、農業集落排水の流域下水道への統合事業を中心に進めています。これによりまして汚水処理のさらなる効率化、そして維持管理経費を少なくすることというのが図られて、農集処理場の再更新費用が不要となっていくことから、下水道経営の改善には必ずや寄与するものというふうに考えているところです。

現在、この事業により廃止となった農集処理場というのが3か所ありますが、将来的には桁窪を除きますが、全部で10か所を廃止する予定です。これらの施設の活用については、庁内で検討をこれまで進めてきたわけですけれども、いまだ有効な活用策が見いだせない。これはぜひとも議会の皆さんからも、アイデア、知恵を絞ってもらいたいというふうにもお願いしたいところであります。

民間での活用も含め、市のウェブサイトなどで、今また広報誌などでも利用者の募集を始めたところですが、なかなか難しいのかなというところでもあります。これらを引き続き進めて、資産の有効活用をやっていきたい。売るだけではなくて、自分たちとしてもどういうことに使えるかということも知恵を出してやっていかなければならないと考えているところです。

全体的には、ちょっと走り走りになりましたが、以上のようなことを考え、下水道の運営、経営に当たっていきたいと考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第98号議案は、産業建設委員会に付託します。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は、9月7日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後5時44分〕